平成２８年第３回東大和市議会定例会会議録第１７号

平成２８年９月７日（水曜日）

出席議員　（２１名）

１番	森田真一君	２番	尾崎利一君
３番	上林真佐恵君	４番	実川圭子君
５番	二宮由子君	６番	大后治雄君
８番	関田貢君	９番	中村庄一郎君
１０番	根岸聡彦君	１１番	押本修君
１２番	蜂須賀千雅君	１３番	関田正民君
１４番	関野杜成君	１５番	和地仁美君
１６番	佐竹康彦君	１７番	荒幡伸一君
１８番	中間建二君	１９番	東口正美君
２０番	木戸岡秀彦君	２１番	床鍋義博君
２２番	中野志乃夫君		

欠席議員　（なし）

議会事務局職員　（４名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員　（３１名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
産業振興課長	小川泉君	保育課長	宮鍋和志君
子ども生活部副参事	梶川義夫君	青少年課長	中村修君

市民生活課長	大法　努君	福祉推進課長	嶋田　淳君
健康課長	志村明子君	ごみ対策課長	松本幹男君
環境部副参事	長瀬正人君	都市計画課長	神山　尚君
土木課長	寺島由紀夫君	下水道課長	廣瀬　裕君
学校教育部副参事	小板橋悦子君	社会教育課長	村上敏彰君
中央図書館長	當摩　弘君		

議事日程

第　1　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前　９時２９分　開議

○議長（関田正民君）　ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問

○議長（関田正民君）　日程第１　一般質問を行います。

◇　蜂須賀　千　雅　君

○議長（関田正民君）　通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔１２番　蜂須賀千雅君　登壇〕

○１２番（蜂須賀千雅君）　皆さん、おはようございます。

12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。28年第３回定例会に当たり、通告書に従い一般質問さしていただきます。

まず１番といたしまして、困ったときの救急ハウス事業についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状における活動について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、２番といたしまして、命の教育の充実、子育て施策の市民への周知について。

①といたしまして、臓器移植医療、骨髄ドナー登録の市民への周知について。

②といたしまして、献血活動の市民への周知について。

③といたしまして、特定不妊治療助成制度、不育症の市民への周知について。

④といたしまして、学校教育における命をつなぐ教育についてをお伺いをいたします。

次に、３番といたしまして、東大和市立保健センター機能の充実についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔１２番　蜂須賀千雅君　降壇〕

〔市　長　尾崎保夫君　登壇〕

○市長（尾崎保夫君）　皆さん、おはようございます。

初めに、困ったときの救急ハウスの現状における活動についてでありますが、救急ハウスについては、通学途中などで子供たちが防犯上の問題に遭遇したときに、地域の方に子供たちの保護などをお願いするものであります。子供たちがわかるような目印となりますポスターを、地域の方々の御自宅や店舗に掲示していただいております。

次に、課題についてでありますが、協力していただいている方の全てが、実際に子供たちに危険が迫ったと

きに受け入れができるかが課題であると認識しております。

次に、今後の取り組みについてでありますが、新たな協力者をふやすとともに、日常、在宅している可能性の高い家庭、店舗等に引き続き協力を依頼してまいります。また、子供が不審者と遭遇した際に、協力者宅に助けを求めた後の対応について、警察や学校への連携、連絡体制のさらなる構築を行ってまいりたいと考えております。

次に、臓器移植医療、骨髄ドナー登録の市民への周知についてでありますが、市では制度に関する情報の普及啓発を目的として、保健センターに臓器提供意思表示カード及び骨髄バンクドナー登録のしおり等を配置し、市民の皆様に周知を図っております。

次に、献血活動の市民への周知についてでありますが、市では献血制度の適正な運営を図るため、東大和市献血推進協議会を設置し、東京都赤十字血液センターと連携しました献血対策を進めております。市役所駐車場等での献血の実施や、市が実施しますイベント等での啓発物の配布を通じて、市民の皆様に献血活動の周知を行っております。

次に、特定不妊治療助成制度、不育症の市民への周知についてでありますが、市では助成制度に係るポスターを保健センターに掲示するとともに、市公式ホームページにおきまして制度の詳細な説明を掲載して情報提供をしております。不育症を含む不妊の相談等につきましては、専門的な対応が必要となりますことから、東京都が実施します電話相談のポスターの掲示や、番号案内カードを保健センターに設置し、市民の皆様に周知を図っております。

次に、学校教育における命をつなぐ教育についてでありますが、市内小中学校におきまして、各教科、道徳の授業など、あらゆる機会を捉えて命のとうとさ、命の大切さを児童・生徒に指導しているところであります。また、命を救うという観点では、心肺蘇生法やＡＥＤの扱い方、応急手当の仕方などを指導しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、保健センター機能に係る現状についてでありますが、保健センターは市民の皆様の健康の保持及び増進並びに疾病の予防等の推進を図るため設置された施設であり、地域保健に関する法令等に基づくさまざまな事業を行っております。

次に、課題についてでありますが、厚生労働省が定めております地域保健対策の推進に関する基本的指針におきまして、市町村保健センターは保健所と関係機関と十分な連絡協力を図り、地域の保健、健康課題を共有しながら地域保健対策を一体的に推進することが望ましいとされておりますことから、保健活動の拠点として母子や成人保健の機能を充実させ、市民の皆様の健康寿命の延伸を関係機関と連携して実施することが重要であると考えております。

次に、今後の取り組みについてでありますが、市では各年代の市民の皆様が健康を保持及び増進し、健康寿命を延伸できるよう保健センターが地域保健対策の中核機関として、効率的、かつ効果的な保健サービスの提供を図るとともに、保健師等の専門職の人材育成と、さらなる資質の向上に努めてまいります。

以上です。

〔市　長　尾崎保夫君　降壇〕

○教育長（真如昌美君）　学校教育における命をつなぐ教育についてでありますが、各小中学校におきましては、これまでも自他の生命のとうとさや大切さを理解するための教育活動が展開されております。例えば小学校道徳の命のとうとさを見詰める授業では、自分の命がたくさんの人の命を受け継いできた、いわばリレーのバト

ンのようなものであることを感じとる中で、命の大切さを見詰め直す学習も行われております。

中学校保健体育科では、心身の機能の発達と心の健康の単元で、受精と妊娠について指導しております。生殖器の発育とともに生殖機能が発達し、妊娠が可能となることを理解することが学習の中心となっております。

また、学習指導要領に位置づけられていないその他の学習内容に関しましては、児童・生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮して指導を進めております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございました。

それでは、順次、再質問さしていただきたいと思います。

まず、１番の救急ハウス事業について少しお伺いさしていただきたいと思います。

この取り組みが始まった経緯と、その時期と、また事業の詳細を教えていただけますでしょうか。

○青少年課長（中村　修君）　この困ったときの救急ハウスにつきましては、平成９年ごろから当初は市のＰＴＡの連合会が取り組んで、その後、市の教育委員会が引き継いで取り組みを行ったものであります。

詳細につきましては、通学途中などで子供たちが防犯上の問題に遭遇したときに、地域の方に子供たちの保護などをお願いするものでございます。子供たちから目印になるポスターを掲示していただいて、犯罪の抑止などにも一定の効果が上げられております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

他市の状況と、それから現在の活動の状況を教えていただけますでしょうか。

○青少年課長（中村　修君）　他市の状況でございますが、各市におきましては、子供110番、子供避難所等の名称で、当市と同様の取り組みを行っております。また、６割がＰＴＡが主体、３割が自治体主体、１割が警察署等の主体で実施しております。現在は市の広報により新規登録者を募集し、協力者には申請後、ポスターをお渡しして協力を依頼しているところでございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　この活動を通じて、目に見える成果とか数字等がもしございましたら、教えていただけますでしょうか。

○青少年課長（中村　修君）　現在の登録件数につきましては約930件であります。平成21年度は約740件でございましたので、ＰＴＡ、青少年地区委員会等の協力を得て、新規登録者は少しずつふえていると思われております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

今回質問したのが、協力者を含めてたくさんの方がいらっしゃるというふうに認識をしております。小学校、中学校のほうでも――小学校ですかね、小中学校のほうでも、この活動、ＰＴＡのほうも一生懸命やっていただいてて、先ほどお話ありましたとおり今、約900件、1,000件近いということで、徐々に徐々にふえているということで認識をさせていただいております。

それで、こちらの協力いただいた、もちろん市民センターだとか集会所だとか、そういうところは職員の方がいらっしゃるので、皆さんこの経緯と、それからこの取り組みの内容はよくわかっていらっしゃると思うん

ですが、御協力いただいた方がどこまでこの救急ハウスの例えばマニュアルを意識して、それから対応できるかなというところで、ちょっと市Ｐ連のほうでお話も幾つかあったものですから、ちょっと御相談の連絡をきょういただきましたものですから、質問さしていただきました。

実際900件近くなると、市のほうでどこまで把握をされて、またきちんとその掲示をしている御家庭が、この救急ハウスのマニュアルに沿って対応できるかどうかということも含めて、そのあたりはどのように把握をされているのかを、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○子ども生活部長（榎本　豊君）　900件というところでございますけど、当初からはもう、平成９年ですから20年近くたってるということでございますので、当初お子さんが学校に通われてた方が中心になって掲示をお願いしたかと思いますけど、やはり御家庭によっては高齢者の世帯になったというようなところもいらっしゃると思いますので、その機能を果たしていただけてないところもあろうかと思いますので、やはり今後は新たな御家庭、店舗等を発掘といいますか、ふやしていくというのも肝要かと思いますけれども、今まで掲示をお願いしてた方に、経年で大分色あせたりしてるものもあろうかと思いますので、そういうところを申し出ていただくか、こちらで見るに当たって、その御家庭に新しいものに交換していただけるかというお願いをしながら、マニュアル、それからまた緊急連絡先等の周知などを努めていかなければならないかというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

実際活動されてるＰＴＡの方々を中心に、学校ごとに少し対応がばらついてるところもあるかなということが散見されることと、実際そのときは大きなことにはならなかったんですが、実際その子供たちが、ウサギ――ウサギでしたね、あれは。ウサギのマークが入ってるところに、困ったことがあって、あのときは何か大人の方につけ回されてたそうなんですが、行ったときに、その家に入っていったそうなんですが、その方も恐らく、高齢者の方だったそうで、当然そこに住んでた親御さんたちは別に世帯を設けられてたということもありましたものですから、対応が、何をしていいんだかが全然わからなくて、そのときは大きなことにならなかったのでよかったというふうに思っていますが、部長からお話ありましたとおり、協力者と協力事業者の方のサポート体制を、ぜひ改めて整えていただきたいという要望が１つと、それからＰＴＡのほうでも、その取り下げというか、例えば掲示のお礼と継続に関することの指針というかマニュアルというか、ひとつそういうものをつくっていただけないかということも少しお話の中でありました。

学校によっては、看板掲示のお礼と継続のお願いということで文書を出してやっている、またそこを全て把握をしてやっているところもあれば、とにかく抑止力という意味で、張ることに集中をしてやっていただいてる学校もあるということで聞いておりますので、とてもいい事業だと思いますし、犯罪の抑止力にはなると思いますので、ぜひそのあたり今後の取り組みと、また今後の新たな事業展開があれば、最後、教えていただけたらというふうに思います。

○子ども生活部長（榎本　豊君）　子ども生活部では、所管してますところで、青少対が地域の方々との常日ごろ情報交換等を行っております。そんな中で、ＰＴＡの方たちのお声もそちらに、ＰＴＡの方も青少対にかなり入っておりますので、そのような御意見いただきながら、先ほど申し上げたとおり新たな御協力をいただけるところには、どのような方策をしたらいいかということを、検討してまいりたいなというふうに思ってるところでございます。

それから、ＰＲにつきましては、公式ホームページには、ポスターを実際にホームページのほうに載せまして、こういうようなものですというような例示をしておるところでございますので、市報でもポスターを例示をいたしますと、皆さんにさらに周知が広がるのかなというふうに思うところでございますので、そちらもあわせて行ってまいりたいというふうに考えてるところでございます。

制度、始まって20年ぐらいたちますので、先ほど蜂須賀議員がおっしゃったように、やはり新旧交代というところで、今までお願いしてた方にどのように今後、また協力をいただけるかというところも把握して、今後の事業展開につなげていけたらというふうに思ってるところでございます。

以上です。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございました。よろしくお願いしたいというふうに思います。

次です。命の教育の充実のほうに移らしていただきたいと思います。

昨日、議長報告にも、骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する要望ということで議長報告もありました。先ほど教育長のほうの答弁でも、命のバトンをつないでいくという教育をしてるということでお話がありました。こちらにも、通告にもさしていただきましたとおり、やはりこういった活動は確実に多くの方が登録をしていただき、そして困っている方々に協力をできる制度であるということで、そしてまたこれを御家族、そして学校でこういった教育をし、また家族で話し合うことのできる機会をつくっていくことが、こういった事業の充実、そしてまた東京都も、それから国も動かしていく一つの起爆剤となるんじゃないかなということで、幾つか質問さしていただきたいというふうに思います。

臓器移植医療の医療界における現状、それから課題ですね。それから、臓器移植により助かる命の詳細というものが、もしわかっているようであれば教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　臓器移植についてでございますが、臓器移植は病気や事故によって心臓や肝臓など臓器が機能しなくなった場合に、人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療でございます。臓器提供には、生体移植と死体移植がございます。現状でございますけども、平成９年に臓器移植法が成立し、脳死での臓器提供に限り法的脳死判定により脳死を人の死にすることによって、脳死下での提供が可能となってございます。

課題についてでございますけども、臓器の移植の希望をしている方は、およそ１万3,000人とされておりますけれども、臓器の提供が少なく、移植を待ちながらお亡くなりになる方が多くなっているということでございます。

臓器移植により回復可能と見る主な病気についてでございますけれども、最も登録として多い病気が慢性腎不全などの腎臓の病気でございまして、約１万2,000人の方が移植を御希望なさって登録をしているということでございます。そのほか先天性の心疾患など心臓の病気、また先天性の肝臓や胆のうの疾患、肺高血圧症など肺の病気、糖尿病などの膵臓の病気ということで、それぞれ登録されている方は200人から350人前後ということでございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

命をつなぐ事業ということで幾つかまとめて聞いていきます。

臓器提供意思表示カードの現状を教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　臓器提供意思表示カードについてでございますけれども、このカードは自分の臓器

提供に関する意思を表示するカードでございます。現在、カードつきのリーフレット等が、都道府県庁や市町村の役場、警察署等、いろいろな場所に設置され、切り離して携帯できるような仕様となってございます。また、カードのほかに健康保険証や運転免許証等に意思表示を記入する欄が設けられており、その記入により自分の臓器提供に関する意思を表示することが可能となってございます。

現状でございますけれども、現在累計の配布数について新旧のカードやシール、合わせて１億8,703万5,587枚がいろいろな場所で配布されているとのことでございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

骨髄ドナー登録の現状を教えてください。

よろしくお願いします。

○健康課長（志村明子君）　骨髄バンクのドナー登録についてでございます。

骨髄バンクのドナー登録には、年齢が18歳以上、54歳以下、体重につきましては男性が45キロ以上、女性が40キロ以上の健康な方など要件がございます。また、登録に当たりましては、登録窓口となります保健所や献血ルームなどで、約２ミリリットルほどの採血をし、ＨＬＡという白血球の型を調べることが必要となります。現在、平成28年７月末の数字でございますけれども、ドナーの登録者数は46万3,465人で、実際の移植件数は１万9,747例となってございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

それから、献血活動も市役所のほうでやっておりますが、献血活動の現状と、それから細かい数字等、もしわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　献血活動についてでございます。

平成27年度の実績ですけれども、市内において８回の献血を行い、延べ344人の方に献血のほう、実施していただいております。献血はお盆や年末年始に不足することから、この時期の献血の推進が必要とされております。また、少子高齢化により若年層の方の献血者数がふえていること、逆に高齢の方が医療において輸血など血液製剤を多く使用し、需要される量がふえているということで、安定な供給についてのバランスをとることが課題というふうにされております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

今さまざま臓器移植医療について、それから意思表示カード、骨髄ドナー登録、それから献血活動等、全て先ほど教育長からお話もありましたとおり、命の教育をつないでいく、命のバトンだということでお話がありました。こういった意識づけ、そしてまた先ほど臓器提供のほうでもありましたが、登録をして移植を待っている方が大変多くいます。そして、この方たちの最善の治療が臓器移植医療だというふうにも言われております。また、骨髄ドナー、これは関係もそうです。それから、身近にできる活動としては献血活動、全てが命というものをしっかりと大切に捉え、意識している。そして、またこれを幼少期のころから、どのように教育の中でやっていくということが非常に大事なことだというふうに認識をしております。

教育委員会のほうにお伺いをいたしますが、臓器移植、それから骨髄ドナー、それから献血活動、そういったことは各学校でどのような授業の取り組みがされているのかを教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君）　各学校におきましては、児童・生徒に自他の生命のとうとさというものに気づかせ、また生命を尊重しようとする態度、そういうものを育成しようと取り組みを進めているところです。また、命に対する自分の考え方と他者の捉え方を比べて、生命の尊厳のあり方を学ぶというような実践も行ってるところです。今議員のほうからございましたように、特に臓器移植、それから骨髄バンクを扱った授業実践につきましては、市内小学校では５・６年の道徳の授業で臓器移植、それから骨髄バンクについて扱ったことがございます。中学校では、３年生の社会科の公民の学習におきまして、自分の生き方や生活のスタイルなどは自分自身で自由に決めたり選んだりできるという自己決定権が尊重されるようになってきているということを学ぶ中で、臓器提供意思表示カードや臓器移植法改正について触れられております。このことについては、教科書のほうにも触れられております。また、２年生の理科の血液の授業の中で、献血活動の重要性を学んでいるというような例もございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

市内の小学校で今、道徳の授業ということだったというふうに思いますが、具体的な授業内容を少し教えていただきたいということと、また全児童と生徒が一斉に臓器移植のことを学ぶ機会というのはあるのかないのか、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君）　具体的に市内小学校で行われた道徳の授業でございますけれども、６年生の道徳の授業では、臓器移植とは何なのかと。また、両親の子供の死を認めることや、臓器移植を認めることのつらさ、臓器移植によりほかの人の命が救われることについて考える授業が実践されております。また、５年生の道徳におきましては、白血病で小学校１年生の我が子を失った母親の悲しみから、命のとうとさを考えたり、子供の死から骨髄バンクを広めようと取り組んでいる母親の願いから、骨髄バンクについて学んだりした授業が実践されています。また、臓器移植について、児童・生徒が一斉に学ぶことにつきましては、小学校、中学校の学習指導要領の中では、臓器移植、骨髄ドナーカード、また献血活動等について学ぶ内容にはなっておりませんけれども、今、中学校３年生全員を対象に、厚生労働省のほうから臓器移植について「いのちの贈りもの　あなたの意思で救える命」というリーフレットを配布しております。このリーフレットを活用して、道徳の授業で実践をしている学校もございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

先ほど教育長のお話にもありました命をつなぐ教育ということになるんだというふうに思いますが、各学校での例えばですね、現状と課題ですね、それから今さまざま臓器移植のこの捉え方、それから内容も、私も子供たちからも伺っておりましたが、いい取り組みをされてるなというふうに思います。さらに今の現状ですね、命をつなぐ教育の現状と課題、また今後予定されてる取り組み等あれば、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君）　現状と課題、それから今後の取り組みということでございますけれども、これから、今までもそうですが、命の教育を実践していく中で、子供だけではなくて、やはり家族の中で命のとうとさや大切さを考えていくというようなことは課題になろうかなというふうに思います。学校におきましては、その命のことについての学習についてはとても大切なことだというふうに認識しておりますので、例えば学校公開だったりとかで、一緒に家族と考える機会を設けたりとかというような実践も行われているところで

す。そのように、子供だけではなくて、家族でそのようなことを考えていくというのが、今後取り組む方向としてはいいかなというふうには思ってるところでございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

ぜひ、子供たちへのこの命をつなぐという教育に関しては、より積極的にさらに進めていっていただきたいということのお願いが１つと、それから今参事のほうからお話ありましたとおり、教育委員会を通じて家族で考える機会の創出というものを積極的に、さらに取り組んでいっていただければというふうに思います。家で子供たちが家族とともにこういったお話をしていく中で、こういった命をつなぐというものの自分の積極的な活動につながって、将来につながっていくことは明白だというふうに思っておりますので、ぜひそのあたり改めて家族でその機会を創出できるように、教育委員会でも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、最後、今後の展望等があれば教えていただけますでしょうか。

○教育長（真如昌美君）　命の大切さにつきましては、もう言うまでもなく私たちは日ごろから感じているところであります。世の中、変わっておりまして、実際に小学校では命の大切さを、植物を育てるだとか、あるいは動物を育てるだとか、さまざまな取り組みを進めてきたわけですけれども、それらもなかなか十分にできないというそういう環境になりつつあるというのは、これも事実であります。そんな中で私たちは、やはり教員の命を含めて感性といいますかね、そういったものをしっかりと磨いていかなくては、子供に十分な教育はできないかなというふうに思ってるところであります。そういったことを意識しながら、初任者研修、あるいは一般の先生方の研修の中で、命の大切さについて今後学ぶ機会をしっかりと用意していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○１２番（蜂須賀千雅君）　教育長、ありがとうございました。

大変痛ましい命にかかわる事件も、やはり定期的に後を絶たないという事情もあります。こういった教育をさらに進めて、東大和市として、教育委員会として進めていただきますよう強くお願いをさせていただきたいというふうに思います。

また、市民全体として、今度、福祉のほうに、中心になると思うんですが、家族で考えるそういった機会の創出を、市のほうとしても、教育委員会のほうでも今お願いをさしていただきましたが、家族でこの命というものを考える機会の創出をしていただける活動を、ぜひお願いしたいと思いますが、御答弁、お願いできますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　まず保健センターにおきましては、現在も、例えば骨髄ドナーの登録のパンフレットとか、その臓器提供意思表示カードなどのお配りをさせていただきまして、関係団体からも周知依頼があった場合には、ポスターの掲示や周知などを図っているところでございます。

今議員のほうからお話のありましたような、命を大切にするといったようなことにつきましては、さまざまな講演会、講座等を通じながら、そういったところを行っていくとともに、やはり妊婦さんの段階のときから、そういったようなお話なども家族と接していく中ではできるような形でしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

こういった事業は、市民への周知ということが一番大事になってきて、また意識づけを上げていくということが大事だというふうに思っておりますので、ぜひ引き続きお願いしたいというふうに思います。

この分野、最後に不妊治療と不育症の件、お伺いをさしていただきたいと思いますが、ことしの外部評価会議でも特定不妊治療助成制度ということで、一つ課題になっておりましたが、あのとき傍聴さしていただきましたが、委員の皆さん、男性の方が、あのときはたしかほとんどだったと思うんですが、全く知らないと、この事業を知らなくて、会議に参加する前に初めてホームページを見ましたというのが、あのとき全員だったと思います。毎度、年に１度ぐらいこの質問をさしていただきますが、やっぱり周知というもので、やはりこの不育症で困っている方々、不妊症で困っている方々に理解を求めるという活動は非常に大事だというふうに思っております。

また、昨日でしたかね、やっと民間の保険会社のほうで不妊治療の保険というものが発売されたというお話がありました。その前までは、大変高額な治療費の関係から二の足を踏んでいる保険会社がほとんどだということで報道があって、１カ月もしないうちに日本の一番の大手の保険会社が、特定不妊治療に関する民間の保険を初めて販売をするということでニュースになっておりましたが、このあたりもやはり市民も含めて、国民全体でこういった議論、一番は国のほうの補助がやっぱり一番大事かなというふうに思っておりますが、市民の方にこういったものがあるんだよということ、またこういったもので苦しんでる方がいるんだよということで、引き続きこちらの活動をぜひお願いしたいということで、これも周知ということになると思いますが、新たに活動も含めて、周知活動も含めて、今後の活動予定等ありましたら教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　特定不妊治療制度の今後の周知の予定等についてでございますけども、周知の工夫につきましては、現在、市公式ホームページ、市報等で制度について、ホームページにおきましては詳細な説明等をしておりますけども、なかなか特定の方を対象としている事業ということで難しい面もございます。ただ、いろんな周知の機会の提供ということで、アプリの活用等も含めて、今後たくさんの方に、この特定不妊治療助成制度及びまた不育や不妊の相談先などの情報の提供をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　引き続き今お話ありましたとおり、積極的な周知活動を、ぜひこの分野、臓器移植、ドナー登録、献血、それから不妊治療等、ぜひ保健センターとしても取り組んでいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

教育委員会のほうにも、ぜひ命をつなぐ教育の積極的な活用を、よろしくお願いしたいというふうに思います。

２番は終わらしていただきます。

３番に移らしていただきます。保健センターの機能充実ということでお伺いをさしていただきたいと思います。

さまざま健康ブームの中で、市民の健康の拠点となる保健センターのやっぱり役割が非常に重要になってきてるというふうに認識をしておるところでございます。一つ平成20年あたりから、さまざま健康の志向が日本人は強くなってきて、健康ブームだというふうに言われておりますが、そのあたりで保健センターにおける予算規模、また職員の増減等を含めて、少し詳細を教えていただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君）　保健センターの予算等の規模や職員の状況でございますけれども、保健センターの運営費につきまして、その決算額は平成20年以前からおおむね600万円台のほうで推移をしております。途中、平成21年度におきましては新型インフルエンザ対策の備品等を、保管用の倉庫の建設をするため、1,500万円

という形で決算額のほうをしております。また、職員の配置につきましては、平成21年度は15人でありました。現在18人ということで配置のほうをしております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

大変健康施策に熱心な尾崎市長が就任されてからも、さまざま健康に関する施策が推移をしてるというふうに思いますが、平成20年あたりからですね、以降を含めて、また尾崎市長就任以降も健康に関する少し厚めの施策がさまざま市長のほうで打たれてるというふうに思いますが、施策の推移についてお伺いをさしていただければと思います。

○健康課長（志村明子君）　近年の健康に関する施策の推移についてでございます。地域保健法や、また関連法令の成立や改正等により、保健センターにおいても係をふやしたり、分掌事務の変更などを行っております。主にふえました事業については、母子保健事業につきましては未熟児の養育に関連した事業のほうは事務移譲のほうをされております。また、成人保健事業におきましては、クーポン券によるがん検診や心の健康づくりの事業等が新たに開始されております。また、予防接種事業におきましては、定期接種において新たにＢ類が加わるとともに、Ａ類のほうも接種の種類のほうが加わり、種類のほうがふえております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

保健センターへの健康志向の上昇もありまして、大変期待値も、また市民のニーズも非常に上がっている中で、保健センターに働かれてる職員の皆さんは、本当に日夜苦労されて、努力をされている姿も、そしてまた市民の方に、市民講座として地域の自治会だったり、それからシニアクラブだったり、それから時にはＰＴＡだったり青少対だったり、さまざまな場所に派遣をしてきていただいて努力されている姿も、本当に頑張ってるなというふうにいつも拝見をしてるところでございます。

市民の健康ニーズの上昇を、今どのように捉えているか教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　保健センターは、地域保健活動の拠点として、市民の皆様の健康の保持及び増進のために、保健サービスを効率的に実施していく役割を担っていると考えてございます。市民の皆様の健康におけるニーズにつきましては、健診や予防接種など、事業については集団から個別化を図り、利便性の向上を図っているところでございます。

また、市民の方の環境の変化や状況を捉えまして、メンタルチェックシステムの導入や、また胃がんリスク検査、特定不妊治療助成制度等も、市独自の事業として開始し、継続しているところでございます。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

配置されている職員の皆さんを見てると、なかなか本当に大変な思いをしてるなということがありまして、やはり健康が基本で日々の生活、また市民の生きていく上での充実というものがあると思いますので、来年度に関しましては、大変予算も厳しい中でございますが、職員配置も含めて、また予算づけも含めて、市民ニーズが非常に高い分野だというふうに思っておりますので、ぜひそのあたり改めて検証していただいて、手厚い対応を保健センターにというふうに求めております。

余り長く質問するあれもありませんが、市長、また副市長として、今後の保健センターに求めるもの、そしてまた期待するもの等あれば、最後、御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○副市長（小島昇公君）　市長が冒頭お答えさしていただいたものと重複する部分がございますが、少子高齢化のさらなる進展、そして人口の減少に加えまして、ひとり暮らしの世帯、そして共稼ぎ世帯の増加など、市民生活を取り巻く社会環境、非常に大きく変化をしております。今後も大きく変化をしていくのかなというふうに考えております。

このような状況の中で、地域保健の役割、こちらにつきましては、やはりさらに高度化しなければいけない、そして多様化が求められるというふうに認識をしております。こうした中で、市といたしましては、こういう状況を的確に捉えて対応できるように、大きな目標の日本一子育てしやすいまち、そして健康寿命を延ばすというところを目指しまして、医療、介護、福祉等の関連施策の充実、そして関係の諸団体との連携をさらに推進していく必要があるというふうに考えてございます。

市民の皆様の安心して暮らしていける、そういう地域社会の実現に向けまして、やはり保健センターが気軽に市民の皆様が相談できる場所であるというところを、少し積極的にＰＲも進めながら、地域保健施策をさらに充実して推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○１２番（蜂須賀千雅君）　副市長、ありがとうございました。

今副市長からもお話ありましたとおり、市民要望の中で、正直、保健センターに絡む要望というのが、やはり年々多くなっております。それで、私個人もよく保健センターに顔を出さしていただくと、若干体が少し大きいものですから、いろいろアドバイスを、サポートをしていただくというのをやっていただいたり、本当に細かくその一人一人に応じた対応をしていただいてるなということも本当に感心してるところでございます。ぜひ、市民ニーズが非常に大きくなってる上で、こちらへのさらなる充実を努めていくために、市長、副市長の御尽力もさまざま必要だというふうに思っておりますので、ぜひ保健センターの職員の方々も含めて充実して、また市民、皆さんが充実して働いていただくことは、市民へのサービスの向上につながっていくと思いますので、ぜひとも改めての強い要望をさしていただいて、私の一般質問、終わらしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（関田正民君）　以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇　根　岸　聡　彦　君

○議長（関田正民君）　次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔１０番　根岸聡彦君　登壇〕

○１０番（根岸聡彦君）　議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は、大きな項目として３点です。

まず、特殊詐欺から市民を守る取り組みについてであります。

高齢者を狙う特殊詐欺は依然として静まる気配を見せておらず、手をかえ品をかえ、さまざま、かつ巧妙な手口で市民の大切な財産を奪っております。市内でも年に何件かの被害が発生しており、被害金額も増加傾向にあると伺っております。市民の大切な財産を守る取り組みとして、過去からさまざまなお取り組みをされていることは重々承知をしておりますが、いま一度、より効果的な取り組みがないのか、警察との連携のあり方は今までどおりでよいのかといったことを考えるきっかけとなることを願い、以下、市のお考えを伺いたいと

思います。

①特殊詐欺の現状について。

アとして、東大和警察署管内の被害状況は。

イとして、犯行の手口等、最近の特殊詐欺の特徴は。

②防犯の取り組みについて。

アとして、警察との連携は。

イとして、市としての取り組み状況と今後の課題は。

続いて、２番目は民生・児童委員についてであります。

民生・児童委員につきましては、３年ほど前に１度、一般質問にて取り上げさしていただいたことがあります。今回はそのときに出されました課題に対する取り組み状況等につきまして、民生・児童委員に対する市としての現状認識、評価とあわせて市のお考えを聞かせていただきたく、以下、お伺いをいたします。

①民生・児童委員の役割について。

アとして、行政における民生・児童委員の位置づけは。

イとして、民生・児童委員としての活動内容や状況に対する認識は。

②民生・児童委員の評価について。

アとして、委員や市民からの声に対する市としての認識は。

イとして、現在の民生・児童委員に対する処遇は。

そして、第３は下水道事業についてであります。

下水道事業につきましては、過去何回かにわたり汚水に関する質問をさせていただいた中で、東大和市下水道総合計画に基づき、長期的展望に立って適切に事業を進められていると認識しておりますが、昨今、頻発しておりますゲリラ豪雨に対して、行政としてどのような対応をとっているのか、何が足らないのか、どのような対応が求められるのか、またそのために解決すべき課題は何があるのか等、お聞かせいただければと思います。既にさまざまな策を講じていることは重々承知しながらも、以下、お伺いをいたします。

①汚水対策について。

アとして、下水道料金改定に対する評価は。

イとして、今後の事業展開に対する展望は。

②雨水対策について。

アとして、ゲリラ豪雨に対処するための市としての施策は。

イとして、東京都との連携と今後の課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして、自席にて行わさしていただきます。よろしくお願いいたします。

〔１０番　根岸聡彦君　降壇〕

〔市　長　尾崎保夫君　登壇〕

○市長（尾崎保夫君）　初めに、特殊詐欺の被害実態についてでありますが、東大和警察署によりますと、東大和市内の特殊詐欺の被害実態につきましては、平成25年が被害件数22件、被害額約8,300万円、平成26年が被害件数が21件、被害額約１億円、平成27年が被害件数が14件、被害額が約１億9,000万円、平成28年は１月から６月までの半年間で６件、被害額が約1,600万円とのことであります。

次に、犯行の手口等の特徴についてでありますが、特殊詐欺の手口は年々多様化、巧妙化、組織化が進んでいると言われております。特徴としては、他の調査を装って事前に個人情報等を聞き出し、標的とした高齢者等の息子や娘の名前、職業、携帯番号などを全て把握した上で、巧妙な詐欺を仕掛けるパターンが多くなっているとのことであります。

次に、防犯に関する警察との連携についてでありますが、防犯看板設置の調整や特殊詐欺に関する二次被害防止のための安全安心メールの送信、また毎年実施しております東大和地区地域安全市民のつどいや、防犯キャンペーンで高齢者が特殊詐欺に遭わないよう、広報活動を要請するなど連携に努めております。なお、平成27年度から平成28年度にかけて、東京都の事業として振り込め詐欺等の抑止のための自動通話録音機を市内の65歳以上の方が居住する世帯へ120台貸与しました。

次に、市としての防犯への取り組み状況と今後の課題についてでありますが、引き続き東大和警察や東大和市防犯協会と連携し、さまざまな機会を捉えて市民の皆様に被害防止の啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、民生委員・児童委員の位置づけについてでありますが、民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員と解されております。地域福祉の担い手として、行政と地域社会をつなぐ非常に重要な役割を担っていただいております。

次に、活動内容や状況に対する認識についてでありますが、民生委員・児童委員はそれぞれの担当区域における地域活動や訪問活動などの機会を通じて、支援を必要としている市民の皆様の相談に応じ、市の福祉サービスの利用援助や情報提供を行っております。これらの活動は、市の地域福祉の推進に多大な貢献をしていただいているものと認識しております。

次に、委員や市民からの声に対する認識についてでありますが、近年の少子高齢化や核家族化の進展等により、民生委員・児童委員に対する相談内容や地域の中で求められる活動内容も複雑化しております。こうした中、民生委員・児童委員としての活動の負担感が大きいとの御意見をいただいているところであり、市も同様の認識を持っているところであります。

次に、処遇についてでありますが、民生委員・児童委員の活動費としまして、東京都負担分及び市負担分、合わせて委員１人当たり月額１万2,650円の報償費を支出しております。

次に、下水道使用料改定に対する評価についてでありますが、平成28年７月１日から下水道使用料を改定し、新たな料率による使用料の算定を行っております。しかし、現時点での使用料算定には、旧料率による算定分が含まれているため、料率改定の影響につきましては今後も確認してまいりたいと考えております。

次に、今後の事業展開に対する展望についてでありますが、下水道総合計画に基づき経営の安定化に努め、下水道の機能を将来にわたって適切に維持していくことが重要であると考えております。

次に、ゲリラ豪雨への対処についてでありますが、近年、多発しております局所的かつ短時間の集中豪雨につきましては、１時間降雨に換算しますと100ミリを超える勢いの豪雨になることもあり、現在整備されております雨水排水管の処理能力を超える状況となっております。このことにより発生する浸水被害を軽減するため、計画的に雨水浸透施設の設置や雨水排水管の清掃を実施するとともに、頻繁に道路冠水が発生する箇所についての対策を検討しているところであります。

次に、東京都との連携と今後の課題についてでありますが、道路の整備や改良に当たりましては、浸透施設等による内水被害の軽減への対応を要請しているところであります。今後は内水被害に対する抜本的な対策の

検討が必要であると考えております。

以上です。

〔市　長　尾崎保夫君　降壇〕

○議長（関田正民君）　ここで10分間休憩いたします。

午前１０時２４分　休憩

午前１０時３４分　開議

○議長（関田正民君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○１０番（根岸聡彦君）　御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問に入らさせていただきます。

まず、特殊詐欺から市民を守る取り組みについてでありますが、先ほど市長答弁の中で、他の調査を装って事前に個人情報を聞き出すという詐欺の手口があるという御答弁があったと思います。かたり調査というものだと思うんですが、どのような方法、あるいはどのような話し方によって個人情報を聞き出しているのか、おわかりになりますでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　かたり調査につきましては、通常さまざまな統計調査の調査員や、また地元の警察の防犯のための調査などと装って、自宅に電話をかけ、住居の形態とか世帯の状況、金融資産の保管状況や相談相手がいるかどうか、こういった個人情報を事前に引き出すものだと言われております。当市であった特殊詐欺事件につきましても、おいを装ってかばんをなくしたと電話し、うちの金融機関に振り込んでよと、おいが実際に勤めている金融機関を告げることで、おい本人であることを信じ込ませ、だましとった例があったとのことでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　現在、市のほうで行っている二次被害防止のための安全安心メールの配信でありますが、何名の方に今行っているのでしょうか。また、その取り組みの中で何か成果が上がったものがあれば、お示しいただけますでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　現在、市が行っている二次被害防止のための安全安心メールの配信でございますが、登録されたアドレス全てに送信しておりますので、平成27年度末の登録件数は8,992件でございますので、その件数を送付しています。

成果につきましては、特殊詐欺の件数が、この３年間の推移で減少してますことから、安全安心メールもある程度、寄与しているものと理解してるところでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　ありがとうございます。

特殊詐欺を撲滅していくためには、犯人が活動しにくい状況をつくり出すことも重要なことであるというふうに思いますが、例えば防犯看板の設置、あるいは実際にいろいろなところでさまざまな成果を上げている金融機関との連携等もそうだと思いますが、行政としてさらに強化していくべき点というのは、どのようなところにあるとお考えでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　特殊詐欺を含めた犯罪の防止や、犯罪の起こりにくいまちづくりを実現させるために、市民、関係団体、関係行政団体等のそれぞれが、防犯のための施策、目標を明確にし、取り組む必要が

あることから、平成23年度に市民の安全のための指針を策定し、関係機関と連携をして取り組んでおります。この指針の中では、主に啓発と注意喚起を市行政の取り組みとしているところでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　特殊詐欺のターゲットというのは、その多くが高齢者であるというふうに言われております。独居世帯の方、高齢者のみの世帯の方に対する施策として、現在取り組んでいること、今後取り組む必要があると感じていることがあれば、教えてください。

○総務部参事（東　栄一君）　取り組みといたしましては、市報、市公式ホームページの掲載、それから地域安全市民のつどい、また防犯キャンペーンによる啓発ですね、それから青色回転灯パトロールカーによる市内巡回による注意喚起などであります。今後の取り組みといたしましては、特殊詐欺は電話によるものが大半でございますので、冷静に対応するための手段として留守番電話による自己防衛について周知をしていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　東京都の事業として、振り込め詐欺等の抑止のための自動通話録音機を市内の65歳以上の方が居住する世帯へ120台貸与したという御答弁がありましたが、これは有償で行っているのでしょうか、無償なのでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　市が貸与した120台につきましては、無償で貸与したものでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　この自動通話録音機を貸与する場合の事務の流れというのは、どのようになっているのでしょうか。また、１台当たりにかかるコストというのは幾らぐらいでしょうか。東京都からの補助の有無等も含めて御教示いただければと思います。

○総務部参事（東　栄一君）　貸与したものにつきましては、平成27年６月以降に貸与いたしましたが、この120台につきましては、東京都から市に譲与されたものを市報等で募集を行いまして、市への申請に基づき貸与を行ったものでございます。

１台当たりのコストにつきましては、東京都によりますと、最初は２万台を発注したということなので、スケールメリットもありまして、約3,500円とのことでございました。

なお、平成28年度からは、東京都は自動通話録音機の設置促進のための補助事業のほうに切りかえを行いました。このため、現在市では機器の貸与は行っておりません。仮に実施することになれば、市で自動通話録音機を購入して、高齢者等への配布を目的に配布する場合に、２分の１の補助が受けられる仕組みに変更となってございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　高齢者、特に独居の方々にそういった機械を貸与することができれば、被害の撲滅とまでいかなくても、その被害の発生を大幅に抑制できるというふうに考えるのですが、市の認識はいかがでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　対象となる高齢者の方々が、積極的に自動通話録音機を活用することは、被害の発生の抑制に寄与するものと認識してございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　自動通話録音機に関しては、市民の方々の認知度は上がっているというふうに思うの

ですが、どうやって設置するのか、どこに申し込むのか、費用は幾らぐらいかかるのかといったことがわからないという意見をよく伺います。産業まつりを初め、さまざまなイベント会場に防犯協会がブースを出しておりますが、そういった機会を利用して多くの市民の方々に特殊詐欺の現状を知っていただく、また自動通話録音機を貸与する制度があるということを知っていただく、そしてそれの導入に興味を持っていただく、そういった取り組みが重要になってくると思うのですが、行政から防犯協会にそういう依頼をする等、市の考えはいかがでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　市の防犯協会は、既にさまざまな活動を行っておりますので、難しいかもしれませんが、自動通話録音機や留守番電話の利用についての周知の取り組みができないか、依頼はしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　特殊詐欺の犯人というのは、電話での会話を録音されることを非常に嫌うというふうに言われておりますが、録音装置を設置している家での被害状況はどうなっておりますでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　東大和警察署によりますと、自動通話録音機を設置してる御家庭で被害が遭ったということは、事例はないとのことでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　そうであるならば、ぜひこの機械を設置するように、設置する台数をふやしていきたいというふうに思うのですが、また警察署長ともお話をした際に、そういったことを促進していきたいというふうなお話をされておりましたが、そのことについての市の見解はいかがでしょうか。また、普及推進に関しての課題はどのような点があるのでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　自動通話録音機の普及推進に関する課題といたしましては、自動通話録音機はかかってきた全ての電話に対しまして、この電話は振り込め詐欺被害防止のため自動録音されますとメッセージが流れますが、電話をかける側からしますと不快に感じることがあるという話を聞いておりますし、またメッセージが流れる時間分の電話代も発生いたします。設置されている高齢者の側でも、電話を頻繁にかけてくる知人とか親族の方に対して失礼だと感じる向きもある――ストレスを感じるということがありまして、そういった配慮から貸与を取りやめた方も実際にございました。それとあわせて、留守番電話でも同様の効果が得られると考えてございますので、その辺の利用についても周知をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　市民の財産を守るということは、行政の使命であるとも考えております。利用者の負担を設定する方法もあると思います。設定するならば、どの程度の負担にするのか、あるいはどの程度にするのかも御検討いただき、ぜひこの取り組みについて次年度の予算の中に多少なりとも計上されることを望むわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　自動通話録音機の設置が効果的な対策であることは認識してるところではございますけども、一方、先ほど申し上げました設置する上での課題もありますことから、まずは警察署と連携した被害防止の周知に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　特殊詐欺による被害をゼロにしたいという思いは、警察も行政も、そして市民も同じ思いだと思います。この悪質きわまりない犯罪の撲滅に向けて、それぞれがそれぞれの立場でできることを

行っていくことが重要であると考えます。犯罪に対しては、警察は当然犯人逮捕に全力を注ぎ、市民は個人個人で特殊詐欺に対する知識を十分に持って、高い意識でみずからの財産をしっかりと守る手だてを講じていかなければなりません。そして、行政はその市民意識の高揚や、市民が必要とする手だてに対してしっかりとサポートすることが求められます。全てを行政に任せ、おんぶにだっこというのは、市民がみずからの財産を保全するという観点からかけ離れてしまいますが、特に今回取り上げさせていただきました特殊詐欺については、警察からも自動通話録音機を設置している家庭で被害が発生したという報告はないということで、強力に推し進めていきたいと言われております。この事業が何十億円もかかる大規模なものであるならば、それなりの手順を踏んでということになると思うんですが、東京都からの補助もございます。１台当たりの単価も、それほど高いものではありません。そういったところから、毎年少しずつでも導入件数をふやしていくことで、犯罪の発生しにくい環境をつくっていただくことができるということで、市としても強力に対応していただくことを要望させていただき、最初の質問を終わらせていただきます。

次に、民生・児童委員についてであります。

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であるという御答弁がございました。民生委員・児童委員さんの具体的な活動としてはどのようなものがあるのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　民生委員・児童委員の活動内容でございますけれども、まず地域住民の方と行政とのパイプ役としまして、市民の方から御相談を受けた後に、適切な行政の窓口へつないでいただくということがございます。また、行政からの依頼に基づき、例えば児童扶養手当の受給申請に当たりましての事実関係の調査書、意見書の発行、あるいは敬老金の支給、児童の見守り等、その活動内容は多岐にわたるものと認識しております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の方々は、活動の中でさまざまな困難に直面することがあるというふうに拝察をいたします。市として、どのような困難があるというふうに認識をされているのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　まず、活動内容が多岐にわたりますため負担が多い、あるいは市民の方から御相談を受ける中で、民生委員・児童委員としての活動の範囲の線引きをすることが難しい。行政とのパイプ役として、ここまでやらなければならないのかという心の葛藤ですとか、そうしたところですね、御質問者の御指摘のとおり、その活動の中でさまざまな困難が生じているものと、こういうふうに認識しております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　ここで、民生委員・児童委員の改選があったと思うのですが、民生委員・児童委員をやっていただける方というのは、多くいらっしゃるのでしょうか。言い方を変えれば、改選の作業というのはスムーズにいったのでしょうか。もしいっていなかったとするならば、その原因はどのようなところにあるのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　現職の民生委員・児童委員の任期が、ことしの11月末で満了になりますことから、12月から御就任いただく新委員の人選を行っておりましたが、委員のなり手がなかなか見つからず、人選は非常に困難な状況でありました。しかしながら、12月からの就任のための東京都への推薦期限が７月末であったんですけれども、民生委員推薦会委員の皆様、あるいは現職の民生委員の方々に大変な労力をかけて地域を回っていただきまして、候補者を探していただくなどした結果、おかげさまで欠員を生じさせることなく何とか期限までに委員を推薦することができました。こうした状況から、改選の作業がスムーズにいったとは

なかなか言えないという認識を持っております。

こういったところの原因でございますけれども、基本的に民生委員・児童委員さんは無償のボランティアという位置づけのため、担い手がもともと少ないという課題に加えまして、近年では60歳以降も継続して働く方、ボランティアよりも仕事を優先する方というのが多くなっていることなども、人選が困難になっている一つの理由ではないかと、こういう認識を持っております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　先日、委員の方からお話を伺った際に、委員の高齢化というのが一つの問題であるというお話がありました。現在の民生委員・児童委員の方々の平均年齢というのは何歳ぐらいなんでしょうか。また、民生委員・児童委員に定年というのは設定されているのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　当市におきます現職の民生委員・児童委員の方々の平均年齢は64.5歳となっております。

また、民生委員・児童委員の定年についてでございますけれども、委員就任時の年齢が原則67歳未満となっております。ただし、ほかに委員の適任者が見つからない場合等の例外規定がございまして、この場合、新任の方は就任時で70歳未満、再任の方は73歳未満となっております。また、主任児童委員につきましては別に規定がございまして、同じく委員就任時の年齢が55歳未満、同じく例外規定がございまして、新任の方は62歳未満、再任の方は65歳未満という形になっております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の募集につきまして、市はどのようなことを行っているのでしょうか。委員の選出に関し、市はどのように関与し、どのような成果を出しているのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　委員の募集につきましては、まず現職の民生委員・児童委員からの他薦、あるいは民生委員推薦会委員により他薦された方の御自宅に、我々事務局職員が御訪問させていただくなどしまして委員就任の依頼をしております。このような中、１度お断りされた方を再度訪問するなどして、粘り強く説得させていただきました結果、就任の御承諾をいただくといったこともございましたことから、事務局としましても一定程度の成果は出せているものと認識しております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の募集について、もっと積極的に市が関与できることはないでしょうか。また、例えば市内在住の職員の方が定年退職をする際に、何かしら市からの働きかけを行うと、そういった手法をとることはできないでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　民生委員・児童委員の募集についてでございますが、例えば市報等で積極的に募集のＰＲを行うということなどが考えられますけれども、個人情報を取り扱うなどの民生委員、児童委員の職務の性質上、委員は人格者でなければならないと考えておりますことから、基本的には現職の委員さん等からの他薦という形が望ましいものと認識をしております。

なお、定年退職した市内在住の職員を委員にと、こういったお話もございました。今回の改選に当たりましても、過去に退職された職員のＯＢ、ＯＧの方で適任と思われる方に対しましては、私どものほうでお声かけをさせていただいております。実際に御就任いただいた方というのもいらっしゃいますので、今後もこのような形で委員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の確保の問題について、委員の方々から状況報告や解決に向けた要望等、意見が寄せられたものはあるのでしょうか。もし、そういったものがあったのであれば、市はどのような対応をとられたのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　委員の確保に当たりましては、事務局としても積極的に動いてほしい旨の御意見もいただいておりますので、例えば各地域で委員に就任していただけそうな方を御紹介いただいた場合には、事務局職員が訪問し、お話を聞いていただく、あるいは退任予定の委員さん宅を訪問するなどして、留任を慰留する、要請するなど、事務局としてもできる限りの努力はしているところであります。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の必要人数を容易に確保できるようにするために、これは３年に１度の改選のときということになると思うんですが、市として取り組むべき課題は何でしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　今御質問者のほうからも御指摘ございました民生委員・児童委員の任期は３年というふうになっておりますので、このままでは３年後にまた同様の課題が生じてしまうこととなります。具体策は、これから検討する必要があるというふうに考えておりますけれども、このたびのように改選直前に混乱が生じないよう、委員の皆様とも御相談しながら一、二年程度の時間をかけ、時間をかけて候補者の確保を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　いろいろな方々、市民の方々とお話をする中で、民生委員・児童委員に対する意識というものが若干低いのではないかと感じることがあります。民生委員の仕事は、苦労ばかり多くて大変だとか、民生委員に何をお願いしていいのかわからないというふうに言われる方がいらっしゃいます。要は民生委員に対する市民の認知度が余り高くないということから、そういう御意見が聞かれるのではないかと思うのですが、市の認識はいかがでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　民生委員・児童委員の活動内容が市民の方に余り認知されていないと、こういった御指摘でございますけれども、その周知、ＰＲという観点から申し上げますと、市といたしましてもまだまだ努力できる余地があるというふうな認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の活動について、広く市民の方々に知っていただくための施策が必要ではないかと思うのですが、市として現在行っていること、また今後取り組んでいきたいと考えていることがあれば教えてください。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　民生委員・児童委員活動の市民の方への周知でございますけれども、現在は毎年５月１日号の市報及びホームページに、各地区の担当民生委員の氏名と電話番号を掲載しております。また、毎年５月12日が「民生委員・児童委員の日」となっておりまして、ここから１週間が民生委員・児童委員の活動強化週間となっておりますので、これに合わせまして市役所ロビーにおきまして、民生委員活動のＰＲのためのパネル展示及び普及啓発品を配布しながらの市民の方へのお声かけ等を実施しております。

なお、今後につきましては、民生委員・児童委員の活動内容のホームページへの掲載等により周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の処遇については、月額１万2,650円という活動費が支給される

という御答弁をいただきましたが、この金額は活動の有無にかかわらず支給されるのでしょうか。また、その報償金以外に支給される手当というものはあるのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　月額１万2,650円の報償費でございますが、活動内容により金額が上下するということはございません。一般の委員の方に、一律でお支払いしているものであります。

なお、この報償費以外の金銭の支給というものは、市としては行っておりません。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　１万2,650円という報償費、この金額は近隣他市と比べてどのような状況になっているのでしょうか。多摩26市の中で最高と最低の金額、どのぐらいあるのか。また、その近隣市において、東村山、武蔵村山、小平といった近隣市のほか、同レベルの財政規模を持つ国立市、あるいは清瀬市の状況を教えていただければと思います。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　報償費の他市との比較でございますけれども、民生委員・児童委員の報償費に関する公的な統計資料はございませんので、今回、電話による各市への聞き取り調査の内容ということで御理解いただきたいと思います。

まず、多摩26市での最高額は月額２万2,100円、最低額は月額１万1,900円となっております。

また、近隣市等の状況でございますけれども、東村山市、全て月額でございます。１万6,700円。武蔵村山市１万4,600円、小平市１万7,900円、国立市１万7,700円、清瀬市１万6,600円となっております。ただ、市によりましては民生委員・児童委員としての活動以外の市の業務をお願いしているといった場合に、その業務への対価といった位置づけで、上乗せして報償費をお支払いしている状況もありまして、お願いしている業務の内容も各市まちまちでございますので、報償費のみでの各市横並びの比較というのは、なかなか難しいのかなという印象を持っているところでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　民生委員・児童委員の方々が高いモチベーションを維持し、誇りを持って活動できる環境とはどのようなものであるというふうに認識しておりますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田　淳君）　民生委員・児童委員の活動内容は多岐にわたります。また、非常に負担が大きいものというふうに考えております。こうした中でも、地域の中で地道に活動していただいております委員の方々の活動内容、またその困難さを行政が理解するだけでなく、多くの市民の方々にも御理解いただき、その上で民生委員・児童委員の活動内容をさまざまな面から適正に評価する必要がある、こういった認識を持っております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　先ほどの報償費のところでおっしゃっていただいた近隣市、全て東大和市も高い状況であります。御答弁の中で、お願いしている業務の内容にも違いがあるということで、一律に比較をするということは難しいという御答弁でしたが、やはり金額の中で、金額に関していくと、やっぱりちょっと低いのかなという気はいたしております。民生委員・児童委員の方々が活動しやすい環境を整備すること、誰でも民生委員、児童委員をやってみてもいいかなと思うような魅力ある処遇を設定するということは、今後の地域福祉の向上、ひいては「日本一子育てしやすいまち東大和市」を実現していくために重要なことであると認識しております。他市と比べて報償費が見劣りするものであるならば、別に群を抜いてトップをいくようにということは言いません。せめて近隣他市並みの状況をつくっていただければというふうに思います。そういった努力

をお願いしたいと思うのですが、次年度以降に向けて御検討いただくことはできるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　ただいま御質問者から民生・児童委員の報償費を、せめてほかの市並みにということで、確かに当市は26市で比較しますと本当に一番下のほうというような状況はございます。ただ、先ほど担当課長からも御答弁をさせていただきましたが、市によりましては民生委員・児童委員としての本来の活動以外に、例えばひとり暮らし高齢者の訪問とか、災害時要配慮者の訪問といった各市の実情に応じた業務を依頼して、その対価といった位置づけで上乗せをして報償費をお支払いしているといったような状況もございます。このようなこともございますので、そういった内容なども考慮させていただいて、各市に情報収集などをさせていただきながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　市長答弁にもありましたように、民生委員・児童委員というのは地域福祉の担い手であります。地域福祉というものは、非常に広範囲にわたるものであり、かつ地域福祉の向上は市長が掲げております「日本一子育てしやすいまち東大和市」の実現に不可欠な要素であると考えます。今回、民生委員・児童委員の改選に際し、後任の方を見つけるのに大いに御苦労されたというお話を伺いました。民生委員・児童委員を引き受けていただくのにすんなりいかない理由の一つとして、近隣他市と比べて報償費といった処遇が低いということも挙げられておりました。民生委員・児童委員の方が誇りを持って生き生きと活動できる環境が整えば、それが地域福祉の向上に直結し、そこから地域の活性化につながり、子育てしやすい環境がつくられ、他の土地から東大和市に人々が集うという好循環が生まれてくるものと考えます。全てがそのとおりにうまくいくということではありませんが、これもそんなに多くの予算を必要とするものではないと思います。ぜひ前向きに、極めて前向きに御検討を進めていただくことを強く要望して、２つ目の質問を終わりにいたします。

３つ目、下水道事業についてでございます。

下水道事業、平成27年度決算において赤字となってしまったわけですが、今回の赤字決算というのは、今後の下水道事業運営においてどのような影響があるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君）　今後の下水道事業への影響でございますけれども、平成27年度に赤字となった理由につきましては、歳入を十分に予測できなかったということでございますので、今後、維持管理していく上できちんと計画を立てて執行してまいれば、大きな影響はないというふうに考えております。ただし、平成28年度予算からの繰上充用を行っておりますので、今年度の今後につきましては一層厳しい目で管理していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　下水道料金の改定については、この７月からということですので、その効果という点ではこれからということになると思います。今回の料金改定によって、下水道の事業運営はどのように改善されていくのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　今回の改定につきましては、平成36年度までの収支予測に基づきまして改定のほうを行っております。下水道料金を適正な水準とするため、経費回収率100％を目標水準として今回は改定をいたしました。今回の改定によりまして、下水道事業の独立採算制を高め、健全な経営基盤の強化を図ることができると考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　今回の料金改定に際しまして、値上げ以降、７月以降に実際に市民の方々から意見が

寄せられたというようなことはありますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　改定後にいただきました御意見等でございますけれども、使用料の計算方法や改定の理由、また時期ですね、そのような改定の内容の確認のお問い合わせがございました。また、市外の方から改定の内容を知らなかった、使用者の立場に立って請求を行うべきではないかとの御意見をいただいております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　今回、約30％の値上げに踏み切り、スタートをしたわけでありますが、下水道会計におきまして、今後、幾らぐらいの収益増が見込まれ、その収益をどのように分配していくお考えなのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　今回の下水道使用料の改善の見込みでございますけれども、平成25年度決算における使用料収入に対しまして、平均改定率を30％として改善額を算出いたしました。１年間の改善額は約２億7,500万円を見込んでおります。なお、今年度につきましては、７月からの改定であるため、約２億600万円ほどを見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　汚水管渠の更新につきましては、今後、東大和市下水道総合計画にのっとって進められることを期待するところではあるのですが、自走式ビデオカメラ搭載の機械を使った管渠の調査の今後のスケジュールというのはどのようになっておりますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　自走式カメラを使用した管渠の調査につきましては、今後、長寿命化による更新や改築のための管渠調査を実施する際に、必要に応じて使用して調査をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　東大和市下水道総合計画において、管渠の長寿命化計画が更新と並行して進められることになっていたと思います。長寿命化計画と耐震化というのは、ほぼ同じ意味にとることができると思うのですが、その進捗はどのようになっておりますでしょうか、どのエリアを対象として、どの程度進んでいるのか等、わかれば教えてください。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　長寿命化につきましては、今後、更新や改築の計画を策定し、計画的に実施していきたいと考えております。耐震化につきましては、平成25年度に東大和市下水道総合地震対策計画を策定し、策定のときの診断によりまして管渠の耐震性が確認されております。一方、避難所等の重要な取りつけ管につきましては、耐震性を向上するため、平成26年度と27年度に耐震化工事を実施いたしました。今後、長寿命化による更新や改築を実施することにより、耐震性を向上するものと考えておりますことから、長寿命化につきまして下水道総合計画に基づいて計画の策定、事業の実施を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　雨水対策のほうに移りますが、８月22日に関東を襲った台風９号ですが、どのような台風だったのでしょうか。それによって東大和市内の冠水状況というのは、どのようなものだったのでしょうか。また、冠水以外に雨水排水の問題で被害が発生したということはあったのでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　台風９号につきましては、８月19日に発生いたしまして、最低気圧975ヘクトパスカル、最大風速毎秒35メートルの大型台風で、11年ぶりに関東に上陸した台風でございます。東大和市にお

きましては、８月22日の早朝、６時10分から18時10分までの間で、総雨量が205ミリ、それから時間最大雨量は10時半から11時半の時間でございましたが、76ミリという状況でございまして、市内各地で多くの被害が発生したものでございます。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君）　冠水の状況でございますが、今回の台風９号につきましては、近年にないほどの大雨でございまして、冠水箇所ですね、全部で24カ所ございました。そのうち主なところでございますが、１つ目が都道、青梅街道、大和通りでございますが、南街交番交差点の北側付近から南街４丁目の交差点。それから、２点目が市道第１号線、用水北通りでございますが、東大和市駅前とその周囲の生活道路でございます。もう一つが、第三小学校周辺でございました。あと市道第３号線、けやき通りで、けやき交番前あたり、そちらも冠水しました。こちらについては、今回、初めての冠水でございました。それから、市道第９号線、いちょう通りですが、いちょう通りと、いちょう通りから東に向かって第一光ヶ丘団地、またそこから、第一光ヶ丘団地から南街２丁目付近まで一連冠水してございます。また、市道第13号線ですね、これは東野火止橋の手前のところでございますが、こちらも冠水してございます。それから、市民体育館の西側の道路の市道816号線、こちらも冠水してございます。それから、青梅街道のいちょう通り終点のところから、郷土博物館に入るところですね、市道569号線でございますが、こちらも冠水してございます。その他、生活道路としまして、小さい冠水ではございましたが、16カ所ございました。

続きまして、冠水以外に雨水排水の問題で被害が発生したようなことはあったのかというところでございますが、冠水箇所付近におきましてマンホールのふたが２カ所、外れた箇所がございました。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　台風に限らず、最近の集中豪雨でよく市内の道路が冠水するということを聞きますが、その原因はどのようなところにあると分析しているのか。また、どのような対策が必要であるというふうに感じているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　近年の傾向として、時間最大雨量が多いと冠水するというだけではなくて、20分程度の短時間の豪雨により、雨水排水管の処理能力以上となりまして、集水ます等から排水ができなくなります。この排水ができなくなりますと、道路の表面を雨水が流れ、地形の低い箇所に雨水が集まるため冠水が発生すると考えてございます。また、この処理能力以上の雨水が抜本的に軽減されるような対策が今後必要だと考えてございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　その対策として、もし現在計画しているものがあれば、具体的にどのようなものなのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君）　その抜本的な対策というところでございますが、今のところまだ検討段階ではございますが、貯留施設、また貯留管等、設置できるところがございましたら、その辺を検討して設置できるかどうか調査し、検討したいと思ってございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　雨水排水に関して、現在は南街地区から空堀川のほうへ雨水を流す管が通っているというふうに思いますが、そういった排水設備をさらに充実させていくことはできないのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　南街地域の雨水排水管につきましては、空堀川の放流口で管の口径が1,500ミリ

と900ミリの２系統により排水されてございます。既設の排水管の口径の増径や、新たに河川へ流出させる排水管の設置に係る河川管理者の許可は現在では困難な状況でございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　向原地区、新堀地区の雨水排水に関しては、どのような対策がとられておりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　今現在の対策でございますが、雨水浸透施設の設置を向原地区で７カ所、また新堀地区で３カ所設置してございます。雨水排水管の下流で接続している仲原排水管の清掃を毎年実施し、また雨水浸透施設、数多くございますが、このような冠水地域を中心に清掃を実施してございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　向原地区、新堀地区の冠水について御対応いただいているという御答弁でしたが、その対応に対する費用というのはどの程度かかるものなのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　費用でございますが、河川下水道整備としまして、時間50ミリに対応できる流下能力の整備を推進することが必要だと考えてございます。また、内水被害を軽減するため、道路や公園等に貯留施設を設置することが有効であるとも考えてございます。費用については、今現在のところはまだ具体化していませんので、算出は難しいような状況でございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　雨水排水に関しては、多摩湖周遊道路の南側における対策、こちらのほうはどのようになっているのでしょうか。また、その地域に関して現時点での問題、課題、今後の対応策についてどのようにお考えでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　多摩湖周遊道路の南側地域でございますが、奈良橋川と前川に雨水排水管を通じて雨水を放流してございます。奈良橋川につきましては、今回の台風９号では溢水した箇所がございましたが、東京都によりますと奈良橋川の拡幅整備につきましては、空堀川との合流点部分の北高木橋を現在工事中で、そこから上流については用地を取得しながら、工事を今後進めていくとのことでございます。前川につきましては、過去に武蔵大和の西側付近で冠水がございましたが、東京都による道路整備で、前川もあわせて改良したところでございます。今回の台風を受けまして、奈良橋川につきましては、早期整備が必要であると認識してございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　狭山緑地を流れてきた雨水によって、御自宅の塀が水圧で押し潰されそうになった家もあるというふうに伺いました。市として、そういった被害への対応策は何かあるのでしょうか。また、今後そういった急傾斜地の近くにお住まいの方々に対して、市がとれる施策としてはどのようなものがあるのでしょうか。

○総務部参事（東　栄一君）　流れてきた雨水による被害の対策ということでございますが、自然災害によるものですので、現状では市による対応が困難でございます。なお、急傾斜地崩壊危険箇所における防止工事につきましては、原則として所有者、それから管理者または被害を受けるおそれがある者が行うこととなってございます。なお、一定の条件を満たす場合については、東京都が実施主体となり行うことになってございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　８月22日の台風９号におきましては、芋窪１丁目、２丁目、奈良橋２丁目、狭山２丁

目、３丁目等、本村地区のエリアに住む方々に対して、奈良橋市民センターや蔵敷公民館への避難準備情報が発令されました。この台風では、奈良橋川が氾濫し、水が住宅地にあふれてきたと聞いております。避難対策ということになりますと、これは防災の範疇になってしまいますので、ここで質問することはしませんが、該当する地域にお住まいの方から、市民センターに避難しろと言われても、氾濫している川を超えていかなければ避難所にたどり着けないのだが、どういう基準で指示を出しているんだというふうに言われました。問題は、奈良橋川の氾濫にあるわけでありまして、上流域に降った雨水が想定量を超えて川に流れ込んだものと思われるのですが、ふだん水量の少ない川の暴雨対策、これは東京都の管轄になると思うのですが、東京都と常日ごろからどのような連携をとっているのでしょうか。また、今回の台風を受けて新たに取り組みが必要であると感じた点はどのようなことでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君）　東京都とは、常日ごろからでございますが、東京都の北多摩北部建設事務所の河川担当課のほうと河川整備の要望や調整、また工事の協議などを行ってございます。以前に芋窪地域で奈良橋川の水位が上昇したことがございまして、市の雨水排水管が排水し切れずに道路冠水した箇所がございました。その場所につきまして、東京都と協議、連携をしまして、排水管の河川への放流口を改良する工事を行ったこともございます。今回の台風を受けまして、新たな取り組みが必要かということでございますが、奈良橋川の拡幅整備事業の早期整備を要望していくことだと感じてございます。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　最近の異常気象から、今後このようなことが起こることは容易に想像ができると思います。川への雨水排水も重要ですし、地下への雨水浸透ますの整備も急がれる必要があります。水は必ず高きから低きに流れますし、アスファルトの道路が一般的となっている今日では、道路に降った雨が地面に浸透していくことも余り期待できないのが現状だと思います。そういった状況下では、雨水対策というのは東大和市が単独で解決していくことは非常に難しいと思うのですが、近隣市との連携や対応策についての情報交換等の連携はどのようになっているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬　裕君）　近隣市との連携についてでございますが、東大和市の南部地域と隣接する立川市、武蔵村山市の地域で発生いたします浸水に対し、広域的な対策を効果的に実施するため、３市で情報交換等を行っております。今後も３市で雨水排除について連携し、課題解決に向けて協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○１０番（根岸聡彦君）　ありがとうございます。

下水道事業に関しましては、汚水対策については以前から一般質問で取り上げさせていただいており、管渠の更新、特に第二光ヶ丘、上北台、茶の木台住宅のエリアの事業展開について、注意深く見守っていきたいと思っているところであります。平成27年度決算におきましては赤字となったわけですが、今後の事業運営に影響を及ぼさないものという御答弁もありました。今後さらなる健全経営を期待したいと考えます。

雨水対策につきましては、ゲリラ豪雨による冠水対策として、雨水貯留槽の整備を一層推し進めていただくことをお願いしたいと思いますが、今回の台風９号で改めて河川整備の必要性が認識されたと思います。河川整備は基本的に都の事業ではありますが、市としても台風９号によって生じた被害が特別なものではなく、今後はいつでも起こり得るのだということをしっかりと受けとめ、近隣他市の連携、東京都との連携をさらに深めながら、雨水排水がしっかりとなされ、今後の集中豪雨や台風等によって市民生活が脅かされることのない

よう、必要な施策を積極的に講じていただくということをお願いして、今回の私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君）　以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君）　次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

〔２１番　床鍋義博君　登壇〕

○２１番（床鍋義博君）　議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従い、一般質問を行います。

今回、私が質問する事項は大きい項目で５つございます。

まず第１として、ごみ行政について。

①３市共同資源物処理施設建設について。

大きい項目の２番目として、野良猫対策について。

①地域猫活動について。

大きい項目の３番として、産業振興について。

①東大和市創業塾についての現状と今後の予定について。

②中小企業大学校を活用した施策の現状と今後の予定について。

大きい項目の４番目として、学習スペースの確保について。

①図書館での取り組みについての現状と今後の課題について。

大きい項目の５番目として、犯罪や悪質商法について。

①振り込め詐欺などについての現状と課題について。

②悪質商法などについての現状と課題についてです。

壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行います。以上、よろしくお願いいたします。

〔２１番　床鍋義博君　降壇〕

〔市　長　尾崎保夫君　登壇〕

○市長（尾崎保夫君）　初めに、（仮称）３市共同資源物処理施設の建設についてでありますが、小平・村山・大和衛生組合では、平成28年７月に（仮称）３市共同資源物処理施設生活環境影響調査書をまとめ、平成28年７月15日から平成28年８月15日まで、小平・村山・大和衛生組合のほか、小平市、武蔵村山市及び当市において縦覧を行いました。また、施設整備地域連絡協議会におきましては、平成28年８月６日に説明を行ったところであります。総合的な評価としましては、計画施設の稼働が周辺に及ぼす影響は軽微であり、適切な環境対策を講じることで生活環境の保全目標を達成できるものと評価しております。今後につきましても、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様の理解を得るために、引き続き４団体一致して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域猫活動についてでありますが、地域猫活動は地域住民のボランティアを中心に、自治会など、その他の地域住民が趣旨に賛同し、合意が得られた中で代表者を決めてグループで役割分担しながら活動するもので、飼い主のいない猫をこれ以上ふやさずに、地域の合意の下で適正に管理するものとされております。

次に、東大和市創業塾の現状と今後の予定についてでありますが、東大和市創業塾は中小企業大学校東京校及び東大和市商工会との連携により、平成27年７月の開校から計３回実施しております。現在、受講者の中から５名の方が創業しており、そのうち４名が市内での創業となっております。今後の予定につきましては、東

大和市創業支援事業計画において特定創業支援事業として、年に１回の創業塾を開催するとしていることから、同計画期間である平成29年度末まで継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、中小企業大学校を活用した施策の現状と今後の予定についてでありますが、市では創業塾及び創業支援窓口相談において、中小企業大学校東京校にあるＢｕｓｉＮｅｓｔの協力を得ているほか、平成27年度の産業まつりでは同校を会場として使用させていただいております。また、当市が主催する観光事業におきましても、ＢｕｓｉＮｅｓｔを利用する事業者の協力を得るなど、産業振興施策における事業連携を進めている状況であります。今後につきましては、創業者を１人でも多くふやし、市内での創業につなげるため、中小企業大学校との連携を一層深め、女性事業者向け企画など多彩な事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、市内図書館における学習スペースの確保についてでありますが、市民の皆様からの御要望等を踏まえ、平成27年12月以降、児童・生徒の長期休業期間などに中央図書館会議室を自習室として開放する試行を行っているところであります。今後の課題と詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、振り込め詐欺などの現状と課題についてでありますが、先ほど他の議員にもお答えしましたが、東大和警察署によりますと被害件数は減少傾向にあるものの、特殊詐欺の手口はますます巧妙化しているため、東大和警察署との連携を強化しました啓発活動等が必要であると考えております。

次に、悪質商法などについての現状と課題でございますが、市では消費者被害の未然防止、情報提供及び被害救済を目的に消費者相談を実施し、助言、指導を行い、相談者の救済等を図っているところであります。相談受け付け件数につきましては、平成25年度は251件、平成26年度は243件、平成27年度は308件であり、契約・解約、販売方法についての相談が多い状況であります。そうした現状を踏まえ、新たに悪質商法についての情報収集、被害の未然防止のための注意喚起や啓発活動が課題であると考えております。

以上です。

〔市　長　尾崎保夫君　降壇〕

○教育長（真如昌美君）　それでは、図書館における学習スペースの確保の取り組みについて御説明いたします。

まず、市内の図書館における現状についてでありますが、基本的には中央図書館及び地区館２館には、自分の資料を持ち込んで学習できるスペースはございません。しかし、中央図書館につきましては、市民の皆様からの要望を受け、平成27年12月から児童・生徒の長期休業期間等に合わせ、原則として５年生以上の小学生及び中学生、高校生を対象に、２階の会議室を自習室として開放する試行を行ってまいりました。今後の課題といたしましては、自習室として提供できる席数が18席と限られていますので、利用者がふえた場合にどのような対応がとれるのかなどの検討を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

これ毎回の質問で恐縮ですけれども、現在、施設整備地域連絡協議会において、３市共同資源物処理施設建設に関する地域住民の方の同意は得られておりますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君）　平成28年第１回定例会並びに第２回定例会でも同様の御質問をいただきまして、御答弁をさせていただいておりますが、施設整備地域連絡協議会に参加されている方々につきましては、理解をされている方もおられますが、建設に反対ですとか、環境に不安があるという方が多いというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　これに関しましては、引き続き理解を求めていただきたいというふうに思っております。

先日、行われた平成28年７月９日の地域連絡協議会において、３市共同資源物処理施設建設のスケジュール案が配布されました。この中に、各市が行うべき都市計画が入っておりませんでしたが、次の月の８月６日の地域連絡協議会においては、都市計画の一般的なスケジュールというものが別段に入っておりました。この都市計画なんですけれども、建築基準法51条によりますと、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築または増築してはならないとあります。

そもそもこの都市計画というものが、この全体の計画の中でどのあたりに位置するものなのか。これで見ると仮契約、本契約というのが10月、11月下旬となってますね、本契約が11月下旬ってなってます。この中で、都市計画というのはどのあたりに位置するものなんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　事務手続のタイミングでございますが、本年２月に作成いたしました（仮称）３市共同資源物処理施設整備実施計画、こちらのほうの中で都市計画のことにつきましても、事業の全体スケジュール案ということで59ページの中で示しております。こちらの中では、本年の８月から来年の夏までの１年をかけて、都市計画の手続を行うということで実施計画のほうでお示しをしてるところでございます。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　そうなると、都市計画の前に本契約があるという認識でよろしいんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　事業、事務の進め方という点では、あくまでも施設をつくるということと、その施設が都市計画の決定手続を踏んだものでなければならない施設に今回なっているという点で、都市計画の手続も進めていくという２つのことを合わせてやるわけですが、本来であれば都市計画の手続だけを先に進める、もしくは今回、私どもが考えてますように、まずは契約事務をした中で、あわせて都市計画の決定手続を進めていく、どちらもとり方は、進め方としてはあるわけですが、ただ私ども４団体としては、まずは事務の契約をさせていただいた中で都市計画の手続をしていくほうが、より具体的な質問にお答えができるだろうというところから、先に手続をして協議会の中の参加住民の皆様にも進捗状況をあわせて報告できるような、そういうスタイルで事務を進めていこうという考えのもとに、現在行ってるというものでございます。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　今の御答弁ですと、確かに地域住民の方に詳細な説明をしていくためには、そういう契約が先にあったほうが詳細に説明できるというのはすごく納得はできるんですけれども、これ仮にですよ、通常であれば今のような形で進めても何ら問題ないと思うんですけれども、現状、地域住民の方の地域整備連絡協議会に参加されてる住民の方の多くが反対している中で、契約のほうを先行させてしまうと、これ都市計画決定がうまくいかなかったときに関して、契約というものに関して違約金とか発生したりするんじゃないですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　その辺の懸念もあることはわかるわけですが、ただこちらの事業につきましては、前提条件といたしまして、この事業の必要性というものがかなり大きいというところにございます。したがいまして、逆に反対をされる方がいるからこそ、逆にきちんと手続を見えるような形で進めていかなければいけないのが、この事業だと思っておりますので、違約金等の懸念、心配というのは議員のほうからは質問が

あるわけですが、私どもとしては逆にそこの点については余り考えていないと言ったら失礼になるかもしれないんですが、やはりどうしても必要な事業、要するに廃棄物を安定的に処理するということをとめるわけにはいかないというところが一番大きい部分でございますので、基本的には見える形をより丁寧に進めていく、そのもとに契約を踏まえた中で都市計画もあわせて進めるという、そういう考えで今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　契約を進める際に、発注仕様書を作成というのが８月下旬、10月上旬というふうに、このスケジュール案では書かれております。発注仕様書を決めるためには、施設の概要ですよね、詳細のところまで、詳細設計というところが、こちらでできるというふうには思ってはいませんけれども、ある程度のことが議論されてなければ、地域連絡協議会でなければいけないと思うんですけれども、これ何回か、ほとんど傍聴してますけれども、余りこの建物の姿に関しては議論が深まっていないというふうに私は思うんですけれども、発注仕様書を作成するための十分な議論が今もうされて、８月下旬から10上旬に発注仕様書を作成するということは、もうこの段階で、今の段階である程度の議論が進んだというふうに判断をするべきだと思うんですけども、十分な議論がされていると今現在で判断されてますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　今後、施設の姿、特に詳細な設計等については進めていくわけですが、施設の姿を詳細に進めるに当たりましては、まずはその大前提といたしまして、最低限施設として備えるべき設備、特に環境対策、そちらのほうをまずは大きいところで決めていかないと、なかなか建物の構造についても制約等を受ける場合もございます。したがいまして、現在のところ一番力を入れているのは、まずは環境対策を主としたところの設備をどのようにお互い歩み寄っていくか、そこのところを決めていかなければ、なかなか詳細設計には入れませんので、今現在、私どもとしては、まずは要望というか、御意見の一番多い環境対策、どこをもって最低限の折り合いをつけるかによって今後の詳細設計に、具体的には実施設計という形になるわけですが、そちらのほうに反映をさせて御提示をしていく、そのような形で事務を進めることを考えております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　とすると、まだ環境対策のところが始まったところなので、それから先に今度、建物の内容といいますか、具体的なものというふうに進むという形であれば、今現在の段階では、まだ発注書作成の段階ではないんじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　先月、生活環境影響調査、こちらのほうの縦覧、また意見募集をさせていただいたわけです。今いただいた意見に対する見解書、こちらのほうを衛生組合のほうでまとめてるところでもあります。したがいまして、その見解書の提示とあわせて、環境対策の範囲を、まずはそこでもう明確に決めるというふうに考えております。その中で、今後の大枠を決めた中で、具体的なメーカーの提案も、どこをとっていかなければいけないかというのも、あわせて見ていく部分が、現在、衛生組合で行われてますので、よりメーカーの声を聞いた中で、やはり専門的な知識をいただいた中で、今後、契約を進めていく中で歩調をとっていきたい、そんなような形で事務を進めたいと考えております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　今、発注書のところとか、契約にちょっとこだわっているのは、不十分なまま業者任せにしてしまうと、建築費が高どまりしてしまうような、そういう懸念があるので、こういった質問を今しております。

もちろん詳細な設計というものが、市もしくは衛生組合独自でできるのかというところもありますけれども、その点、ある程度、性能発注的なところはあるというのはわかるんですけれども、多額の税金を投入する施設であるので、まずその設計が、業者が設計をしていきますと、それの妥当性というんですかね、そういう例えば建築費だったり、本当にこの装置、こういったものが本当に必要なのか、これ過分なものなんじゃないのか、そういうところの判断というのは、結局、誰が行うんでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　建設費のあり方でありますけれど、一つにはプラントメーカーの受注実績というものを、一つには参考にさせていただきたいと考えております。ただ、焼却施設については、かなり１トン当たりの建設費が幾らであるとか、そういうものが各年度ごとの推移というのでまとまったものが出てるわけですが、なかなか資源物処理施設につきましては、それに当てはまるちょうどいい受注実績というのが、ちょっとなかなかないという状況にはあります。どうしても資源物処理施設は、その処理するものの範囲、幅が発注する自治体によってどうしても違いが出てきてしまうという問題があります。また、特に環境対策も、多摩地区、近隣市を見ましても、ここまでそのＶＯＣ対策をやっている施設というのが、八王子市の資源化センター、こちらが一つの例になったりと、数が少ないというのもございます。ですから、一つにはプラントメーカーの受注実績、そういったものを見ながら業務の発注支援を委託によって衛生組合がしておりますので、そういう民間コンサルタントの意見、そういったものも参考にしながら進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（関田正民君）　ここで午後１時30分まで休憩いたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時３０分　開議

○議長（関田正民君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関田正民君）　休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長　中村庄一郎君　登壇〕

○９番（中村庄一郎君）　それでは、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

台風13号の影響により、あす８日の本会議が通常どおり開催できないおそれがありますことから、休会とすることと決定をいたしました。本日の本会議終了前に、休会の議決をすることといたしますので、よろしくお願いいたします。

８日、休会とすることに伴い、８日、午後１時から予定されておりました政策調整会議は行わないことといたします。また、今定例会の一般質問通告書は19名おりますことから、議事運営上、本日、７日、９日及び12日につきましては、議会運営委員会を開催することなく、午後４時30分を経過しても新たに指名できることといたします。13日につきましては、議会運営委員会申し合わせ事項等により、午後４時30分を経過しても新たに指名できることとなっております。

また、本日、７日、９日及び12日につきましては、議会運営委員会を開催することなく、議長発議により時間延長を行うものといたします。13日につきましては、議会運営委員会申し合わせ事項等により、議長発議に

より一般質問が終了するまで時間延長を行うものといたします。

また、９日、12日及び13日につきましては、お昼の休憩時間を短縮し、午後１時から本会議を再開をすることといたします。そのことに伴い、９日、午後１時から予定されておりました決算特別委員会理事会につきましては、９日の午前９時から行うことといたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長　中村庄一郎君　降壇〕

○議長（関田正民君）　以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○２１番（床鍋義博君）　午前中に引き続き、再質問をさせていただきます。

施設協議会の建物の姿というんですかね、そういった議論がまだ十分でないというところまで、先ほど述べましたけれども、例えば一例を挙げますと、廃プラの集積に関してですね、ピット・クレーン方式ですね――を現在、組合では提案をしております。私は、これまで幾つか廃プラ施設、同様の廃プラ施設を視察したことがありますけれども、多くはヤード方式と言われるものです。今回この方式に関して、議論が余りされてないままピット・クレーン式が提案されていると。市民説明会、これ25年２月の市民説明会ですけれども――の際にも、高さが３階建てから２階建てになったと言っておりました。確かに構造上は２階建てかもしれないが、その高さは24メートルというのが後からわかって、実質８階建て相当になる。これは協議会でも、出席している住民の方から指摘されておりますけれども、そこで一般的な話でちょっとお聞きしますけれども、ピット・クレーン方式とヤード方式では、どちらのほうが高さが低くなるか高くなるか、教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　一般論で申し上げますと、高さという点におきましてはヤード方式、そちらのほうがクレーンの設置を伴わないことから、高さについては低くなるというふうになっております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　じゃ、また一般論で構いませんけれども、建設費に関して、また維持費も含めて、どちらのほうが一般的には低くなるとお考えですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　こちらにつきましては、一般論という形になりますが、建設費につきましては地下を掘る必要がないということ、また先ほど申し上げましたように、クレーンの設置が伴わないということがございますので、ヤード方式のほうが建設費、またその後の維持管理費、両面においても一般的には安くなるだろうというふうに考えております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　そのあたりのことというのは、結構、施設の姿に大きく影響することだなと思ってるんですけれども、これは現在行われている協議会で、ピット・クレーン方式とヤード方式についての今言ったような高さ、コストの面も含めての比較検討というものは議論されてきたのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　昨年の８月に開催しました協議会、こちらの中で受け入れ方式の比較ということで、ピット方式とヤード方式、それの比較をさせていただいた表をもとに、御説明をさせていただいたという経過がございます。それぞれメリットはあるわけですが、私どもが今後、施設を建設して稼働させていく中で、やはり環境面、臭気対策、そちらを特に万全を期す必要があるだろうということで、ピット方式、こちら

のほうを採用する形で進めさせていただきたいということで御説明をしております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　その昨年の比較表、私も見ました。実際に衛生組合の担当者の説明も、私どもとしては環境対策を考慮した場合に、ピット方式のほうが有利でありますので、ピット方式を当初から考えておりましたというふうにあります。これは最初から検討するというか、結局、協議会での議論というのはされないで、表を出して、こう考えたときには、こっちのほうが適当でした、こっちのほうが環境対策も考えたときには、ピット方式が有利だというふうに考えたので、ピット・クレーン方式にしましたというふうに言ってると思うんですね。これ実際には協議会ですから、報告会ではないわけですよね。そうすると、そこの場で、そういう面も考えて、コストの面も考えて、じゃどっちだというふうに決めるのが本来の協議会の姿じゃないかなというふうに思うんですよ。

もちろん環境対策というのはしっかりやってほしいと思うんですけど、その環境対策のことで述べますと、ことし28年の２月に発行された（仮称）３市共同資源物処理施設整備実施計画の中に、ＶＯＣ処理について、「選別後の容リプラ等の圧縮時に発生するＶＯＣが、作業環境及び周辺環境へ影響を及ぼさないよう、施設の条件に最も適した「活性炭吸着法及び光触媒法による処理方式」を選定・設置します。」と記載されております。しかし、７月に発行された（仮称）３市共同資源物処理施設生活環境影響調査書には、微量の揮発性有機物、これＶＯＣですね、先ほど言った――については、「悪臭の除去と同様の活性炭吸着法で除去できることから、施設の設計にあたっては、集じん器後に活性炭吸着塔を設け悪臭物質と併せて揮発性有機化合物の除去を行い施設外への拡散を防止する。」と記載されております。いつの間にか、この光触媒というものがなくなっております。

この光触媒がなくなった経緯について、協議会では何の説明もされておりません。先日行われた８月の協議会でも、参加住民の方からこの点が指摘をされておりました。これ光触媒が本当に効果があるかどうかというのを、ちゃんとしたデータを示さないことには、基準値の中に入ってるから、じゃ光触媒なしだよねという話にはならないと思うんですよ。だから、環境対策を考慮した場合にピット方式を採用したわけですよね。しかし、片方で環境対策を考慮した場合に、高さとかコストとかを優先して、環境対策のほうを優先しているにもかかわらず、逆にこっちの活性炭のほうで吸着でできるから、基準値以下だから光触媒はなしでもいいよねって、逆なことをやっているわけですよ。実際は、だから本当にその光触媒がいいのかどうかわかんないですよ、データが示されてないわけですから。実際にはデータを示したときに、光触媒がすごく有効なのか、もしくは活性炭吸着と活性炭フィルターの更新頻度を上げることによって、もっともっとそちらのほうよりも効力が上がるんであれば、そっちのほうを選択するというようなことを考えなければいけないのにもかかわらず、そういったことの議論なしに、ある意味、一方的に決めて報告をしてるだけに見えます。これに関して、やはり十分な議論が協議会で行われてないというのが、一番の原因だと思います。

現在、計画が進んでますけれども、この件に関してやっぱり建物をね、私はこの建設に関しては従来より反対を表明しておりますけれども、仮にそれが、反対は認められなくてと言ったらおかしいですけれども、建設されることになったときに、この十分な議論がないまま建設をしてしまっては、それは反対住民だけではなくて、不適切な建物が30年以上も使われてしまう可能性があるということで、３市の市民に対しても非常に負担になる。要は過分なコストがかかってしまうということもあり得ると思うんですよ。そういった意味でも、現在の計画に関しては少し延期する必要がある。十分な議論を尽くす必要の時間がとられていないというふうに

考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　この事業、現在、組合予算のもと、組合の事業として位置づけをして進めているわけです。したがいまして、構成市である東大和市につきましても、当然言うべき意見というのは言っていかなければいけないというのがございます。ですから、先ほどの質問にもございましたように、ピット方式とヤード方式、こちらについては協議会の皆さんに出す前に、東大和としての意見も申し述べさせていただいたというところもございます。また、先ほど質問のあった光触媒、こちらにつきましても光触媒を設置しないでいいですよと東大和市は思ってるわけでも決してないです。あくまでも実施計画に基づいて、一定の方向性に導いていくのが当市の考えだというふうになっております。

一方、生活環境影響調査、こちらも組合のほうで委託によって進めて、一定の予測値をまとめたわけですが、こちらについても組合のほうで、まだ協議会の皆さんには１回しか説明をしてないという部分もございますので、今月開催する協議会の中でも、そこについては持ち帰った宿題もございますので、そこも踏まえて今月の協議会で対応していく、そういった必要性もあるというふうに思っております。したがいまして、光触媒をここで設置しないというふうに組織的な決定をしたわけでは決してないというところでございますので、あくまでも東大和市内につくる施設でございますので、東大和市の市民の声も含めた中で、東大和の意見は当然言っていかなければ今後もいけないと思っております。その中で、組織市と組合とで円滑なごみ処理を将来にわたってどのようにやっていくかというところと総体的に考えていく、そういう進め方を私たちとしては持っております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　ぜひ、十分な議論をしていただくようにお願いをいたします。

先ほど建物の高さについて言及しました。この建物の高さが24メートルになるということは、いつの段階で周辺住民に対して示されましたか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　私の記憶するところの話になってしまいますが、３市共同資源化事業の基本構想ですね、こちらを作成するところの過程の説明で、高さ24メーター、また別な言い方をしますと、当該地につきましては高さが25メーターという制限もかかっているというのもございますので、そこのところが出てきたのは、基本構想をつくっていく過程の中だろうというふうに、私は認識してます。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　平成25年度の２月の市民説明会においては、その高さの説明はありませんでしたよね。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　今議員がおっしゃった説明会は、この事業を品目を新たに容器包装プラスチックとペットボトル、そちらの２つの品目にした中で進めていくということでの説明のときのお話だと思います。そのときに、何も資料もなく住民説明会はできないということがございましたので、当時、一つの比較といたしまして八王子市の資源化センター、こちらがちょうど私ども等が考えているペットボトルと容器包装プラスチックの２品目の施設だということもありましたので、そこを一つの参考といたしまして、資料をつくって説明をしたというのがございます。その説明会の中で、当該地の高さ制限の関係もありますので、そういった話も一部させていただいたことがあるのかもしれないなというふうには思っております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　25年の市民説明会では、処理対象品目が２品目に変わることに伴い、３市共同資源物処理施設で大きく変わる内容を３点、御説明しますと。１つとして、処理ラインの減少による建築物のコンパ

クト化でございます。６品目では、設備及び処理ラインを上下に配置する必要があり、３層構造を想定しておりましたが、瓶・缶の処理ライン及び蛍光管、乾電池の保管ヤードなどが不要になることから、地上２階、縦構造とすることができると考えておりますと説明されております。

ここでお聞きしますけれども、３階建てから２階建てにコンパクトになったというのは、３階建てが何メートルで、２階建てが何メートルというふうに想定されての発言だったのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　建物のコンパクトというのは、確かに一般的には議員がおっしゃるように、２階建て、３階建てというそこの部分もあろうかと思うんですが、私どもを含め組織市と衛生組合の中では、そのコンパクトというのは、やはり６つの品目を処理するという施設をつくるというよりも、やはりそこで処理品目を少しでも絞れることによりまして、施設としての窮屈さという言い方はおかしいんですが、ゆとりも出てきますので、そういったところでは搬入車両も減らせるとか、そういう付随する影響もございます。したがいまして、施設が６品目から２品目に変わるというところでの、まずは第１としての一番大きいコンパクトさというものが、まずあろうかというふうに考えております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　今の言い方だと、市民の方から普通聞くと、３階建てから２階建てにコンパクトになったって、普通聞いたら建物が小さくなるというふうに捉えますよ。そういう説明にしか聞こえないじゃないですか。それが、内容が狭くならないようなものというようなことを言うんだったら、それをしっかりとその場で言って、建物の３階建てから２階建て構造になりますけど、高さ変わりませんよとちゃんと言うべきだったんじゃないですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　確かに議員がおっしゃるとおり、今現在となってみれば、そのときの説明のあり方は、こうあるべきだったというのは、今は申し上げることができます。ただ、平成25年当時の説明会、そのときには基本構想も、これから作成したいという中での説明だったというふうに覚えております。したがいまして、一つのプラントをつくるとなりますと、フロア階数が何層、何階という形が少なくなったとしても、建物全体の高さと、そこが一般住宅とは違いますので、なかなか比例してはこないのかなというふうに思っております。したがいまして、現在の中で説明も続けているわけですが、極力そのあるべき形という言い方はおかしいんですが、より物事が正確に伝わるような説明の仕方に変える必要性、そこについては十分認識しておりますので、今後、住民に誤解を与えないような、そういう形の説明には取り組みたいというふうには考えております。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　ぜひ、お願いします。

ただ、今おっしゃった話で、その当時、ちょっと知り得なかったというのは、ちょっと違うかなと思うのは、平成22年の３月の３市共同資源化推進本部検討結果報告書の巻末の図面表の中には、クレーン方式で24メートルの図面がもう既にあるわけですよ。ということは、そのときにもう高さは24メートルということはわかっていたわけなんですよ。それをそのときに、まあ具体的な構想ができてないから言えなかったって言うんですけど、可能性としては十分にあり得て、今、現に24メートルの図面があるわけじゃないですか。そうすると、住民としては、最初にわかってたことを何で後出しするんだというふうに、前も言ってますけれども、これ不信感しか生まれないわけですよ。現在もさっき言った光触媒のこと、これから東大和としてはしっかりとして言っていくという言葉をいただいたんで、それはそのとおりやってほしいんですけれども、出すタイミングと

いうんですかね、これも非常に重要だと思うんですよ。

例えば床面積に関して、平成28年の５月の生活環境影響調査では、延べ床面積4,900平米となってたんですけども、２カ月後の７月の生活環境影響調査では5,260平米というふうに、これなっております。急に変わってるんですよ。そのことに関しては、協議会でどういうふうな経緯でこういうふうになったのかということは説明されたんでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　延べ床面積のことですが、私ども今回の生活環境影響調査、衛生組合が実施した報告書は、あくまでもことしの２月にまとめた処理施設の実施計画に基づいてつくってるものでございます。したがいまして、延べ床面積につきましては同じであろうというふうに思っております。

また、先ほど議員から御質問の中で、高さ24メーターは平成22年のときにわかっていたのではないかというお話があったわけですが、私どもがこの２品目の施設を検討し始めたのは、あくまでも平成25年の説明会をやって以降の話でございますので、あくまでもその６品目の施設ということで、私は先ほど答弁しておりませんので、ですからその24メーターがわかっていたのではないかというところについては、大変恐縮ではありますが、私どもはあくまでも２品目の施設について24メーターがわかった時点というのは、あくまでも25年以降というふうに認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　だってプラントをつくるときに、瓶・缶処理のところの部分で高さって出ないじゃないですか。それで、一番大きいところって、クレーン方式にするかヤード方式にするかで、要は廃プラの処理施設のところが高さに影響があるところですから、これが６品目から２品目に変わったからといって、高さが大きく変わるということは余り考えられないというふうには私は思います。これ余りやっても水かけ論になると思うので、次の質問に移りますけれども。

仮にこの廃プラ施設が建設をされるとして、そのときにしっかりと住民に対する情報開示が、やっぱり今、私がるる述べたところで、やはりしっかりとできてないというのが現状だと思うんですよ。確かに協議会、傍聴してると30回ぐらいやっていて、もちろん本来の組合を含めて４団体が考える施設のあり方についての議論が進んでないということは確かですね。それは、もちろん反対する住民がいるので、それに関しての議論もやらなきゃいけない、そういうこともあると思うんです。しかしながら、建物に関しての十分な議論が進んでないということも、また一つの事実です。そういうことも考えて、現在の計画のとおり進めることに関しては、かなり無理があるんじゃないかなと思うんですが、そのあたり計画に関して、これ延期したほうがいいんじゃないかというようなことは、東大和市としては、これは言えるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　情報の開示が不足してるんではないかというような部分のお話があったわけですが、私ども東大和市としては、十分に対応をさせていただいてるというふうに思っておりますし、出せる情報を出してないという認識はないわけです。今後につきましても、住民に対しては同じような形で、持てる情報について出せるものは出していくというふうに思っております。ただ、協議会を毎月１回開催する中で、事務局につきましては事業主体をとります衛生組合となりますので、衛生組合も一生懸命そこは臨んでいるとは思っております。ただ、そこの情報の開示の不足と事務の進め方のあり方についても、そこについては必要に応じて、うちの市としましては、そこについてはそのような意見があるということを改善する方向で、今後、事務を進めるような形で衛生組合には申し述べますし、また協議会の中で私自身も一委員にはなっております

ので、そういった中で改善といいますか、私自身、東大和市は改善する部分は余り思ってはいないわけですが、ただ全体として組織市と組合がやっていくという中で、そういうようなお声があるという事実がありますので、そこについては改善したいと思います。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　ぜひ、積極的な情報開示を行ってる東大和市と同様の情報開示が、衛生組合を含め４団体でできるように、意見を言ってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

質問を変えます。

仮に今現在の暫定処理施設のところが、新しい施設が建つということ、今そこで剪定枝をチップ化する事業を行っております。この事業、非常に有効だなと思ってるわけですね。実はこれをやることによって燃やさずに済むわけですよね、剪定枝が。最終処分場に持ち込まれる焼却灰が減るということで、またそのチップは農家や市民の方が持ち帰って土壌改良剤に使ったりとかして、非常にリサイクルになっているということで評判が高い事業だというふうに思っております。これに関して現在、取り壊しに着手されてしまうと、その代替地というんですかね、どこかでやらなきゃいけないかなと思うんですけど、そのあたりの考え、今どういうふうにお考えでしょうか。

○環境部副参事（長瀬正人君）　先ほど来お話しさせていただいたとおり、３市共同資源物処理施設の処理品目といたしましては、容器包装プラスチックとペットボトルの２品目ということでございます。

また、剪定枝の再資源化事業でございますが、こちらは従前の６品目の中にも入っていないということで、市の独自事業として実施しているところでございます。この剪定枝の再資源化事業につきましては、他の資源物の処理と並行しまして現在検討しているところでございます。

○２１番（床鍋義博君）　ちょっとわかりにくい。検討してるということは、まだ決まってはいないけれども、この事業は継続していく方向ということを確認したいんですけど、それはよろしいですか。

○議長（関田正民君）　質問者に申し上げます。

ちょっとこれ質問の趣旨は、３市共同建設にはちょっと。今回だけは、この１問だけは許可しますが、ちょっと外れてるんじゃないかというふうに思いますんで。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　今質問の中で、枝木の現在やってるチップ化が今後どうなるかという御質問だと思うんですが、今、缶と瓶の処理、そちらとあわせて今の東大和市暫定リサイクル施設で処理してる品目に影響を及ぼしますので、そこについては29年度以降、どういった形できちんと事業が継続できるかという方向で現在検討してるところでございます。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　今の質問は全然、１番のごみ行政についても入ってますし、３市共同資源物、建設されることによって影響を受けるものの話を聞いたので、関連してる質問だというふうに思っております。

ごみ行政については以上になります。

次、２番目、野良猫対策についての地域猫活動について、先ほど市長から地域猫活動についての説明をされて、非常に認識がそのとおりだなというふうに思っております。

ただ、１つだけちょっと違ったのは、ボランティアと地域の方なんですけども、協力してということだったんですけど、これやっぱり三位一体なんで、行政も協力してこの地域猫活動にやっぱりかかわっていかないと、これうまくいかないというふうに思っております。

それで、改めて地域猫活動に関しては、猫を命のあるものだという考え方で、地域の皆さんが主体となり、皆さんの合意のもと、ボランティアの方、行政なども協力して、その管理やトイレの設置、清掃、不妊去勢手術などを行い、地域で猫を適正管理していく活動というふうにされています。この飼い主のいない外猫の寿命は、大体４年とか５年というふうに言われておりますので、この活動を始めると大体それぐらいから効果が出てくるというふうに言われております。

ただ、これを行うための前提が幾つかありまして、その大きいものの一つは、やっぱりこれ捨て猫をなくすことだというふうに思っております。ペットの飼い主に対する啓蒙活動がすごく必要だなと思ってますが、現在、東大和市では捨て猫の対策についてはどのような対応をとっておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　現在、市で行っております飼い主のいない猫についてでございますけども、市報や広報等で適正な飼養についての啓発を行っております。特に捨て猫について御相談等、問い合わせがあった場合は、専門の相談機関でございます動物愛護管理相談センター多摩支所のほうを御紹介させていただいております。そのほか猫の不妊手術に対しましては、それぞれ去勢が1,500円、避妊が2,500円ということで、申請していただいた方に補助額を交付しておる、そのような事業を行っております。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　やっぱり飼い主に対する啓発ってすごく必要だと思うんですよ。それで、動物の愛護及び管理に関する法律では、ペットを捨てると100万円以下の罰金が科されるというふうに法定されているんですね。これは余り知られておりません。そのために、安易に子猫を捨てるケースが多いというふうに思ってます。やっぱり野良猫を減らしていくためには、このことをやっぱり周知する必要があるというふうに思います。それに対して、やっぱり市は、このことは捨て猫がなくなれば、野良猫はやっぱりふえていかないわけなんですね。ですから、それが必要だと思うんですが、それに対して何か、こういうことが起きますよ、こういう罰則がありますよということの周知活動というのは現在どのようになってますか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　ただいま御質問者からいただいたペットの飼い主へのそういった啓発ということで、東京都の都条例の罰則規定などをお知らせしてるかということでございますが、それにつきましては私ども市としては、あえてその部分をペットの飼い主にお伝えするというようなことまではしてはおりません。一般的には、保健センターのほうの窓口で、ペットの飼い方とかというのを東京都のほうでつくっておりますので、それぞれそういったリーフレットを配布したり、それからまた東京都のほうで、高齢者等のペットを暮らす人というのもふえておりますので、そういったところのパンフレットなども活用させていただいてるんですが、その中を、東京都が作成したものを見ても、その条例のことで正しく飼いましょうというふうには書いてあるんですけど、罰則規定のところは東京都もあえて載せてないようでございますので、私どももそこのところまではまだ触れていないというような状況でございます。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　やはり罰則規定、知られてないと、結局、安易に猫を飼ってしまって、それで飼えなくなってから捨ててしまうというようなことに関しては、結局その後、その子猫がどうなっていくか、それは子猫じゃなくて外猫になったとしても、どんどんどんどん地域で野良猫化してふえていってしまって、結局コミュニティーの破壊につながる可能性も非常にあるわけですよね。そうすると、やっぱり罰則というものに、やっぱり飼い主の責任って大きいと思うんですよ。命を買ってるのに、最後まで面倒を見ないで、飽きてしまった、いろんな理由はあるかもしれませんけれども、人間の勝手で飼いながら、人間の勝手で捨てていくと

いうようなことに関しては、これは断じて許すべきではないというふうに思っておりますので、これに関しては東京都がやってないからうちもやらないではなくて、結局、東京都全体で困るということはなくて、必ずその中の最小、区ですね、市であったり、区であったり、そういう一番の身近な自治体のところが一番困る、将来的には困るわけなんで、そういったところは一歩踏み込んで周知すべきだというふうに私は考えておりますので、対応してほしいなというふうにお願いをします。

周知方法としては、市やホームページとか、一番捨てられる可能性の大きい公園とかというんですかね、そういったところにやっぱり看板等をつけるというような対策も必要だというふうに思っております。飼い主に対する啓発の一つとして、やはり不妊去勢手術の周知活動、これも必要です。先ほど御答弁でありましたように、助成金の制度もありますし、そういったものを使っていけば少しは負担が軽くなって、不要なと言ったらおかしいですけれども、そういうどんどん子供がふえていくって、そういうようなことにならないのかなというふうに思ってます。

次に、東京都が推奨している動物の飼い方で、猫なんですけど、やっぱり室内で飼うということが推奨されております。これって結構重要なことで、なぜかというと、外で放すと、やっぱり他人の家や庭でふん尿をしてしまうことが多いんですね。これがやっぱり猫の好きな人ならまだしも、好きな人でもやっぱり他人の猫ですから、おもしろくないかもしれないですけども、嫌いな人にとってはとてもこれ苦痛なわけですよ。やっぱりそれが野良か、野良じゃないのかというのをわからせるためにも、やっぱり次に必要なのが飼い猫であることの表示ですよね。それがあることによって、今後推奨していく地域猫活動に、地域猫として管理していくのか、それともこれは飼い主のところにすぐ返すべきかとわかるので、これの４つを飼い主の方に徹底してほしいというふうに思っております。やっぱり地域の動物病院等にも、動物病院には結構、ペットを飼ってらっしゃる方は地域の動物病院に行くわけなので、このあたりと連携をとって適切なペットの飼い方ということを啓蒙してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　ペットの飼い方、特に猫の飼い方ということでございますが、先ほど御答弁させていただきましたとおり、まだ当市におきましてはリーフレット等、配布させていただいてるということと、あとは苦情等があったときに、例えばその苦情を受けたお宅等が特定できた場合には、こちらのほうからそういった苦情が入ってるというようなことで、少しちょっとお話に行かせていただいたりということは可能でございます。

そういったところで、今御質問者から御提案いただいたような、正しくペットを飼うということと、猫については特に名札みたいなものをつけたりとか、そういったようなことや、またもっと広く市民の方に知っていただくような講習会とか、研修会的なものをするといったようなことなどにつきましては、どんなことができるかというようなことも含めて、工夫して取り組めるように検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　３月にも、この提案をさせていただきました公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術に関して、まだ行政枠というのがあるそうです。それをやることによって、先ほど東大和市の助成金の話も出たんですけれども、これ東大和市の一般財源を使わずに、ある意味、ほかで使える基金、なおかつこれ無料なので、こちらのほう利用をしたほうがいいと思うんですが、３月に提案させていただいたんですけど、その後の検討状況というのはどのようになってますでしょうか。

○健康課長（志村明子君）　どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術の行政枠についてでございますけども、こちらはどうぶつ基金が年度ごとの予算を決めて無料の不妊手術を行う事業のことで、行政や団体、ボランティアなどが申請することが可能となっております。申請に当たりましては、地域の活動をしている方や、また地域の方と話し合いながら、地域の飼い主のいない猫がどのくらい生息しているかなど、実態の把握等を行って事業計画を策定するということが必要となっておりますことから、今現在、市のほうでは具体的な検討には至っておりません。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　ぜひ、この東大和市の一般財源を使わないでできる事業なので、これは活用してほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

先月、８月28日に東大和市で恐らく初めてとなる地域猫に関するセミナーがありました。私もこれに参加してきましたが、会場は約50名ほどの方が参加されておりまして、すごく関心が高かったなというふうに思ってます。このセミナーを機に、地域猫活動を行う団体が、市民の方の団体ができたようなので、今後の地域猫活動というのは、このようなボランティアの方の動きがすごく大切だなというふうに思ってます。

ただ、それに対してやっぱり行政の方、地域の方の理解、行政の協力というのがなければ、やっぱりこの方たちのボランティアの力というのも、なかなか発揮できないかなというふうに思っているわけですね。この三位一体となって初めて効果が上がるというのは、各市の事例でもありますので、今後、市としては勉強会や情報交換など緊密に連携をとってほしいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　先月の末ですね、そういった勉強会が開かれたということで、情報提供もいただきまして、ありがとうございます。私どももそういったところで、初めて当市においても、そういった活動をされる方たちの団体が何とかできたというようなことは、大変ありがたいというふうに感じているところでございます。今御質問者からお話いただきましたように、やはり三位一体で、私ども行政としても役割を、行政がやるべき役割はきちんと果たしていきたいというふうに思っておりますので、そういったボランティア、団体の方たちが活動しやすいような、その他の市民の方々に正しく地域猫活動というものを知っていただけるような普及啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのが、平成24年８月28日、参議院の環境委員会で決議されております。全文を読むとちょっと時間が足りませんので、地域猫に関することだけ少し抜粋させていただきますと、「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。」とあります。また、「犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。」とありますので、行政の積極的な関与を要望しております。

先月のセミナーの講師の方がおっしゃっておりましたけれども、大体猫ブームがあってから５年後ぐらいが一番危険だと、そのあたりから捨て猫がふえるんだというふうに言ってました。それは前に、過去にアメリカンショートヘアという猫がはやった後に、その５年後ぐらいには町中に、やっぱりアメリカンショートヘアの捨て猫、またその混血というんですかね、そういうのがふえたそうです。現に今まさに猫ブームでありますの

で、今ここにしっかりと飼い主に対するマナーの教育、啓蒙が必要だと考えます。やはり本来動物のことなんで、基本的に人間がコントロールするというのは、非常に勝手なことだというふうには思っております。しかし、現在さまざまな事情から飼い猫というのがやっぱりふえておりますし、でもこれをただほっておけば、野良猫がだんだんだんだんとふえ、それがコミュニティーの許容範囲を超えたときには、それを嫌う人とそうでない人というところで、すごいコミュニティーが破壊されていくということも起こり得ます。そういったことを避けるためにも、生まれる猫を制限していくということは、ベストでないにしても、現在とり得る有効な施策であると考えておりますので、今問題が小さいうちに対応してほしいとお願いをして、次の質問に移ります。

創業塾に関しての質問です。

先ほど市内で、中小企業の東大和市創業塾で５つの企業が起業がされて、そのうち４つが市内の起業ということで、非常に東大和市創業塾、成功してるかなというふうに思っておりますが、今現在この創業塾の特典がありますよね、登録免許税が半分になるとか、そういったものって期間というのはどれぐらいになってるんでしょうか。

○産業振興課長（小川　泉君）　創業塾から創業された方の特典についてでございます。こちらにつきましては、最初に株式会社等を立ち上げた際の登録免許税の軽減、これは最初の申請のときの特典になります。また、その後の創業融資保証額の増額ですとか、そういったものにつきましても、随時、創業時に合わせての特典ということになってございます。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　これって年限というんですかね、そういうのがあると思うんですけども、それは大体何年ぐらいまで。

○産業振興課長（小川　泉君）　先ほど申し上げました創業融資保証額の増額、こちらに関しましては、創業開始の６カ月前から適用可能ということになってございます。その後の融資額の増額の期間につきましては、現在ちょっと私の手元に資料ございませんので、詳しく調べておきたいと思います。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　これは要は創業ということなので、１年とか２年とかというふうな短いスパンではなかなか効果が出てこないと思うんですね。そのために、やはり計画的な施策が必要だというふうに思っております。例えば法律の改正などによって、登録免許税の部分のところも半額にならないようなことがあったとしても、やはり東大和で創業したほうが有利であるといったことの特色をつくっていく必要があるというふうに思ってるんですね。そのために東大和市として、どのようなことを今後計画をされているのでしょうか。

○市民部長（関田新一君）　創業塾は、継続して実施をいたしまして、市内に創業した方が、市内でそれぞれ長い間、創業していただくということが、御本人にとってももちろん、市にとっても産業の育成という観点から必要だというふうには考えてございます。引き続きましていろんなＰＲ等を講じまして、市内で創業すると、こういうメリットがあるよということを、創業をこれから計画している人、また創業についてはまだ自分のこととは考えていない人、そういう方に対しても、そういう情報を流しまして、創業するんであれば東大和で創業したいというような情報を引き続きＰＲしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　そのためにすごく必要で、東大和市にいい施設があるので、中小企業大学校のことなんですけども、２番目に入りますけれども、これをすごく活用することによって、創業するなら東大和でとい

うことが可能になるのではないかなと。その一つとして、まずあれだけ立派な施設が、いろんな目的で今使ってると。先ほど市長の答弁でもありましたけれども、いろんな形で使われるので、今度たしか10月17日でも福祉関連の映画があそこの講堂で開催されるということも聞いております。実際に校長に話を聞くと、結構講堂なんかはあいてることが多いということなので、ぜひ利用してくださいということも言われております。もちろん中小企業大学校の目的というのは、やっぱり中小企業の育成にありますので、それに関連したものではないといけないというふうには前提としてはあるんですけれども、およそほとんどの政策の中で、中小企業が絡んでないものというのはほとんどないはずなんですね。ですから、作文の手法だと思うので、できるだけそういった中小企業にかかわるもんだというように理由をつけて、近くにある中小企業大学校を利用してほしいなというふうに思っております。

そのときに、産業振興課、１つだけでなかなか創業を全て面倒を見るというのは、なかなか大変だというふうに思っております。もちろんビジネスというのは日々変わるので、通常、仕事、ビジネスを続けている方のほうが、もちろんスキルが上だというふうに思っておりますけども、そういうために東大和市としてできることというと、やっぱり地域に根差した金融機関とか地元の企業とか商工会であるとか、そういったところを結ぶハブ的な存在になるというのが非常に大事だなと思ってるんですけども、そのあたりの取り組みを教えてください。

○産業振興課長（小川　泉君）　中小企業大学校が、地域のハブとなるような活用という観点でございますが、こちらにつきましては今までも実施した事業の中に、関連機関と共催した事業がございます。例えば信用金庫との共催によりますミニブルームカフェの開催でありますとか、あとビジネスプランのブラッシュアップとしまして創業支援窓口の相談事業、こういったものを東大和市商工会と連携しながら行ってるといったことがございます。また、ことしの夏に中小企業大学校との連携の中で申し上げますと、ＢｕｓｉＮｅｓｔの女性会員で構成されました団体の方々が、母親向け事業ということで、夏休み期間中のママに少しでも休息をとってもらおうという「ママ休み」という名前の事業を実施しておりまして、こちらにつきましては市が協力しまして、市の講演メニューを使用していただいたといった経過もございます。こういったことを通じまして、さまざま今後もハブの役割を果たしていただけるように、市と商工会と連携をしながら活用について研究、検討を重ねていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　その夏休みにやったママ休みが非常に好評で、私も見学に行ったときにはすごく人がいっぱいで、女性で起業をされる方、考えている方がこんなにいるんだなというふうに思って、頼もしい限りでしたので、ぜひ東大和市で創業をしたいと思わせるような施策を今後望んで、次の質問に移ります。

図書館での自習スペースの確保に関してなんですけれども、非常に冬休みから始まって夏休み、見学をしてきました。もちろん日によっては誰もいないときもあったりとか、いても３人から５人ぐらいいて、ただ見るとやっぱり一生懸命勉強されてるんですね。そういう姿を見ると、やはりこの施策、すごくやってよかったんじゃないかなというふうに思って、非常に高い評価をさせていただきます。

ただ、これ告知をもうちょっと広めれば、もっともっと来たんじゃないかなって思ってます。実は始まってからも私のほうに問い合わせがあって、私が議会で何回か質問してるのだから来たのかもしれないんですけれども、学習スペースがないんですよみたいな話をされて、「いやいや夏休み期間中、今、図書館の２階のところあいてますよ」って言ったら、「ええ、図書館、行ってるんだけど、全然気がつかない」というふうに言わ

れました。それで、どのような告知をしたのかということを教えていただけますでしょうか。

○中央図書館長（當摩　弘君）　自習室の告知につきましては、７月15日号の市報及びホームページ、それから小中学校15校及び市内の都立高校ですね、東大和高校と東大和南高校、この２校にポスターの掲示をいたしました。さらに中央図書館におきましては、館内にポスターの掲示をさせていただきまして、あと御利用に来館された方に、現在自習室があいているということで御案内して、御利用していただいたようなことがございます。

利用者の方にアンケートをとらしていただきまして、その事業をどのような形で知られたかというようなことも伺っております。その中では、やはり市報、ホームページ、各学校ですとか図書館のポスター、あるいは家族、知人からの紹介など、さまざまなきっかけをもって御来館いただいたというような形になってます。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　市内の都立高校にもお知らせしていただいて、非常にありがたいんですけれども、もう一つお願いをしたいのは、東大和市ではツイッターとかフェイスブックとか、ＳＮＳをやっております。今回、私、両方ともフォローしてるんですけれども、この図書館の２階の会議室が学習スペースだというところの投稿が見つからなかったんですけども、これは活用されてないんでしょうか。

○中央図書館長（當摩　弘君）　今回の周知に当たりましては、その辺のところについては活用はしておりませんでした。

○２１番（床鍋義博君）　ぜひ、対象が若い人なので、もちろん市報も見ますし、恐らくホームページも見るかもしれないんですけども、どちらかといったらツイッターとかフェイスブックとか、そちらのほうが訴求効果、非常に高いと思うんですよ。前にも広報のところでお願いをしたんですけれども、これ１回きりの情報発信ではすごく弱いんですよ。ツイッターとかフェイスブックって、情報がフロー、流れる、どんどんどんどん流れる。同じものでも３回、４回とかやっても全然苦にならないんですよね。100回やるとすごくスパム的になっちゃうんですけれども。ですから、そのぐらいやっても全然、必要な情報だけをとるというような時代になってますので、ぜひそういったことでツイッターやフェイスブックなどを初めとしたＳＮＳを活用をして、周知してほしいなと思うのが１点と。

もう一つ、図書館の入り口のところ、僕も行ったんですけど、どこに案内があるのかなって見ると、立て看板のところに書いてあったんですね。２階、会議室が開かれてますと。それを探すのに、全部字だけだったんで、なかなか図書館の下のところって、そういう告知物が多くてちょっと目立たないんですよ。もちろんそれだけが重要だというわけじゃないんですけども、新しい施策の場合には、やっぱり最初って結構肝心だと思うので、例えばそういうところにうまべぇだったりとか、もちろん教育委員会だとやまとっくんとかが勉強してる姿がぽっとあったりすると、何かいつもと違う風景があると。見たら「ああ、何だ２階に会議室が、学習スペースとして使えるんじゃないか」というふうになると思うので、そのあたりのことを検討しながらお願いをしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣　学君）　中央図書館２階で行っております学習室の試行についてでありますが、これまで３回目と、試行としてはやってきておりまして、今回、夏休み期間中は32日間やりまして、利用者、延べ176人でありました。１日当たりは5.5人ということで、先ほど議員が言われました１日１人あるいは３人とか、それに比べれば徐々にふえているのではないかというふうに思っております。まだまだ利用の方々が少ないもんですから、まだ課題の解決には至っておりませんで、今後も児童・生徒の長期の休業中に限りますけども、

そういう中で試行を続けて課題の解決をしたいと思っております。

議員の言われました周知の方法、こちらについては、やはりやってる以上は多くの方に、ロコミも含めてですけども、来ていただきたいということは思っております。利用がふえて、満員、18席しかありませんから、それになったときにどういう対応をしていくのかというのは、まだまだ全然対応できてませんので、そういうこともこれからやっていかなきゃいけないと思っております。入り口の案内とか、ＳＮＳの話についても、今後の工夫かなと思っておりますので、今後、関係部署とも話をしながら試行を続けてまいりたいと、そういうふうには考えてるところでございます。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　非常にいい試みなので、これはずっと続けていってほしいなというふうに思っております。

今後の課題なんですけども、今おっしゃったぐらいだと思うんですけど、今回、通告をしてないので、図書館以外の学習スペースについては質問しませんけれども、一応先週、８月25日の光る五中の広報紙の中で、夏季休業期に図書室を開設しましたと、夏季休業日、平日に図書室を１日２時間程度開放しました。１日の利用者数は多くなかったのですが、毎日、来室者がいました。合計50名。２学期以降も、放課後の学習室としての利用を考えていきますというすごくいい試みもありますので、そういったことも含めて学習スペースの確保をしていってほしいなと思いまして、次の質問に移ります。

犯罪や悪質商法については、先ほど他の議員も質問しましたので、重複するところは避けまして、先ほどは電話がかかってくるほうの話がありました。しかし、新手の詐欺で、こちらからかけさせるほうというものが最近あって、近隣市の例なんですけれども、ドアポストに訪問通知（最後通牒）、最後通告なるものが――なる文書が入れられて、そこには15万円の借金の残額があるが、減額相談の最後のチャンスだから連絡をくださいと。前向きな回答がない場合、強制的に回収しますという内容の文面が投函されてると。本人は借金なんかしてないので、幾度となく督促したという内容が書かれてたんですけど、こんなの初めてだということで、ただ連絡をすると、結局、訴えるというふうに言われたらしいです。誰が訴えるのかというふうに問いただすと、自分たちはあくまでも債権回収業者であるという言い逃れをするらしいんですね。その封筒というか、封書には会社名も書いてあったらしいので、私、その会社名を聞いてネットで検索をしますと、実は結構広範囲にそういったことをやっている会社らしいです。会社というか、実態はないんだろうなというふうに予想はしますけれども。これはあくまで近隣市ですけども、実際に名前とアパートの部屋まで特定した郵便ではなくて、ドアポストに直接入ってたということなので、要は、まだ犯人と言っちゃいけないんでしょうけど、そういったことを行う人間が近くに来てるということなんですね。そうすると、これ近隣市、立川市なんですけど――に来てるということは、うちのほうにも来てる可能性が非常に高いということなんですけども、そのような情報というのは入ってますでしょうか。

○総務部長（広沢光政君）　新しい巧妙化された詐欺の一件なのかなというふうに思いますが、現在まで東大和警察署のほうから、そのような情報というのは市のほうには入ってございません。

以上です。

○２１番（床鍋義博君）　恐らく警察ってなかなか情報を出しにくい機関だと思うんですよ。ただ、自治体は把握してる可能性もあるので、この件に関してやっぱり他の自治体と連携をとって、早目、早目に手を打っておけば、「ああ、この一帯ちょっと難しいな」というふうに思って、そういう犯罪を未然に防ぐことができると

思うんですね。そういうためにも、やはり近隣の市との、こういう未然に防ぐ犯罪の情報というのを共有化を図ってほしいと思いますが、今現在そういうことが行われているか。行われていないとしたら、今後どういうふうにしていこうかという、今後について、以上、お願いをします。

○総務部長（広沢光政君）　正式な形としてのそういった連絡会ですとか、そういったものはございませんが、ただ担当の課長会というものもございますので、そういった中では常日ごろから、他市の状況の中で情報交換等は行われてるというふうに認識しております。市内だけを捉えてみれば、警察等も含めた形の中で安全協議会ですとか、そういったところで常日ごろから犯罪等に関する情報提供、もしくは情報の共有化、そういったものを図っているところでございます。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　ぜひ連携できる機関はたくさんあったほうがいいと思いますので、情報を集約してできるだけこういったことを未然に防いでほしいなというふうに思っております。

もう一つ、悪徳商法、これ悪徳商法までいかないのかもしれませんけども、最近、パソコン関連の一部上場企業が、高齢者に対して本人に必要でない過度なサービスを付加して、月額料金を大幅に上乗せをし、解約を申し出ると高額な解約手数料を要求するといった事件がありました。東大和市にも、市役所の北側に当該企業の店舗があることから、東大和市内の高齢者を初めとする、いわゆる情報弱者に対する――と言われる人たちに対する契約がある可能性が非常に高いなというふうに思っております。現在そのようなことを把握されておりますでしょうか。

○市民生活課長（大法　努君）　今のところ市の消費生活センターには、そういった情報は入ってございません。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　恐らく本人、まだ気づいてない可能性、高いんですよ、こういうものって。じゃ、どうするかというと、やはりこちらから聞いていかなければ出てこないと思うんですね。ただ、いきなり行って、「あなたの契約どうなりますか」と言ったら、それは確かに市の仕事じゃないような気もするんですけれども、実際に高齢者とか、そういった人に接する機会も市役所の場合は多いわけですよね。そういったときに「こういう事件がありますけれども、大丈夫ですか」ぐらいの一言は、あればはたと気がついて、そこで「いや、実は毎月毎月、知らないお金が引き落とされてるんだよね」って話が出てくるかもしれないんですね。そういったことをやることによって、東大和市内に住むそういう人たちの財産を守るというんですかね、それをやることが、やっぱり市として必要だなというふうに考えているんですけども、今後そういうことを含めて対応をしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市民生活課長（大法　努君）　今ほどございました情報弱者、情報を得ることが難しい、そういった皆様方に対する被害に遭わないような予防措置ということのために、市といたしましても啓発に取り組んでおるところでございます。例えば平成26年度においては産業まつりにおいて、27年度においては狭山公民館まつりにおきまして、出前講座といたしまして、高齢者の方が集う機会が多い、そういった場に悪質商法などのそちらの手口、その対策につきまして落語家などによるコント形式での啓発を行っております。また、消費者見学会、あるいは消費生活講座、そういった受講者の皆様方にも、悪質商法への注意を促す啓発物品を配布するなどいたしまして、消費者被害に遭わないよう周知を図っております。ほかにもケアマネジャー、それからホームヘルパーなど、地域の高齢者の見守り人材向けの出前講座といたしまして、毎年、地域包括支援センターにて消費生活相談員が、高齢者などを狙う悪質商法の手口、それから発見被害のポイント、被害発見時の対応など、高

齢者の消費生活トラブルの早期発見につなげる研修会を行っているところでございます。

以上でございます。

○２１番（床鍋義博君）　市内には、そういった防犯協会もありますし、社会福祉協議会、また市では高齢介護課とか、あと専門家ですよね、弁護士だとか司法書士、行政書士と、さまざまいろんなところに相談ができるというふうに思っております。市民と接する場所の多い、そういう場所に関して、やはりこういったことがありますよという情報を流してあげることが一番重要かな。情報は、先ほど言ったようにほかから集約すると。集約した情報を、また市民のほうにフィードバックしていくという、そういった流れがスムーズにいけば、こういった犯罪というのは防ぐことができるのではないかなと思います。どんどんどんどん新しい犯罪が起こるとなかなか大変だと思います。しかしながら、そういうことを細かくやっていくことによって、東大和市ってなかなか詐欺やりにくいよねとか、犯罪を起こしにくいよねというようなものが、そっちの犯罪者側というんですかね、そういったことを起こす人たちから警戒をされることによって、逆に東大和のブランドが高まるんじゃないかな、非常に安全なまちになるんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（関田正民君）　以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後　２時３６分　休憩

午後　２時４７分　開議

○議長（関田正民君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、産業振興課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○産業振興課長（小川　泉君）　休憩前に床鍋議員のほうから御質問をいただきました特定創業支援事業の認定者の特典期間についてでございます。こちらにつきましては、認定を受けた日から、市が計画を策定しております期間の平成30年３月31日までが、その利用期間ということを定めております。

以上でございます。

◇　中　野　志乃夫　君

○議長（関田正民君）　次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔２２番　中野志乃夫君　登壇〕

○２２番（中野志乃夫君）　やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず１点目、戦災変電所の保存と活用についてであります。

①として、修繕費を求める基金についてということで、今回、既に８月に産経新聞、９月には読売・東京新聞でも報道され、また先日はＮＨＫでもニュースにも流されておりますし、大変注目をあびる事業となっておりますし、このことについての市長のお考えについて、改めてお聞きしたいと思っております。

②として、平和ミュージアムとしての検討はということについてであります。

これは基本的に今、全国でこういう戦争遺跡、戦災建造物を含むそうしたものが大変注目をされて、日本の

考古学会の中でも戦争遺跡に関する分科会といいますか、そういう学会が立ち上がりつつあるといいますか、一部、既に立ち上がっております。そうした中で、やはり私自身も会派の視察も含めて、幾つかの施設を見て回っておりますけれども、そうした貴重なものが残ってるものに対して、まち全体として博物館としてそういったものを生かしていこうという試みがされておりますので、そうした点での検討も、ぜひ考えてほしいということからの質問であります。

２番目として、介護保険の要支援者対策についてであります。

地域支援事業の内容は確定したのかということでありまして、これは先日の全協での報告がありましたので、あわしてその点について伺わせていただきます。

最後に、東京オリンピックに向けて。

オリンピック憲章の理念をどのように青少年や市民に広めていくのか、その点についてお聞きしたいと思っております。

以上であります。

〔２２番　中野志乃夫君　降壇〕

〔市　長　尾崎保夫君　登壇〕

○市長（尾崎保夫君）　初めに、旧日立航空機株式会社変電所の修繕費を求める基金についてでありますが、戦争の傷跡を残す旧日立航空機株式会社変電所を平和のシンボルとして後世に伝えるため、保存等をしてまいりたいと考えております。その保存等には多額の経費が見込まれますことから、ふるさと納税制度を活用し、平和を愛する多くの方々から御寄附をいただき、修繕費を確保してまいりたいと考えております。変電所の保存等のための修繕工事等につきましては、継続的に経費が必要となりますことから、東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例に基づき基金を設置し、皆様からお預かりします寄附金につきましては、確実かつ有利な方法により保管してまいりたいと考えております。

次に、平和ミュージアムとしての検討についてでありますが、旧日立航空機株式会社変電所につきましては、前回の修復工事から20年が経過していることから、今回の修復に当たっては文化財としての価値がある外壁に残る弾痕の保護、保存を第一に考えております。そのため平和ミュージアムとしての検討は、全国にある約50カ所の平和関連の資料館等を参考にしながら今後研究を進めてまいります。

次に、地域支援事業の内容についてでありますが、市では平成29年４月から要支援１及び要支援２の方を対象として、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業の総合事業に移行するため準備を進めております。総合事業として実施する訪問型サービス及び通所型サービスにつきましては、それぞれの類型及び基準案を設定したところであり、今後、介護保険サービス事業者等への説明を実施してまいります。

次に、オリンピック憲章の理念についてでありますが、オリンピック憲章は国際オリンピック委員会により採択されたオリンピズムの根本原則等を成文化したものであり、国内オリンピック委員会とオリンピック競技大会の組織委員会はオリンピック憲章を遵守する義務があります。オリンピック憲章の中には、「オリンピズムは肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。」などのオリンピズムの根本原則等の理念が記されております。東京2020大会に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や国、東京都を通じてオリンピック憲章の理念を踏まえたさまざまな取り組みが推進されるものと考えております。市としましては、それらの取り組みの実施を通じて、オリンピック憲章の理念の理解を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市　長　尾崎保夫君　降壇〕

○２２番（中野志乃夫君）　それでは、戦災変電所についてから再質問させていただきます。

まず、今回の基金に関して、既に市長自身がふるさと納税の寄附金を活用するということで、これはもう既に他の議員がいろいろそういった提案もされてたのを生かして、大変私は喜ばしいことだと思っております。その中で、ただ地元特産品とかと、そういう返礼品は用意はしないと。その熱い思いを受けて、そうしたものを名簿化して施設内に備えるといいますか、そういった発言をされておりますけれども、これについて市長自身、そういう基金があった場合には全く何も出さないで、ただその思いだけを受け入れるのか、それとも多少は何か、特産品じゃないけれども、何かしらのやはり資料的なものは必要じゃないかと思いますし、そういったものは当然寄附された方たちには渡してもいいんじゃないかという気もしますけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君）　今回の旧日立航空機株式会社変電所の基金の新たな制定、それに伴います変電所の保存等につきましては、今、中野議員がおっしゃったように、この修繕については多額の費用、また年数もかなりかかるんではないかというふうに今考えてございます。いずれにつきましても、具体的には平成29年度に今予定しております変電所のまず調査をして、修繕にどのぐらいの費用がかかるか、また保存等についてどのような方法を取り入れたらいいのか、そういったところからまず29年度は始めていかなければなりませんので、私どもとしてはかなりの年数が必要な中での大きな政策事業ではないかというふうに踏んでいるところでございます。

今回、ふるさと納税も活用してということで、東大和市としては新たな試みをここで行うところでございます。その中で、今の御質疑にあります返礼品でございますが、いろいろ今まで数カ月、考えてきた中で、市長の政策としては、この平和事業全体、また変電所の保存等については、全国の皆様、また海外も含めて、平和を望んでいる多くの人々のその熱い気持ちを、心をあらわしていただくものじゃないかということで、今いろいろと論議もされておりますふるさと納税に対します返礼品というものについては、この変電所の寄附については一切、市としては、東大和市としては行わないという政策判断をしたという状況でございますので、今回ここでいろいろと条例制定から、ふるさと納税から御説明しています部分について、変電所については返礼品を一切、市は行わないと。そのかわり平和事業に関する寄附者に対する、毎年度になるか、何年かに１回になるかわかりませんけど、その報告であったり、あるいは寄附者の名簿、当然個人情報でございますので、確認をとりながらということになると思いますが、そういったものを変電所内に配置するとか、あるいはそれぞれ寄附者に送るとか、そういったことを考えた中でということで、非常に全国的に見てもまれな、特色ある方法であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　まさにふるさと納税に関しては、総務省もいろいろちょっと課題になっているといいますか、豪華になり過ぎて本来の目的を逸してるんじゃないかという中で、あえて出さないというのは私も大英断だと思うし、すばらしいことだと思っております。基本的には、私もそれは全く賛成でありますけども、ただ、いわゆる特産品ではないですけども、あくまでもこの戦災変電所の歴史とか、またこういった戦争遺物、戦争遺跡に関する資料的なものは、ぜひその寄附者に、やはり差し上げるべきだと思います。一番わかりやすいのは、昨年、市がつくったＤＶＤのそういった歴史のもの、ああいう内容を送るとか、またいろいろそう

いった情報を通知にまとめて送るなり、そういったことはぜひしていただきたいと思いますし、名簿の件はまさにそういった名簿をつくってちゃんと記録していくと、そういったことはしたいと思っておりますけども、その辺の検討はどうでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君）　先ほど寄附者の名簿、あるいは平和事業の報告の関係というふうなところをお話しさせていただきました。現在、市のほうも戦争の体験談のＤＶＤ、平成27年度に作成しまして、機会を捉えて放映等をしているところなんですが、そこの今御質疑の寄附者に対する配布等というのも、当然考えにはございますが、10月１日からスタートしたいという中で、もう前の月になってきたんですが、今後いろいろな寄附者の方の問い合わせ等も、きのうのＮＨＫの放映と同時に、もう数件、来ているような状況がございますので、そういった状況も踏まえた中でＤＶＤのですね、またその部分をお送りするかとかというところの部分は、同時進行というふうになると思いますが、今後考えていきたいという状況でございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　ぜひ、検討してほしいと思います。

あわせて、ちょうど今回、ＮＨＫが首都圏ネットワークですか、そういった番組で報道していただきました。変電所のことを、またこの基金を知ってもらう大変いい機会なんですが、残念ながら私もちょっとタイミングが合わず見れてません。これ今、博物館にもあると思うんですけど、過去、変電所に関する報道というのは、ＮＨＫほか民放で相当多くされております。そして、それらのテープは、基本的にＣＤ化されて博物館にあります。つまり保存されてます。ですから、そういったものをぜひ生かしていただきたい。今回のニュースもＮＨＫに言えば、一応その元データをくれるんじゃないかと思うんですよね。こういう活用の仕方をします。つまり、市のほうの市民向けに、見てない人のためにちょっと情報として、市の今、情報コーナーありますよね。そこに載せたいと言えば、恐らくだめですとは言わないはずなので、ぜひそういったコーナーに、過去の分も含めて、映像で変電所もいろんな番組が紹介してますから、ぜひそういったことも、せっかくホームページにそういう映像のコーナーも設けてますから、取り入れてほしいと思うんですけども、その点はどうでしょう。

○企画財政部長（並木俊則君）　今回のこのふるさと納税を活用した寄附金、それに伴います最終的には変電所の保存等に向けた修繕の、あるいは実際に変電所の公開等までは将来的にどうするのかと、いろんなことの課題があります。そういった中で、今質疑の中にありましたそういう映像の活用とか、そういう部分につきましては、私ども先ほども申し上げましたが、この事業については市としては大変大きな事業と、また政策的に重要な事業でございますので、長い年数がかかるというふうに考えてございますので、逐次いろいろな方法を活用してＰＲに努めなければなりませんし、またその都度、その都度、いろんな媒体を使うということは当然考えてございますので、そういった中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　ぜひとも、そういうふうにいろいろ検討しながら進めていただきたいと思うわけです。やはり私自身もいろいろ、ここ最近も会派として大分県、また鹿児島のそういった施設を見て回って、ちょっと個人的にも茨城のほう、何件か施設を見て回りましたけれども、やはり今、各地でそういった戦争遺跡と言われるものに関して大変高い評価をして、これをまちおこしに生かしていこう、また後世にこういったものがあったということを、歴史を伝えていこうということが運動として活発にやられております。また、８月には戦争遺跡の全国ネットワーク、いわゆるそういった研究者たちのネットワークの集まりが毎年ありますけども、これも市民の方たちと一緒に参加してまいりました。

そこで、現状で言うと267件の戦争遺跡というものが文化財として指定されたり、さまざまな形で報告されてるということでありました。ただ、この中身は、戦争遺跡といっても、北海道なんかは大半は本当に屯田兵の時代ですね、明治からのそういった遺物も含めてであったり、文化財と指定されてる中ではいろいろ日記であったり、またちょっとお人形さんだったりとかね、そういったものもされてる例もありますけれども、単純に東大和市にあるような戦争遺跡に関していえば、やはりまだまだ数はそんな多くはないんですけども、ただやはりこれ昨年、公民館ですか、イベントのときに十菱先生が、専門家がおっしゃってたとおり、東大和のこの戦災変電所は大変高い評価を受けてると。つまり、全国的にも注目されてる例だということをおっしゃってました。事実、会派で視察へ行った大分県の宇佐市でも、私も知りませんでしたけど、担当者がやはり東大和まで来て戦災変電所を見学していますよと言われました。つまり、いろんなところで注目をされて、こういういい保存の仕方、なぜできたんですかとか、どういう経過があったんですかということを逆に聞かれました。つまり、それだけ東大和市にとってのこの旧日立航空機の変電所が価値がある。また、全国的にも大変評価を、専門家から評価をされています。

その意味でも、ちょっと私としてすごく感じるのは、地方へ行くと一生懸命そういった、うちの市ではこういうものを保存してます、これいわゆる平和ミュージアムとして生かしますという宣伝も一生懸命してるんですけど、東大和市は当然あるからそれで済んでるみたいな印象で、小さな掲示板はありますけども、知らない人は何か随分古い建物があるで終わっちゃってますし、まだまだ市民にも十分知られてない経過もあります。なので、もっと今回の基金を契機に、目立つ形で宣伝するようなことはできないのか。極めて単純に言うと、変電所の横に大きな看板で今、全国民といいますかね、世界の人も含めて基金を求めてますと、こういったものを生かしていきたいといったものをつくったり、駅とか各市の施設には、こういう今基金を求めてますというチラシを置くとかですね、そういった市民が見ても、ああ積極的にやってるなということを生かすような宣伝をしたほうがよろしいんじゃないかと私は思ってるんですけど、その点はどうでしょう。

○企画財政部参事（田代雄己君）　今お話にありましたような、ふるさと納税をしてる、変電所の保存のためにそういう活動を行ってるというそういうＰＲの方法でございますけれども、私どもの中でも公共施設や、あるいは関係施設などにチラシやポスターの配布など、広く全国にお知らせするような形を考えているところでございます。また、変電所の前にそういう看板のようなものというお話もありましたけども、そういうところにつきましても全面的な検討の中で考えていきたいと思います。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　ちなみに、今東大和市が毎月第２日曜日ですね、変電所の公開を始めましたよね。博物館中心に、文化財の登録、ガイドの方たちが説明しながら公開をしています。私も先月のとき顔を出したときに、アメリカ人の大学院生の方が調べたいということで来てました。その彼に聞いてみたら、やはり東大和、この変電所、いろいろ市民が残したということで大変注目してて、論文にしたいというような形で研究もしてるということでした。つまり、単純に日本国民だけではなくて外国の方も注目をしてる、こういったものを生かしていきたい。これは実際にユネスコの関係で、いわゆる文化財、そういった言い方はちょっとダークツーリズムとか、いわゆる負の遺産をやはりもっと広めて見学会をしようとか、そういったことをやっていこうという動きも合わせた、そういった連動した動きともいえるんですけども、そうした言ってみれば、単純に言えばまだまだ全国民の人にそういったことを知らして協力を求めたいけども、海外の方にもやはり注目される私はものだとは正直思っております。意外と地元の人からすれば、何だこれはというところがあったかもし

れないけど、調べれば調べるほど注目をされて貴重なものになっている。こういったものを、まさに偶然とはいえ公園の中に、ロケーションとしては大変いい中で残されてるということも踏まえると、やはり広島の原爆ドームじゃありませんけれども、もう海外から常に見学者が来るという例もありますから、言ってみれば既にこれは市長も言ってますけども、英文とか、いわゆる外国の案内も必要じゃないかというのを、やはりもっと考えてもいいんじゃないかと思いますけども、今回のこの基金に関しては、そういう海外の方までも含めてというところまではどうでしょう、考えてるんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　一つのシェアとしましては、海外の皆様にも対象にということは考えてるところでございます。大きくＤＶＤのダイジェスト版というのは英語字幕入りということになっておりまして、その辺も変電所の存在そのものですね、海外の方々にも、ホームページを通じてになりますけれども、理解してもらいたいという市の考え方が形になってるものでございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　わかりました。ぜひそういった形で、今回も市としても長期的な課題でもあるし、時間をかけて広めていきたいというまさにその姿勢は全く私も同感ですので、そういった姿勢で着実に進めていただきたいと思います。

あわせて平和ミュージアムということに関して言えば、先ほど答弁あったように、全国でもそういったものがどんどんできてますし、またそこにやっぱり人が来てるわけですね。たまたま私はつい先日、茨城にある予科練の平和資料館といいますかね、そこも見学しましたけど、高校生、バスで見学に来てましたし、やはり結構人が来てました。やはりそういったものに対していろいろ訴えるものがあるし、学ぶものも多いので、やはりそういったものが、東大和市の場合ははっきり言って、建物はあるけど、それに付随する資料館がそばにないですから、なかなかちょっともったいない点あるんですけども、今後はいろんなことも含めて、時間はかかりますけども、検討するべき課題だと思ってます。

そこで、今実際は問題というのは東京都との関係ですけども、東京都自身とこの間、ちらっとお話を聞くと、あそこは実際、市が借り受けてる関係になってますけども、その辺が東京都と今話はどう進んでるのか、その点はどうでしょうか。

○社会教育部長（小俣　学君）　東京都のほうとは、これまでも東京都の文化財にしてもらえないかとか、そういうことで調整に行ったことはございます。そのときの感触としては、なかなか非常に難しいんだと。東京都にもある文化財の委員会の絡みもありまして、なかなか難しいんですということは言われてきている経過はございます。あとは変電所の東京都から借りてますあそこの借地料ですかね、そちらについても減免をしてもらえないかとかですね、そういうことについては今も引き続き調整をしている状況でございます。

以上です。

○２２番（中野志乃夫君）　わかりました。結局、じゃ特に進展はないんでしょうかね。

本来ですね、確かにあそこは東京都の公園用地になるってところで交渉が始まって、最終的には市が借り受けるという話として今きてます。確かにだからそのために借地ということで、お金も支払いはしてるわけですけども、これはちょっと当然時間はかかる話だと思いますけども、やはり市、担当課だけじゃなくて市全体で、やはりこの戦災変電所の価値が大変高いものであることや、やはり今そういった点で文化財としての位置づけが全国各地で進んでます。ただ、確かに全国ネットワークでもらった資料を見ても、東京都自身が確かにそういった戦争遺跡を文化財指定はしてない現実があるので、変な話、この東大和市の戦災変電所が東京都の最初

の文化財、戦争遺跡としてなるようなね、そういった努力の働きかけも進めるべきではないかと思いますけども、その辺はどうなんでしょう。そういった話、例えば東大和市の文化財専門委員会からそういう提言をするとか、そういうことはどうなんでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君）　文化財専門委員の方には、平成７年の文化財指定の際には、貴重な外壁ということで文化財指定をした経緯がございますが、そのまま20年が経過をして、２階の部分等につきまして、近代化遺産にも当てはまるんではないかなというそういった議論もございます。ですので、今、文化財専門委員の中では外壁だけでなく内部もですね、平成５年当時の稼働していた当時に復元できないかとか、そういったこともございますので、そういったことも含める中で、東京都のほうとは近代化遺産ということで付加価値は加わりますので、そういった中ではまた東京都のほうには相談をしてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　もともとこの戦災変電所がなぜ残ったのかと、なぜこういう形で生かされたかというと、最初のきっかけはやはり東大和市の文化財専門委員会の人たちが、もう1979年です、昭和54年段階で、当時まだ稼働していたあの変電所を、弾痕の残ってるこの貴重なものを文化財として指定したいと、そういったことが最初だと思ってます。つまり、その当時の文化財専門委員、本当、相当な方たちがそろってましたし、その先見の明があったと思うんですけども、その皆さんが、まず文化財指定しよう。実際に、もしそのときに文化財としてなってたら、全国で一番最初になってたわけです。それは大変惜しかったんですけども、結局そういったことから始まって、あと大事なのは東大和市の中央公民館が、いわゆる公民館講座をやって、そこに育ったといいますか、その受講した人たちが、いわゆる東大和の戦争と郷土史研究会をつくって、その人たちが保存運動を始めるというね、言ってみれば教育委員会がある面、主導的な役割を果たして、今これだけの価値のあるものを残した経過があります。ですから、その点を考えると、やはり積極的に東大和市の文化財専門委員の皆さん、大変先見性もある人たちが多くそろっておりますし、ぜひともその辺を訴えるようなこと、教育委員会でもいろいろ話し合いを進めていただきたいと思います。これは要望です。

いずれにしても、そういった形で、この問題はずっとこれから、先ほどもう既にＮＨＫの報道で反響があったということですし、本当にもっともっと、それこそ変な話、広島の原爆ドームを生かすために、広島の市長が、本当に大分昔ですけども、広島から東京の数寄屋橋まで来て、全国民に、都民に訴えて保存運動を始めた。そんな広島の原爆ドーム保存のときはそういったこともやってますし、広島の市議会が一致して保存しようと動き出したとか、そんな経過もありますので、市長にどこに立てとは言いませんけど、ぜひともそういったことで積極的に動いていただきたいと思っております。

以上、これは要望です。

次に、介護保険の要支援者対策についてお聞きします。

全協で説明を受けたところですけれども、ちょっと私はこのスケジュールに関してですけども、もうちょっと早めてほしいという点が１つあります。それは出てますけど、いわゆる単価の公表なんですね。現状も要支援者１・２の方たちは、各通所事業者、訪問事業者が、実際今もヘルパー事業として入って、通所事業としてかかわって、国保連に基づく給付の額をもらってます。それが、その額を上回るのか下回るのかというのは大変大きな課題です。これは通信ネットワークの訪問事業者ネットワークの中でも、どうなるか大変大きな課題として論拠が出てるところなので、これは少なくともすぐに公表してほしいし、どういう方向で考えてるかを示してほしいと思うんですけども、どうでしょう。

○福祉部参事（尾崎淑人君）　単価でございます。全員協議会の中でも昨日、説明をさせていただきましたけども、スケジュールにございますように、単価につきましては総合事業の上限額、あるいは今後の事業費の増加率を勘案し、現在試算をしているところというところで、11月の事業者への説明会というところで今は提示をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　11月まで待つというか、それはちょっと私もどうなのかなと思ってます。つまり、少なくても幅としてちょっと気になるのは、今の国保連の支給の額より下回るのかどうかとか、その辺は言うことはできないんでしょうか。それもまだちょっと公表できない内容なんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　昨日、担当の参事のほうからも御説明させていただきましたが、皆様に全員協議会の中で概要をお伝えさせていただいたところでございます。

ただいまの御質問者からの御質問に関しましては、国のガイドラインというものが出ておりまして、それに基づきますと総合事業のサービスにつきましては、現在も要支援１・２の人の単位数というのは上限値が決められております。今度の総合事業になりましても、その今の現状の単位数の上限値は超えないものというふうにされておりますので、上限値というものはもう決まって、ガイドラインということで国のほうからは提示されてるということでございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　上限値は、その国保連の今の現状の支給額を上回らないということでありますから、単純に言えば下回る方向になってしまうのかですね、その辺はやっぱり大変気になるところというのはちょっと多少優しい言い方で、はっきり言って事業によっては、今、通所のミニデイサービスも幾つかの事業者が撤退したり、はっきり言って潰れるところがあります。これは介護保険の場合、これから団塊の世代がみんな介護世代になるということで、ちょっと私は誤った情報だと思うんですけども、これから多くの仕事になるからといっていろんな、いわゆる異業種から介護部門に進出をして、いろんな事業者が立ち上がっています。東大和市内でも、まさに過密といいますかね、過当競争のような状況になっていまして、実際には本当にやっていけるのかどうかという深刻な問題になってます。また、訪問の派遣の場合もそうです。本当にどこの事業者もヘルパー不足で、仕事は来るけど対応できない、どうするんだという話にもなってますしね。結構これは深刻な問題でありますので、なるべく本当は早く、そのことを明示していただきたい。はっきり言って、もう今の限度額といいますか、現状が維持できなければ撤退するところも、多少の判断を急ぐような状況がありますので、それはちょっと真剣に考えていただきたいし、私は当初、国が要支援１・２の人を言ってみれば自治体のほうに任せると、こういう話を受けたとき、総額からいえばね、私の判断でいえばそんなめちゃくちゃな額じゃないですし、市が受け入れられる額だとは思ってますからね、その点でいえばぜひとも、やはり現状の維持の形で進めるべきだと思ってます。つまり、そうしないと実際に幾つかの事業者は潰れるだろうと、まず間違いなく思います。そういう現状があることを、ぜひ踏まえて考えてほしいんですけども、やはりそれはもうどうしても、11月中旬と言ってますけども、そこまでやはり精査する必要があるんでしょうか。再度お聞きします。

○市長（尾崎保夫君）　先ほど答弁さしてもらいましたけども、今回の要支援１・２が総合事業に移ると、簡単に言うとそういうことになるわけですけども、それにつきましては、各市町村がサービスの特色を出してということ、もっと簡単に言うと料金をどこに設定するか、簡単に言うとそういうこと。そして、この１・２に移

したというのは、専門的な今まで介護とかそういうのをしている介護保険適用の事業所というか、専門の事業者でなくても、簡易な資格を持ってできるということでどんどんできてくるわけですよ。東大和市内に、先ほど中野議員も言ったように、もう既に多いんだというようなお話がありましたけど、もし東大和で他市の状況とバランスとらずに決めたら、多分東大和はいいよ、同じことやってたくさんもらえるよということになるとどういうことになるかと。今以上に競争になってくるんですよ。そこにはやっぱり本当のきちっとしたサービスができて、サービスが提供できて維持、やっていけるということならばいいんですけども、そうじゃなくてサービスが劣悪だということになったら、何のために、きちっとやっている事業者のために、いいサービス料金にしたらという言い方はおかしいですけども、その辺のところをどう捉えるか。要するに事業者にとって、これは不特定多数、いろんな事業者にとってと、それから本来的に東大和にいて、そのサービスを利用したいという人たち、このバランスをどうとるかというところ、うっかり余り料金をやると、さっき言ったようにとんでもないことになるだろうという可能性、これは目に見えてるんじゃないかなと思いますし、かといって余り高いもんじゃ困るし、かといって低過ぎてもだめだしということで、そのバランスをどうとるかというのを今、後ろのほうで一生懸命やってんですよ。あちこちで、いろんなところを調べたりしてね。事業者にとってよけりゃいいというだけではなくて、先を考えれば、サービスということを考えるとね、利用者、事業者にもよくて利用者にもよくてということをどこに置くかというのは、非常に難しい問題だというふうに思う。本当は国が今までどおり決めてもらうのが一番楽なんですけどね。ただ、逆に言えばこういうことを乗り越えていくのが、東大和というか地方自治、自治というかね、地方分権だということになるのかなと思いますけど、非常に厳しいことだというふうに思っています。ですから、先ほど言ったように11月でなきゃだめなのかとかって言われますけども、その辺のところの落としどころというか、数字の決め方というのが非常に難しいと思いますよ。その辺を御理解いただいて、次の質問にいっていただければというふうに思います。

○２２番（中野志乃夫君）　ありがとうございます。

次の質問ではなくて、ちょっと再度お聞きしますけども、言ってみれば私が今言ってるのは、新規で新しく今までの制度にのっとらない形での、もう少し軽減した形での新規参入の事業の話と、今まで従来の通所介護、訪問事業をやってる事業者との動きの中で、従来やってる事業者のほうからそういった声が既に上がってる。早く決めてほしい、ちょっとめどが立たない。今市長さんがおっしゃったとおり、これもさらに言ってみれば、この間、ここ最近は言ってませんけども、地域加算の問題も絡んでます。実際に今、東大和で訪問事業所をやっている事業者さんで、大変依頼の多いのはやはり武蔵村山市とか、そういうところからです。それは武蔵村山市さんは、地域加算も少ないし、事業者はほとんど成り立ってません。ですから、そういった人たちが困って全部東大和の事業所に依頼をしてくるとかですね。そういう現実もあって、だけどもヘルパー不足で、それを断らざるを得ないというね、いろいろ非常に悪循環になってる。そういったことも踏まえて、やはりいろんな要素は当然絡みます。絡むからこそ、実態からすれば、やはり旧来の事業展開をやってるところが潰れないようにいろいろ配慮していただきたい。また、そうしないと本当に介護のほうが、言ってみればがたがたに崩れてしまうおそれがあると思っております。

そういった意味で述べてるわけですから、なるべくいろいろ他市との検討ということですけども、大体もう既に周辺の市で幾つかやってる市ですね、もう始まってますし、そこからいろいろ事業者からもいろんな話も聞いておりますので、東大和はどちらかというと最後の後出しみたいなもんで、大体全体を見てから決めるパターンで来てるのは、それはわかりますけども、やはりこの点は積極的に各事業所の実情を勘案して考えてい

ただきたいと思います。

このことに関しては、ちょっと細かく言えば永遠に続いちゃうんで、この程度にしますけども、いずれにしてもきちっと数字を早く出して、各事業所の要望に応えるようにしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

オリンピックに関してであります。

このオリンピックに関しては、あえて私が今回質問したのは、正直、私自身も大変勘違いをしておりました。オリンピック憲章を読んでませんでした。内容ですね、だから知りませんでした。ですから、私はオリンピックというのは国同士が争うもんだとばかり思ってました。つまり、だから日の丸が揚がって、国歌を歌え、君が代を歌えという話になるんだと。メダル争いも、新聞紙上でも一番目立つといいますかね、目立つところに、どこどこの国が金メダルを幾つかとってということが書いて、実際なってますから当然そういうもんだと思ったら、オリンピック憲章を見ると全然違うわけですよ。

つまりオリンピック憲章でいうと、本来、オリンピックってどういう競技で、何を目指してるのか、その点、ちょっとどなたに答えていただけたらいいんでしょうか。市として、どう考えてんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　オリンピック憲章ということでございますけれども、その競技そのものは、先ほど中野議員のほうからお話しありましたオリンピック競技大会そのものというのは、個人種目または団体種目での選手間の競争であると、国家間の競争ではないということに、確かに明文化されてるところでございます。

また一方、このオリンピック憲章そのものというのは、ＩＯＣや、あるいは国内のオリンピック委員会、そしてそれぞれの大会の組織委員会が遵守すべき法律の――憲法のようなものだということで、ちょうど導入部分という形で、初めの部分できちんとうたわれております。ですので、国旗を揚げたり、国歌を斉唱したりという表彰式なども手続あると思いますけれども、それそのものというのはオリンピック憲章に従った形で開催されているんではないかというふうに思っているところでございます。

ただ、このスポーツそのものというのは、やはり競い合うだけじゃなくて、人格形成だったり教育や文化の促進などもあるというふうにうたわれるところでございますので、その競い合うだけが、側面、一面だけをスポーツ、オリンピックとして大会を運営するということではないというふうに認識をしてるところでございます。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　今おっしゃっていただいたように、まさにオリンピック自身は個人種目、団体種目での選手間の競争であって、国家間の競争ではないと。本来は国旗じゃなくて選手団の旗ですね、そういったものを掲げる、選手団の歌を歌う、本来はそうなってるわけです。それが、いつの間にか国旗、国歌に変わって、とりあえず選手団の旗とか選手団の歌がなければしようがないという形でそうなってるようです。ですから、本来のオリンピック憲章を見ると全然違うわけです。まして国ごとの世界ランキングは作成してはならないと、そこまでうたってるわけですよ、オリンピック憲章の中で。ランキングをつけちゃいけないんですよ、国同士の。だから、マスコミって、新聞を見ると全部書いてあるから、これ全部オリンピック憲章と違うじゃないと、大変おかしな事態になってることをちゃんと青少年に説明する必要があるんじゃないかというのが私の思いです。

まして、あと強く否定、やっちゃいけないことで、政治利用はしちゃいけない。商業利用しちゃいけないと

いうのを強くうたってます。ですから、この間の閉会式のときに、なぜか政治家の人が、一国の首相がマリオ姿であらわれてというのは、いわゆる専門家から言わせると大変違和感を覚えたと、あり得ない話だと、そういうようなコメントも幾つも出ております。つまり、政治利用しちゃいけない、国家元首がオリンピックの場で話すのも、時間制限を設けられていたり、さまざまな制約をやって、特別の場合だけ許されるような形になってるわけですよ。なぜか日本では、ちょっとそうじゃないような話になってるのが、私も大変おかしな話だなと思っております。だから、私もつい、本当にこのオリンピック憲章を見るまでは、「ええ」と、全然違うというのに全然気づきませんでしたから、大半の方もそうじゃないかと思うんですけども、こういったありようについて、まあこれは市長に聞いてもどうなのかと思いますけども、各青少年の場合、今学校の授業の中でもオリンピック、いろいろ授業で取り入れてます。勉強しましょうと言ってますけども、市長なり、教育委員会としてはどういうお考えかお聞きしたいと思います。

○教育長（真如昌美君）　オリンピックについては、私たちが子供のころに見てきたオリンピックの姿、多少変わってるところがあります。それはさまざまな理由があって、そのような形になってるんだろうと思いますけれども、そういった中で子供たちにどういうふうにオリンピックについて、また東京で開かれることについて学習させるかということについては、オリンピック教育推進委員会というのがありまして、そちらのほうでさまざまなことを検討してきて、今まさに東京都が資料をつくって各学校に届けているところであります。そういった内容をもとにしながら、基本的なさっきおっしゃった理念だとか、そういったところを大事にしなきゃならないところについては、そういった内容を使いながら、しっかりとまた確認をしていきたい、また指導していきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○２２番（中野志乃夫君）　私自身もスポーツは好きですし、見るのも好きですし、はっきり言ってそういった大会とか何かあれば、自分もいつも飛んでって見学する、観戦するほうですけども、やはりオリンピックそのものが、とにかく国威発揚に利用されてはならない、政治的に利用されてはならないんですね、あと商業主義ですね、それを商業的に利用されてはならないというところを明確にうたっている上で、最終的に若者たちのスポーツ選手がいろいろ協調し合い、お互いを、相手選手を尊敬し合い、いわゆる平和のために尽くしましょうというのがオリンピックです。オリンピック憲章を読んでいくと、最終的にはそこに行き当たります。平和の祭典です、だから。つまり、戦争があったらこういうことはできない、だからそのために平和を築きましょうと、そういった形でオリンピックの精神が、オリンピック憲章の中でうたわれてますので、ぜひともそういった形でオリンピックのことは青少年に普及してほしいし、そうした考えを持っていろいろ検討していただきたいということを訴えて、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君）　以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後　３時３７分　休憩

午後　３時４７分　開議

○議長（関田正民君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君）　次に、６番、大后治雄議員を指名いたします。

〔６　番　大后治雄君　登壇〕

○６番（大后治雄君）　ただいま議長より御指名を受けました議席番号６番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

来年の通常国会に民法の改正案が提出されるという報道がありました。

そこで、今回、１、市民生活につきまして、①成人年齢の18歳への引き下げに係る当市への影響について伺ってまいります。

アとして、法的根拠はどうなっているのか。

次に、イとして、今後のスケジュールは。

次に、ウとして、市の現状は。

次に、エとして、成人式はどうなるのか。

次に、オとして、他自治体の対応と状況は。

次に、カとして、市の計画とその進捗状況は。

次に、キとして、諸手続はどうなるのか。

次に、クとして、関係諸経費の見積もりは。

次に、ケとして、国・都からの指導・要請は。

そして、コとして、今後の課題につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔６　番　大后治雄君　降壇〕

〔市　長　尾崎保夫君　登壇〕

○市長（尾崎保夫君）　初めに、成人年齢の18歳への引き下げに係る法的根拠についてでありますが、民法第４条では「年齢二十歳をもって、成年とする。」と定められておりますので、成人年齢の18歳への引き下げにつきましては、この第４条の規定が改正されるものと考えております。

次に、今後のスケジュールについてでありますが、報道機関の情報によりますと、政府は民法改正案を平成29年３月に閣議決定をし、平成29年の通常国会に提出することを考えているようであります。また、民法改正案が成立した場合に、その施行までは、公布から３年程度の周知期間を想定しているようですので、早ければ平成32年から成人年齢の引き下げが導入される見込みであると言われております。

次に、市の現状についてでありますが、民法の成人年齢を20歳から18歳に引き下げることは、民法上の契約年齢及び親権の対象となる年齢を18歳に引き下げることを意味すると同時に、国民の意識の上でも18歳をもって大人として扱うことを意味すると言われております。市としましては、民法の改正はもとより、200本近くあると言われております関連法律の改正など、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、成人式についてでありますが、成人式は昭和21年に現在の埼玉県蕨市で行われた青年祭がルーツとされ、現在では学齢方式による式典が全国で定着をしております。こうしたことから成人年齢が引き下げられた場合につきましても、全国的に対応されるものと認識しております。

次に、他自治体の対応と状況についてでありますが、現時点では成人年齢の18歳への引き下げに係る民法改正の詳細につきましてはわかっておりませんので、各自治体において具体的な動きはないものと考えておりま

す。

次に、市の計画とその進捗状況についてでありますが、成人年齢の18歳への引き下げに係る民法改正案が成立した段階で、その影響を判断し、市の計画の見直し等について検討してまいりたいと考えております。

次に、諸手続についてでありますが、成人年齢の18歳への引き下げに係る民法改正案が成立した段階で、その影響を判断して諸手続の見直し等について検討してまいりたいと考えております。

次に、関係諸経費の見積もりについてでありますが、成人年齢の18歳への引き下げに係る民法改正の詳細につきましてはわかっておりませんので、現時点では個別の事業の具体的な影響額はわかっておりません。

次に、国・都から指導、要請についてでありますが、現時点では国・都からの指導・要請はありません。

次に、今後の課題についてでありますが、成人年齢の18歳への引き下げに係る民法改正案は、平成29年の通常国会に提案される可能性があります。また、試行までは３年程度の経過措置の期間も設けられる見込みのようであります。このようなことから、民法の改正の詳細がわかった段階で、その影響を判断して具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市　長　尾崎保夫君　降壇〕

○６番（大后治雄君）　どうもありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、アの法的根拠はどうなっているのかであります。

確かにちょっと詳細がまるでわからないようなものでありますので、雲をつかむような話で大変恐縮ではございますけども、ちょっといろいろと伺いたいなと。来年の通常国会に提出されるということは、ほぼ決まってるような流れになってるようですから、できれば当市としても転ばぬ先のつえではないですけども、こういったことがあるということを念頭に置いて、事務事業を進めていただきたいという思いで、今回質問させていただいてます。

改めまして、法的根拠はどうなっているのかでありますが、改めて予定されている民法の改正内容というのを、もう少々教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君）　現在、民法の改正案の詳細についてはわかってないということでございます。法的な根拠としまして、先ほど市長のほうからも御答弁さしていただきましたけども、民法の第４条に「年齢二十歳をもって、成年とする。」という規定がございますので、その20歳というところの部分が18歳に引き下げられるのではないかというふうに推測はしているところでございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　公職選挙法の規定が18歳に引き下げられたということがさきにありまして、今回これで、民法上で18歳成人というふうになるというようなことが流れとして今あります。今後、その後、焦点となってくるのが、ほかの法律はどうなるのかみたいな形になってくるかと思いますけども、今回、伺っているのは18歳成人の関係で、民法の関係だけで今伺っていますので、そちらに焦点を当てて伺いますけれども、それでは当市における成人年齢に関する条例等はどういったものがあるか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君）　条例の関係でございますけれども、20歳という年齢が規定されてる条例としまして、幾つか例示をさしていただきたいと思っております。

１つが心身障害児福祉手当条例で定めます心身障害児福祉手当の支給要件なんですが、障害児の保護者にこ

の手当を支給するんですけども、障害児の定義は20歳未満というような要件が入っております。また、障害者福祉手当条例で定めます心身障害者福祉手当の支給要件につきましては、20歳以上ということの要件が入っております。

また、児童育成手当条例に基づく児童育成手当だったり、ひとり親家庭等医療費助成条例に基づく医療費助成につきましては、一般的な制度では18歳に達した年度末までが対象となっているところでございますけれども、障害がある場合には20歳未満の方が対象になってるということで規定があります。

また、中小企業勤労者生活資金融資条例に基づきます中小企業労働者に対します融資あっせんの対象者の要件でございますけれども、20歳以上という要件が入っております。

このような形で、成年年齢ということが変更になることに伴いまして、こういう20歳というところの部分が18歳になる可能性があるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　ありがとうございます。主に手当の支給要件というところが変わってくるというようなことだろうと思います。

では、続きましてイの今後のスケジュールはでありますが、今後のスケジュールにつきましても、少々詳しく教えていただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君）　詳細なスケジュールにつきましても、国から明確には公表されておりませんので、報道機関が発表したスケジュールということで、私どもはつかんでるところでございます。これも繰り返しになりますけれども、平成29年の通常国会に民法の改正案等、関連法律の改正案を提案するということで情報は入手してるということと、やはり施行までの期間ということで、３年程度の経過措置を想定するということの情報は入手してるところでございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　続きまして、ウの市の現状はに移りますが、市の現状につきましても、少々詳しく教えていただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君）　民法第４条で、成人年齢は20歳と定めているところでございますけれども、その中の第５条では、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」という規定がございます。また、「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」と規定されておりまして、20歳未満の方は行為能力が制限されることによりまして、取引におけます保護を受けることとなっております。

また、民法の818条では、「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」という規定がございまして、20歳未満の者は父母の親権の対象になるという形で規定されております。

これらのことから、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることにつきましては、民法上の契約年齢や親権の対象となる年齢を18歳に引き下げることというふうに認識してるところでございます。このようなことから、国民の意識の上でも、20歳以上を大人として扱ってきた現在の取り扱いを変えまして、18歳をもって大人とするという扱いになることが、まず意味となるものではないかというふうに考えております。

また、市としましても契約を行う要件だったり、手当等を受給できる要件などの基準が、先ほど申し上げましたように変わってくる可能性もございます。また、民法の改正以外でも、国のほうで検討してるというのが、飲酒や喫煙、公営ギャンブルの禁止の年齢など、この引き下げの可否なども検討しておりまして、社会的に関

心の高い項目についても、今後、判断を示されるようになるというふうに認識してるところでございます。

このようなことから、現状、市の立場としましては、今後の民法の改正や関連法律の改正に伴う市の事務や市民の皆様への影響につきまして勘案しまして、まずは詳細の内容を把握する必要があると考えております。そして、その上で市への影響を判断してまいりたいということで、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　ありがとうございます。

それでは、成人年齢引き下げによります当市のメリット、デメリットをどう捉えてらっしゃるのか伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君）　社会的なメリットとして言われておりますのが、民法の成人年齢を20歳から18歳に引き下げることによりまして、18歳、19歳の方々を大人として扱うということで、社会の参加の時期を早めるということになるというふうに考えております。こういう早期に社会や経済におけますさまざまな責任を持たせることによりまして、社会の構成員としまして重要な役割を果たせることになりまして、若年者の大人への自覚を高め、個人及び社会への大きな活力を持たされるということで言われているところでございます。

また、デメリットとしまして、近年の若者の中には精神的、あるいは社会的な自立がおくれている、あるいは人間関係をうまく築けないなど、そういう引き下げられる反面、若年者の自立を支援する施策を実施する必要があるということも言われてるところでございます。このようなことから、成人年齢が引き下げられると、18歳、19歳の方々が、実際には自己の責任で契約ができるようになるわけですけれども、悪質業者のターゲットになったり、消費者被害が拡大するということも危惧されてるところでございます。ですので、市としましても、消費者教育の実施や消費者被害を拡大しないための施策を充実する必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　先ほど何人かの議員から、悪徳商法云々というところの話があったばかりですから、そういった被害がふえる可能性があるというようなところが大変危惧されるということでありますが、今それは市民側のメリット、デメリットということにもなってくると思いますので、当市としてもそれは防いでいかなきゃいけないということは、もちろんあると思いますが、反面というか、逆は成人年齢引き下げによります市民の市政におけるメリット、デメリットというのは、どういうふうに市としては捉えていらっしゃいますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　市民の皆様にとってのメリットでございますけれども、成人年齢を引き下げることによりまして、18歳、19歳の方々が親の同意なく１人で契約ができるようになるということになります。その結果、これまで法定代理人ということで、保護者の方が行っていた手続が、18歳、19歳の方、みずからができるようになるということでございます。

また、デメリットとしましては、その18歳、19歳の方々が自己の責任で契約ができますので、逆に、繰り返しになりますけれども、悪質業者のターゲットになるおそれがあるということです。悪質業者の方々のターゲットになる可能性があるということで、消費者被害を受けるおそれが出てきます。

また、行政サービスとしましても、18歳、19歳の方々が成人として取り扱われますので、お金を支払う義務が発生したり、あるいは手当を受けられなくなったりする可能性もあるのではないかというふうに考えており

ます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　ありがとうございます。

社会参加が進む反面、そういったやっぱり自己責任的なところが多く出てくるというところがありますので、そこら辺をどう防いでいくかというところが、また課題の１つになってくるのかなという感じがいたします。

そこで、こういったようなことに関しましての市民からのお問い合わせとか要望、意見等は、現状どうなっていらっしゃいますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　現時点では、成人年齢の引き下げに伴います問い合わせ、あるいは意見等は市民の方からは来てないような状況でございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　もし仮にそういった問い合わせ等があった場合に、それにお答えするというのは、窓口はどちらになりますか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　新しい国の政策変更ということでございまして、庁内では所管課が、明確には決まっておりませんが、現時点では企画課で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　ありがとうございます。

次に、エの成人式はどうなるのかに移りたいと思いますが、18歳、19歳がいきなり成人だよというふうになってしまった場合に、つまりその３つの世代が一気に成人になるわけですよね。そうしたときに、東大和で例えば成人式を行おうといったときに、大体学年でやってますから、一学年おおむね大体700人ぐらいだとすると、それの３倍で2,000人ぐらいがいきなり成人式になるということになると、場所がないという物理的な問題が出てきますけども、そういったような問題はあるのかなというふうに思うんですけども、関係する新成人や関係者へのそういったような周知方法というのは、どういうふうにお考えになってますでしょうか。

○社会教育部長（小俣　学君）　成人式に関係をします新成人、あるいは関係者への周知の方法ということでございますが、これまで成人式の案内状につきましては、毎年12月中旬ぐらいに、市内に住所を有する新成人の方々に御送付をさせていただいてきております。そのほか当市の成人式では、現在市外に住んでる方も、小学校、中学校時代を東大和市で過ごした方も、成人式は東大和でみんなと会いたいということであればお受けして、当日、来ていただいてるような状況もございます。そういうことから成人年齢を引き下げた場合には、より早い段階での周知が必要になってくるというふうに考えてございます。いずれにしましても、御本人や御家族だけでなく、成人式関係の民間事業者などにおいても大きな影響を与える問題でございますので、三多摩だけでなく、全国からの情報を集める中で、統一的な対応をしていく必要があると考えてございます。

以上です。

○６番（大后治雄君）　もちろん当市だけでなくて、日本全国規模で法律が施行されますから、当市だけでいきなり18歳、19歳が成人になるというわけじゃないので、そこら辺は国や都からいろいろと、いろんな話がまた来るのかなというふうな感じはしますので、混乱のない形で行えるのかなというふうに思っていますけれども、そのほか社会教育への影響のあらましというんですかね、そういったものがあれば教えていただきたいと思います。

○社会教育部長（小俣　学君）　市内の社会教育施設、具体的に言いますと公民館とか図書館、博物館、市民体

育館などのスポーツ施設の利用においてや、あとそれぞれの主催事業の中で、現在新成人に絞った、特化したそういう取り組み、事業などは今のところしておりませんので、成人年齢を引き下げた場合の影響については今のところないと、こういうふうに考えてございます。

以上です。

○６番（大后治雄君）　当市だけではなくて、もちろんさまざまな市へ影響するこういった新成人、18歳成人年齢引き下げの問題でありますけれども、次にオの他自治体の対応と状況はというところで、近隣市の状況について何かもし把握してればもう少々、教えていただきたいと思うんですが。

○企画財政部参事（田代雄己君）　他市につきましても、この民法の成人年齢の引き下げについての動きは、現在ないというふうに考えております。過日も、近隣市と確認をとった状況ですけども、初めてのような、そういう認識もいただいてるような状況でございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　そうしますと、他自治体との情報交換などは定期的にされてはいないということでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　現時点では、企画部門としまして、その情報交換という形はしていないところでございます。

○６番（大后治雄君）　今後そういった他自治体との情報交換等をしていくというようなお考えはありますか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　私ども企画部門では、企画研究会という形で26市、あるいはブロックということで近隣市の集まりがございますので、そういう会の中で情報交換、あるいは情報共有をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　この問題だけではなくて、包括的に意見交換をするというような中で、この問題も出てくるというようなことだというふうに理解をいたしました。

次に、カの市の計画とその進捗状況はであります。

既存の条例等との整合性を図る必要があるというふうに考えていますけれども、先ほどいろんな手当の問題等が出てきましたが、もうちょっと詳細を教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君）　先ほども幾つか例示を出させていただきましたけれども、成年と未成年で手続が変わってくる条例や規則等も可能性があるわけでございますけれども、そういうことの手続が変わる場合には、当然その手続を定めてる条例や規則を変える必要があるというふうに考えているところでございます。また、計画などの関係で、その内容が記されている場合には、その整合なども図る必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　そのほか市で実施する統計調査等への影響というのは、どういうふうにとらえられてますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　企画課で行っております市民意識調査の関係でございますけれども、それにつきましては18歳以上の市民の方を対象にしているということで、成人年齢が引き下げられたとしましても、対象年齢に影響はないというふうに考えております。また、国が市を介して行ってます統計調査におきましても、成人年齢を引き下げることをもって、影響という形は現在のところないということを認識しております。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　基本的に20歳というような線引きで、統計調査はしていないというようなことだろうということで理解をいたしました。

次に、キの諸手続はどうなるのかでありますが、各種申請書などの書類等の更新というものが必要になるケースというのは考えられますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　先ほど例で申し上げました心身障害児福祉手当だったり、児童育成手当など、そういう手当の受給、あるいは支給の様式等がございます。対象となる障害になる方の区分が、もし20歳未満から変更になる可能性がありますけども、そうなった場合にはそれらの申請書、また説明資料やチラシなどをつくってる場合には、そういう内容の変更が生じる可能性があります。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　そのほかの窓口対応への影響というのは考えられますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君）　まず民法の改正に伴いまして、対象年齢が変わった場合には、丁寧に市民の皆様に説明する必要があるかなというふうに考えております。また、保育施設の入所の申請など、未成年者が申請する場合には、保護者の同意を求めてるものなどもあります。ですので、18歳、19歳の方が申請したときに、同意書が要らなくなるような可能性もありますので、そういう意味ではそれぞれの手続につきまして、その影響については個別に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　ありがとうございます。

次に、クの関係諸経費の見積もりはに移りたいと思います。

なかなか見積もり、難しいというようなところだったと思いますけれども、そうはいっても転ばぬ先のつえ、しっかりと計算していかないといけない部分かなというふうに思いますので、今後の財政負担、もしあらましが今現在でわかれば教えていただきたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君）　先ほどから御答弁申し上げておりますが、民法改正の詳細、あるいはそれに関連します各法律等も、内容がまだわからないというところで御説明申し上げてます。そのような状況で、その次の段階に来る財政負担ということになりますけれど、現時点では把握はできないところでございまして、通常こういうような制度の改正等がありますと、普通、私ども事務担当者で考える場合は、大体システムの修正の委託料であったり、あるいは先ほど参事のほうで申し上げました書類等の申請書等、あるいはそのパンフレット等の印刷製本費であったり、あるいは通信経費であったり、そういったものが大体経費としては見込まれるというふうに思いますが、その見積額が、予算がどれぐらい必要かというのは、まだまだこれから先に精査していくというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　全てはこれからだというようなことだろうと思います。

としますと、なかなかちょっとこの辺、聞きづらいところではあるんですけれども、国、東京都、当市のそれぞれの財政負担の割合とか、そういったようなものについても、なかなか難しいかなというふうに思うんですけれども、聞いてもいいですかね。

よろしくお願いします。

○企画財政部長（並木俊則君）　国あるいは東京都、市の財政のそれぞれの負担区分というふうなことでござい

ますが、かなり大きな制度の改正というふうに私どもは踏んでございますので、先ほど申し上げましたように費用が全然かからないということではありませんので、今もいろいろな制度改正、新しい施策の制度化に伴いまして、費用のそれぞれの分担というのは、その都度、その都度、国あるいは東京都が考えた中で市のほうも対応しておりますので、今後その辺の費用の区分につきましても、いろいろな情報の中で対応していくということになると思います。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　その辺の絡みについて、来年の通常国会に提出されて、それが可決、成立するという流れになった場合に、当市の財政負担、それから国や都の財政負担の割合とか、そういったものについては、大体いつごろそういったものが明確になるというふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君）　いろいろなところに波及する可能性がある今回の制度のことでございますので、一概には申し上げれませんが、今までのパターンからしますと、確実に費用の部分が、国全体、全国でわかる部分については、そういった部分についてはそれぞれの国の負担分、都道府県の負担分、区市町村の負担分ということで、わかりやすく明確に出るところというのはあるんですが、なかなか費用がつかめない部分は、よくあるパターンは、地方交付税、普通交付税での財政措置だとか、そういった部分があります。特別な部分は、単年度でこれだけの費用がかかるというようなものの明確な部分があれば、特別交付税の措置であったりというふうになりますので、それがいつというのが事前にわかるものもありますし、また後から措置をしますという、年度内でどうにかしますというような部分もありますので、一概には財政措置がどのような形になるかというのは、なかなか把握が難しいというのが現状でございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　全国一斉に成人年齢が引き下げられるというような形になって、全ての地方自治体が同時に成人年齢引き下げになりますので、この間あったみたいに、予算をお願いしたらだめよって言われちゃったというようなことは、これに関してはないんだろうというふうに思うんです。こちらから何か申請して、それで予算を持ってくるというようなたぐいの話ではなくて、成人年齢が引き下げられますから、地方交付税で手当しますよとか、特別交付税で手当しますよというふうな話になってくると思いますので、そこら辺は心配する必要はないのかなというふうに理解をいたしました。

続きまして、ケの国・都からの指導・要請はでありますけども――としますと国や都の計画あるかどうかわかりませんが、そういったものに関しての――との整合性というのは現状どういうふうになっているか、把握されていたら教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君）　やはり民法の改正の成人年齢の引き下げの詳細はわかりませんので、また通知などもございませんので、現時点ではわからないというような状況でございます。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　ありがとうございます。

大変雲をつかむような話で、大変恐縮でございますけども、それでは最後の項目でありますが、コの今後の課題とあり方はでありますが、課題への対処法というのをもうちょっと御説明いただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君）　まずはその平成29年の通常国会に民法と関係法律の改正が提案されて、そこで可決された場合ということになるかと思いますけども、成立した段階で市への具体的な影響が明らかになるんじゃないかというふうに考えております。また、国のほうでも社会的な大きな影響があるということで、国

民への周知期間、あるいは教育面の対応、準備作業を要する期間ということで、３年程度の経過措置の期間を設けるというような考え方を持っているようでございます。そうなりますと、東大和市としましても、民法の改正が成立した段階で、３年間の経過措置の期間がありますので、その中で具体的などんな影響あるかということを洗い出す必要があるかなというふうに思っております。

また、法律に連動しているものにつきましては、法律に基づいた扱いになるかと思いますけども、市が単独で裁量があるような事務につきましては、それを直すかどうかというんですかね、改正するかどうかという判断もありますので、そのようなことも個別に判断する必要があるかなというふうに考えてるところでございます。そのような対応をとって、その経過措置の間にきちんと整備をして、市民の皆様に影響ないように手続を踏んでまいりたいと思っているところでございます。

また、そういう改正があったり手続が変わったりしますと、市民の皆様にも影響ありますので、周知の方法なども工夫して混乱のないようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○６番（大后治雄君）　ありがとうございます。

３年程度の猶予期間があるというようなことで、平成32年からというようなことになりますので、そういうふうなところで３年程度というようなことなんだろうというふうに思いますけども、３年あれば何とか対処できるのかなというようなところでしょうね。とにかく先ほど何度も何度も申し上げたように、東大和市だけじゃなくて全国一斉に18歳、成人年齢引き下げということになりますので、それに対して抜かりないような形で、国や都からいろんな話がまた来るんだろうと、また財政措置なんかも来るのであろうというようなことが予想はされるということですね。わかりました。

それでは、最後に市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君）　ついこの間、参議院選挙からでしたっけ、選挙年齢が18歳になったのね。それで29年、来年ですか、来年ですよね、一応予定ではということで、今いろいろお話を聞かしていただいたんですけど、今現時点で、先ほど職員のほうからいろいろとお話がございましたけども、詳しい内容はよくわかってないということなんですけども、ただ私どものほうとしてすることは、法律がどのような形で改正されていくかというその経緯をしっかりと捉えることと、当然そうして法律が改正されて施行されるまでの期間に、一番大切なことは、やはりその内容を、まずは市民の皆さんにしっかりと情報提供することと、該当する市民の皆さんに具体的な内容をきちっとどう伝えられるかというところかなというふうには思ってございます。そういった意味で、私どものほうの市報等を含めて、あるいは若い人向けにはツイッターやフェイスブック、いろいろとありますので、それぞれを使いながら正しい情報を的確に対象の市民の方に伝わるように、しっかりと事務処理等を含め、これから準備、検討していきたいというふうに思ってございます。

以上です。

○６番（大后治雄君）　どうもありがとうございます。

まだまだ本当に不明な点が数多くありますけれども、市民生活にとにかく影響がないように、周知方法等、工夫していただき、またその市政運営の影響を最小限に抑える努力というものを、ぜひお願いをいたしまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君）　以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田　　貢 君

○議長（関田正民君）　次に、８番、関田　貢議員を指名いたします。

〔８　番　関田　貢君　登壇〕

○８番（関田　貢君）　ただいま御指名いただきました興市会、８番、関田　貢です。平成28年第３回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問さしていただきます。

１番として、健康都市宣言についてお伺いいたします。

健康都市を目指すとして提案したときは、平均寿命の延長が言われておりました。今日では健康寿命が努力目標になる時代になり、健康都市になるため「寝たきりにさせないまち」、「外に出かけたくなるまち」、「住み続けたくなるまち」にするために、魅力的な住環境の中で市民一人一人が自身の健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりに取り組める環境づくりを進め、いつまでも元気でいられるまちについてお伺いいたします。

①として、健康都市宣言について、当市は体育協会、文化協会、介護予防ネットワーク等の関係諸団体を含めた機運の醸成は高まっており、環境はでき上がっていると思いますが、いかがお考えですか、お伺いいたします。

②として、健康都市宣言の実施はいつごろになるのかお伺いいたします。

２として、がん検診についてお伺いいたします。

厚労省の2014年患者調査によると、がん患者さん全体の平均入院日数は18.7日、2002年の３分の２に減っております。早期ならばほぼ100％治る胃がんや大腸がんは、内視鏡による日帰り手術も可能です。早期がんの時期は、大体一、二年のこの間にがんを見つけることができれば、体に負担の少ない治療法を選ぶことができ、治る可能性がその分アップする。全てのがんの治療率は57％ですが、早期がんなら約９割が完治すると言われております。当市のがん検診率等、実施状況についてお伺いいたします。

①として、検診受診率の向上についてお伺いいたします。

アとして、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん等について、平成26年度、平成27年度の当市の受診率、がんの発生率についてお伺いいたします。

イとして、市の単独事業でありますが、前立腺がん検診と胃がんリスク検査は、平成26年度、27年度は何人受診されたかお伺いいたします。

ウとして、当市での検診を受けていない方はどのくらいいるのかお伺いいたします。

３番、東京都事業についてお伺いいたします。

①東大和市向原団地の創出用地が、約4.5ヘクタールの土地は、当初、70年間の定期借地権を設定して、民間事業者に貸し付け、高品質で低コストな一戸建て住宅、約200戸を供給する計画を策定された土地の見直し、住宅以外の施設を含めた実現性の高い土地利用や土地の売却も視野に入れた事業性など、再検討する向原地区プロジェクトの面積4.5ヘクタール、北側1.8、南側2.7の見直しはどうのようになっているのかお伺いいたします。

②として、新青梅街道線の幅員18メーターから30メーター、延長382メーターの歩道整備については、狭山５丁目から東村山市までの間の整備状況、今後の見通し及び完成時期についてお伺いいたします。

③番、空堀川の幅員24メーターから33メーター、延長3,900メーターの河川の整備の現況、今後の見通し及

び完成時期についてお伺いいたします。

４番として、ゲリラ豪雨や台風への対策についてお伺いいたします。

水害に強いまちづくりについては、市内に集中豪雨時の河川氾濫、道路冠水を解消するために、空堀川や奈良橋川の早期整備を東京都にお願いして、都市型災害対策について力を入れていただきたくお願いいたします。

①として、１年前の質問で、向原・新堀地区のマンホールのふたが15カ所あり、その箇所は改善されたと思いますが、その他の箇所、地域によってマンホールの状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

②各家庭における雨水貯留槽と雨水浸透ますの設置状況についてお伺いいたします。

③当市は下水道事業で分流方式をとっています。道路雨水管だけではなく、都市型災害防止のためにも南街・向原地区に大きな地下タンクの雨水貯留槽の設置が必要だと思いますが、いかがお考えですか。

以上、質問いたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさしていただきます。よろしくお願いいたします。

〔８　番　関田　貢君　降壇〕

〔市　長　尾崎保夫君　登壇〕

○市長（尾崎保夫君）　初めに、健康都市宣言についてでありますが、健康都市宣言につきましては、市民、地域、企業、関係団体等、市全体で連携して健康なまちづくりに向けて、恒常的、持続的に取り組んでいくことを市の内外に表明するものであります。今後は健康づくりに積極的に取り組んでいただいています関係団体等との情報交換等を行うとともに、市内の幅広い層に向けて理解の共有を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、健康都市宣言の実施時期についてでありますが、市民の皆様がともに健康づくりへの新たな活動の意思を持って取り組んでいただけるよう、市の関係部署での連携体制を整備し、地域の関係団体等との情報共有を図りながら、適切に時期を踏まえた上で健康都市宣言を行ってまいりたいと考えております。

次に、各種がん検診の受診率及びがん発見率についてでありますが、平成26年度及び27年度のがん検診の受診率につきましては、過去５年間の推移において大きな変化はございません。また、がん発見率につきましても、同様に大きな変動はございません。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、前立腺がん検診と胃がんリスク検査の受診者数についてでありますが、平成26年度の受診者数につきましては、前立腺がん検診429人、胃がんリスク検査640人、平成27年度につきましては、前立腺がん検診398人、胃がんリスク検査549人でございました。

次に、検診の未受診者数についてでありますが、健康増進法に基づき実施するがん検診の受診歴のない方の人数について把握しております。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、向原地区プロジェクトの見直しについてでありますが、東京都は向原地区プロジェクトの事業予定者構成員に法令違反が判明したため、平成24年11月、事業者決定手続を取りやめ、平成26年11月には向原地区プロジェクトの内容を改めて検討すると表明をしております。このようなことから、東京都は現在、民間活力の導入も想定しながら、土地活用方策案の調査を進めているとのことであります。

次に、新青梅街道の歩道整備についてでありますが、当該箇所につきましては、かねてから東京都に対しまして整備の要請を行っておりますが、所管しております北多摩北部建設事務所に確認したところ、現時点では事業着手の具体的なスケジュールを定めるまでには至っていないとのことであります。この区間につきましては、平成28年３月に策定しました東京における都市計画道路の整備方針におきまして、優先整備路線に選定さ

れていることも踏まえ、引き続きさまざまな機会を捉えて東京都に早期整備を要請してまいりたいと考えております。

次に、空堀川の整備についてでありますが、東京都によりますと東大和市域内における空堀川の整備状況は、およそ80%が完了しているとのことであります。また、現時点で整備完成のめどを示すことは困難とのことでありますが、市としましては東京河川改修促進連盟における国の予算確保活動等に取り組むとともに、東京都に対しまして事業の推進を要請してまいります。

次に、マンホールのふたの改善についてでありますが、市では集中豪雨時の安全対策を図るため、豪雨時に道路冠水が発生する箇所のマンホールのふたについて、浮上防止機能を有するものに改良しており、平成27年度は南街・向原・立野地区で14カ所の改良を実施しました。今後も道路冠水状況を踏まえた上で、マンホールぶたの改善を図ってまいります。

次に、各家庭における雨水貯留槽と雨水浸透ますの設置状況についてでありますが、東大和市まちづくり条例に該当します開発事業につきましては、雨水の流出を抑制するための貯留・浸透施設の設置について事業者と協議をしているところであります。また、個人が新築の建物を建てる際には、屋根に降った雨水を地下に浸透させるため、地下雨水浸透施設の設置をお願いしているところであります。なお、既存の戸建て住宅につきましては、平成24年度から水環境の保全や雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設及び雨水貯留槽の設置費用の一部を補助しております。

次に、南街・向原地区への雨水貯留槽の設置についてでありますが、当該地域の地形の形状や市内の雨水排水管の布設状況を踏まえた上で、浸水の軽減効果を発揮できる抜本的な対策として雨水貯留施設等の設置については、検討する必要があると考えております。

以上です。

〔市　長　尾崎保夫君　降壇〕

○議長（関田正民君）　ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○福祉部長（吉沢寿子君）　それでは、私からがん検診の受診率とがんの発見率、それから検診の未受診者数についてお答えさせていただきます。

まず、がん検診受診率でございますが、平成26年度の政府統計による受診率でございますが、胃がん1.6%、肺がん2.2%、大腸がん7.2%、子宮頸がん13.4%、乳がん17%でございます。平成27年度の受診率につきましては、東京都を通じて国に提出いたしますが、速報値となりますので、今後、国により修正等が行われる可能性がありますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。胃がん２%、肺がん2.4%、大腸がん6.1%、子宮頸がん9.1%、乳がん12.9%でございます。

続きまして、市が実施した検診におけるがん発見率でございます。平成26年度、胃がん0.19%、肺がん0.25%、大腸がん0.21%、子宮頸がん０%、乳がん0.21%。平成27年度は、胃がん０%、肺がん０%、大腸がん０%、子宮頸がん０%、乳がん0.25%でございます。

続きまして、未受診者数でございます。なお、市では未受診者数につきましては、市が行うがん検診に限定して把握をしておりますので、個人の方が任意で人間ドックなどを受けられてる方につきましても、この数値の中に含まれてることを御了解いただければと思います。肺がん３万8,661件、胃がん４万3,910件、大腸がん３万4,861件、乳がん１万3,813件、子宮頸がん２万2,603件、前立腺がん１万2,619件、胃がんリスク検査３万8,990件でございます。それぞれ対象の方が、人数が異なりますことから、それぞれの人数も異なってはおり

ます。

以上でございます。

○議長（関田正民君）　ここで10分間休憩いたします。

午後　４時４１分　休憩

午後　４時５０分　開議

○議長（関田正民君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○８番（関田　貢君）　どうも説明、ありがとうございました。

では、最初に健康都市宣言についてお伺いします。

私は、この健康問題を都市宣言にすべきということで、東大和市の健康のことを考えて、国民健康保険税が約11億円から一般会計から持ち出してということで、そういう医療の関係、そして今、東大和市は高齢化率が国基準と同レベルなんですよね。東大和は、高齢化率が25％というふうに高い水準を示してます。そういう中で、私は健康ということで通常言われてるスポーツの中の健康問題、文化協会で言われる健康問題、そして今回、僕がここに載せたのは介護予防のネットワークということで、この介護予防はどこの市も取り入れてます。

この介護予防で、私は健康問題は学校教育におかれては小学校、中学校、学校教育の中で行われる。そして、一般の社会人になって、これからの少子高齢化の時代については、高齢化という問題の中では、誰もが通って避けられない道というのは、自分自身、感じて、私も高齢化になっていくそういう時代を迎えて、そうしたときに高齢化のこれからの時代は家庭で１人が介護をする時代に突入していくんだということが国で叫ばれてます。ですから、こういう健康問題は、いち早く行政が取り上げてあげていくべきだと私は思うんですね。

もうスポーツの中では、私がたまたまボウリング協会の会長をやってますけれど、東京都でもう10年前から生涯スポーツを取り入れているんですね。それと、生涯スポーツって、私たちも生涯スポーツは60歳以上、シニアスポーツと言うんですね。そのシニアスポーツを60歳から入れたら、私たちの団体でも平均65歳を超えちゃってる。ですから、僕なんかのシニアスポーツの団体は、ランクアップしてシルバー事業にするためには60歳を65歳からを対象にしますと、そういう対策はスポーツ団体、みんなとられてるんです。ですから、文化協会なんかも、芸術の社会ではかなり高齢の幅がありますから、僕は文化協会は心配ないと思います。趣味にさえ、出会えすれば。ですから、体育協会や文化協会のリードは非常に大きいと私は思ってます。

そして、少子高齢化のこの時代に入って、介護予防が東大和はすばらしい教育環境にあるんですね。東京都の長寿研究所で大渕さんから教育を受けて、介護リーダーが４期、５期、卒業生が出てんですね。そういう介護リーダーの経験者をうまく取りまとめて行えば、行政の手助けになるんですね。行政と市民の介護リーダーの皆さんのグループと、市と委託契約ができる環境になるんですよ。そういう介護のリーダーが育ってるのに、このチャンスをつかまえないで、市民の協働、協働というのは、やはりそういう教育を受けた人が、４期生、５期生も介護リーダーでいるんですから、私はそういうリーダーを取りまとめて、これからのこの高齢化の制度が変わって新しい時代に向かっていくときに、こういう健康課の問題を取り上げて、いち早く私はこのネットワークの雑誌を読みまして感心したのは、浦和のアカデミーという団体があるんですね。浦安のアカデミアの団体、御存じですか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　いろいろと、これまでも長きにわたり関田議員からは御提案を賜りましてありがとうございます。

先ほどお話しいただきました、これは千葉県の浦安市の介護予防アカデミアというようなことで、東京都の健康長寿医療センターの大渕先生などが御紹介をしているものということで、私どもも把握をしているものでございます。こちらは介護予防リーダー、当市でもやっております介護予防リーダー養成講座を経た方たちが、せっかく学んだ介護予防の知識を市民のために役立たせたいという強い気持ちで、このアカデミアというものを立ち上げて、そのグループでまずは講演会や勉強会等をして、その後、市の市民協働の事業提案制度に採択をされて、さらに事業委託をして、業務を受けて、市の業務を、介護予防の業務を受託して、協働事業ということで行っているというようなことで聞いております。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　市長さんね、今度は市長さんが予算をつける立場でいくんで、市長さんに質問します。

市長さんね、今、浦安のすばらしい資料が発表されました。この浦安の事業は、市長が市民と協働ということで、介護リーダーの１期生を浦安の場合は、ここに書いてあるんですが、１期生の卒業生が59人ができて、このグループができて、そしてこの浦安のグループの皆さんが、アカデミアというグループをつくって、市と委託事業を展開する。この委託事業を展開するときに、市の包括支援と行政は介護福祉課が担当してると。そして、地域リーダーの皆さんと、これをやってるということが、この講座の修了者を中心として組織された浦安介護予防アカデミアということで、協働で市と事業を進めてるということで市長さん、この介護リーダーの皆さんは介護の地域で毎年、30人、40人いて、もううちでも120人は超えてると思うんですね。ところが、アカデミアさんのグループでは130名ですね。うちはもう130名以上、卒業生いると思いますよ。しかし、この趣旨に賛同しなければいけないんで、行政と介護福祉課と地域包括支援センターの三位一体で、行政が協働して行う事業ということなんですね。ですから、この事業は成功しますと、ここでこれから介護保険の介護保険制度が変わって要支援１・２の人が救われると書いてあるんですよ、このグループが。協働で市内、その団体に委託できる。

そして、そういう中でどういうことが、この仕事で、総合事業の中で出てくるかと。要支援者が対象に含まれるということは、デイサービスで通う車の運転手、車の運転手が自分でできなければプロに頼めばいい、プロの運送会社に頼めばいい。２番目としては、１日、誰とも話すことの人が、ボランティアで月に２回と言われたことが、皆さんで委託をすれば月じゃなくて週に２回とか、毎週、行けるようになるでしょうと。これは委託で決められた介護支援の１と２の仕事の中身です。３番目にも、新しい総合事業が簡略されると、役所の仕事ですから報告書を書く、その手間が少しあると。しかし、皆さんは税金を払う立場の人ですから、そのくらいのことは実践記録ですから書いてくださいと、それが手間暇でちょっとかかると言われてます。ですから、１・２・３の要支援の仕事を、この浦安のアカデミアは受託してるんですね。ですから、これを教育しないで、そういう協働って言うならば、そういう団体をうちでは１期生から４期生、５期生、卒業生がいるわけですから、こういう介護の委託事業、協働でやっていただけるグループづくりをぜひやっていただきたいと、そしてそこに協働ですから予算も発生します。そして、委託事業をきちっと取り組むと要支援１・２の人の問題は何ら、この行政が一番嫌がってることを解決する一番の策だと、東京都長寿研究所の大渕さんが提案してますよ。この提案者は、だってうちの介護予防リーダーが教育を受けた先生じゃないですか。こんなわかりやすい先生がリーダーにいて、そのリーダーがよその人に評価される。当市がもっともっとこの事業改革をして、そういう協働作業を見つけて、市民と協働と市長の……市民の協働作業を委託で出せるという環境づくりはできないもんでしょうか。

○副市長（小島昇公君）　浦安のお話でございました。東大和が先生としてお願いした先生と、同じ先生が指導されたということもございます。そういった意味でいいますと、私どもの介護リーダーも100名を超えるというところでございまして、非常に今も高齢者の今お話のございました要支援１・２の方を含めて、やはりお年寄りが一緒にお話ができたり、ゆうゆう体操ができたりというところで、いろんなところでお力添えいただいております。そういった中では、さらにどういった分野で行政と力を合わせながら、高齢者のためにお力添えをいただくかということは、今いい参考事例もお話しいただきましたので、こちらのほうも積極的に、市でどういう形で進めていけるかと。やっぱり介護リーダーの方の自主性も尊重する中で、いい方法を見出していけたらなと思っております。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　この浦安の人口の中でいいますと、高齢者が65歳以上は14％なんですよね。浦安は若いですよね。その若い市が、こういう事業を出資主体である介護保険課、あるいは包括支援センター、アカデミアの市民の活動グループで、三位一体で協働事業を市から委託を受けてる。これは今、この健康体操とどう結びつくかというとか、少子高齢化の時代で、今まで外に出たことのない高齢者の介護予防ということで、家に閉じこもりがちな人が外に出るということで、こんなにすばらしいことはないだろうということで、まさに東大和は子供から高齢者までの幅の広い、健康に向かって進んでいくという環境はでき上がってると。だから、僕は健康都市宣言を、ぜひここで取り上げていただいて、健康のもとに市民がもっともっと活動しやすい環境づくりをしてあげるべきだということを、私は提案したいんです。市長さん、今の提案をどのように理解しますか。

○副市長（小島昇公君）　市長が先ほどお答えをさしていただいておりまして、やはり健康の都市宣言につきましては、非常に前向きな答えをさしていただいております。検討材料は少しあるもの、どの時点で、どういう形でしたらいいかなというのを検討しながら宣言をしていきたいというお答えをしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　検討して考えておきますと市長答弁ですが、市長さん、私たちは考えておる時間というのは、やっぱり私たちは選挙で選ばれて任期は４年きゃないんですよね。ですから、この私たちの任期期間中に、市長さん、この健康都市宣言の実施の時期をできるように努力していただきたいと思うんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君）　御質問者も、やっぱり東大和市の高齢者の元気、幸せを祈っているということだというふうに承っておりますので、時期について、なるべく早い時期にということで検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　ぜひ、そのように努力していただきたいと思います。

次に、がん検診について、先ほど最後に部長さんから言われた、僕は３番目で聞いた当市の検診を受けてない方はどのくらいいらっしゃるのかと言ったときに、各胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がんについては、みんな４万人から３万人、あるいは１万人、２万人、１万人、３万人からいるという報告を聞いて、僕はびっくりしました。このがんの認識は、東大和市はもう少し周知したほうがいいんではないのかなと私は思うんですが、がんには僕は東大の中川先生の講演会に行って、がんは２人に１人は死ぬんだという話を聞いてびっくり

しました。そして、またがんは、その当時、講習会を受けたときは、40歳までに１回は検診を受けなさいと。この理由は何かというと、がんの大きさ、ミリで言われましたから、10ミリに育つに40年かかるんだと。それを初期がんだというふうに中川先生は言われました。ですから、それぞれのがんについては、40年に１回、40歳になったらば、40歳過ぎてからは必ずこの人たちが、例えば胃がんで４万3,910人か、この検診を受けてない人がいたとすれば、この人たちに40歳を過ぎて、この早期がんを発見するのに一、二年でわかりますと言うんですよ、予防検診の中川先生は。ですから、私は40歳過ぎて、その検診を受けてない人が４万人からいたとすれば、必ず受けてくださいよということを１年、２年の間に周知することはできないでしょうか。

それで、東大和市のこの健康カレンダーを見ますと、35歳になってんですよね。だから、35歳でも、それは境は35歳がいいとか40歳とか、僕はそんな知識ございませんから、35歳から、35歳で１回、受けなかった人がこんなにいるんですから、35歳を過ぎたら、その１年のときに通知を４万人に出すとか、がんは怖い病気ですから、２年に一度は受けてくださいということで、ここの善処、検診率の向上を上げたり、がんを１回も検診を受けてないなという人をつくらないためにも、40歳を過ぎたときには毎年、中川先生はやるべきだって言ってんですね。ですから、こういう人たちを救う道は、40歳過ぎてあんた１回もがんやってないですか、そういうことを周知する、あるいはこの健康の周知のところにも書いてないんですよね。ここで、これ見ますと、胃がんのところだけ、仮に今の話で胃がん検診を見ますと35歳以上、ですから35歳というと、このがんの指導からいいますと、胃がん検診が40歳以上は年１回受けてください。肺がんは１回、大腸がんも１回、40歳で、それで子宮頸がんは20歳で２年に１回受診してください。乳がんは40歳で２年に１回受診してくださいという、こういう記載があるんですね。ですから、今のこういうがんのここには、少なくとも40歳、20歳で１回も受けてない方は、20歳、30歳、今度は35歳ですか、胃がんの例でいくと35歳過ぎた方は、１回も受けてない人は、この２年間の間に１回は受けてくださいという注意書きを、僕はこの備考欄に必要じゃないのかなって、そういう周知を初め、その検診の注意事項についてはもう少し改善してあげないと、市民はこのがんの怖さを、僕はもっと周知すべきだと思うんですが、どうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　ただいま議員のほうから御提案いただいた健康づくりカレンダーでございますが、平成26年度から各御家庭に配布をさせていただいておりますが、３年目を迎えまして、レイアウトは確かに全く見直さず、今３年目、同じレイアウトで進めておりますことから、今後さまざまな事業ございますし、今後もふえてまいりますので、カレンダーのレイアウト、それからその検診等、それの呼びかけの内容なども工夫をさせていただきまして、さらに多くの皆様、市民の皆様に健康づくりの事業を御利用いただいて、健康の保持、増進に御活用していただけるように、改良を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　この27年度の行政報告書で、胃がんの検診率は受診者数が445人、対象数は２万34人というふうになってるんで、受診率が2.2％ですよね。だから、対象者が40歳以上になって、それで１人、こういうふうに検診を受けてない人が、この対象者数を上回ってると。先ほどの報告を聞いて、僕もびっくりしました。ですから、こういう対象者の健康診断の率を上げる工夫は、こういう、私たちがこの健康カレンダーの中にも、そういうふうに40歳過ぎたとき、あるいは20歳で２年に１回受けてくださいとかいう注意喚起を促して、この受診者を、ゼロということを目指してがんの怖さをもう少し市民にＰＲして、受診を受けない人がこんなに大勢いるんじゃなくて、そういう受けない人のために工夫をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○福祉部長（吉沢寿子君）　先ほどもお答えさせていただきましたが、健康づくりカレンダーが、まず一番は市民の皆様の目につくということでございますので、まずはそのレイアウトなどを工夫させていただくとともに、そのほかの検診の受診の案内とか、保健センターのポスターやチラシ、リーフレット等なども、毎年そういう意味ではきちんと見直して、工夫をさせていただきながら、市民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　ぜひ、そのように努力していただきたいと思います。

次に、東京都の事業であります。

東京都の事業について、私は思うんですが、最初は市もこの計画発表を、一戸建て、200戸をつくるということについては、非常によかったと市は思ったと思います。しかし、こういう東京都の事情で、住宅事情が資材高騰や人件費高騰で見直しをされ、余儀なく再検討することになりました。しかし、その再検討される残りの中で、ちょうどあそこの区画は4.5ヘクタールあるわけなんですが、北側が1.8、南側が2.7とどっちも使い勝手がいい土地なんですよ。ですから、東京都が半分使って、地元の市に優先的に残り1.8を使わしていただくとか、2.7の土地を使わしていただくとか、そういう強い要望はできないものでしょうかね。

○都市計画課長（神山　尚君）　都営住宅の創出用地につきましては、東京都の考えですけれど、都民共有の財産であり、都の政策目的の実現や地域の課題解決に寄与するような活用をすると、これは基本的な東京都の考えがございます。このような考えに基づきまして、現在、向原の創出用地につきましては、民間活力の導入も想定しながら東京都が土地活用方策案の調査を進めていると、そういった状況でございます。市のほうが、都有地ですので自由に使うというのはちょっと難しい状況もございますけれど、当然市のまちづくりに資するような施設、こういった誘導について東京都に働きかけていくということは重要であるというふうに思っております。

以上です。

○８番（関田　貢君）　この東京都の事業で、向原と東京街道の土地ということは、東京都、２カ所のこういう住宅の建て替えで、今回は質問してるのは向原地区の問題、特にこの時間の経過もありますので、この土地については地元の業者の皆さんも、ぜひこの土地を活用さしていただきたいということで、行政も民間企業と一緒に都へ要望に行ったり、私たちも民間の団体の皆さんと一緒に都へ要望に行きました。

そうしたときに、この向原の件、あるいは東京街道の件の土地利用については、かなり相談に行くと、地元の意向を酌み上げるかのような答弁が返ってくるときがあります。そうしたときに、なかなか今度は地元の話をまとめて東京都へ情報を流して、何とか地元のために実現をさしてほしいという要望になりますと、なかなか今度は中身が、それが住宅用地であるとか、そういう固定観念が住宅局であるとか、今度は福祉の問題を持ってけば福祉局と違うんだとか、そういうことが東京都から返事が返って、皆さんが立ち往生してるのが現実だと思うんですね。

ですから、市長さん、こういうことは、東京都がこういうふうに、私が去年の９月、このままの放置の状態、これも住宅が、東京都が24年にプロジェクトを決定しましたと通知を出して、その通知が取りやめになって、今度は向原の去年９月のときに、この土地問題どうなってるんだと、見直しをしろと言った暁に、次の９月18日に見直しをしますと東京都から発表になりました。ですから、去年から発表になってるわけですから、地元もこの土地に対して要請行動を当然起こさなければいけないんではないのかなと私は思うんですが、市長こう

いう地元にある都有地を有効利用できるのは、東京都の土地に対して地元ももっともっと、東京都がつくってくださるんじゃなくて、市がどんどん東京都の土地を利用さしてもらう、それを強い意思で、いろんな施設要望をしても私はいいんではないかなと思うんですが、どうですかね。

○都市建設部長（内藤峰雄君）　向原のプロジェクトにつきましては、一度、東村山の本町団地をモデルとした良好な住宅地をつくるということでスタートを切りました。しかし、残念なことに、それが実現に至っておらず、その当時のスケジュールであれば、平成25年には一部まち開きをしていくというようなことで、周辺のお住まいの方たちもかなり期待を抱いておりました。また、商店主の方たちも、にぎわいが戻ってくるということで相当期待があったというふうに私たちは把握をしております。そのようなことからも、現在まだ東京都が、その後の検討についての方針的なものを市に示してないというふうな状況では、やはりそこには今後、社会情勢が変わったこと、周辺の環境も変わっていること等も含め、民間事業者がどのような形で参入してこれるかといったようなことを考えながら、事業の採算性のことまでもいろいろと検討しながら考えているんではないかというふうに推測せざるを得ません。以前に新聞報道では、そういったことを調査してるということがありましたけれども、やはりそういったことを調査しながらも、都の内部での意思決定まで進めていくには、まだまだ研究が必要なのかなというふうに捉えているところでございます。そのような状況におきましては、一度、住宅というようなことが出ていたわけですから、やはりまだそこに住みやすい環境をつくる、良好な住環境をつくって、日本一子育てしやすいまちをつくっていくという今の政策目的と一致してるという部分もございますので、その辺はもう少し東京都の方針の出され方といったものを注視して、今後、要望等を伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　そうしますと、この住宅政策では、市としては子育ての中心になるものを考えていきますと、この住宅政策を推し進めていくという考えに聞こえます。ですから、私はこういう住宅が、もう僕この全部を、200戸、全部つくれとは言わんですよ。だけど、半分ぐらいは地域で、これだけ御迷惑かけた都有地も、地元に少しは還元できるような施設をつくっていただくということは、要望してもいいんじゃないですか。これ住宅政策、つくるという都の決定です。決定ですが、そこにちょうどこの２つに分かれてて、1.8と2.7が分かれてるわけですから、どっちかの土地には住宅ができても、どっちかの土地は地元で、これだけ御迷惑かけたんですから、地元で土地がないんですから、地元でこの土地の有効利用は自由に市で検討できる施設をつくってくださいよと言われるような環境づくりは、働いていただいてもいいん……罰は当たらないと思うんですが、どうですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君）　関田議員おっしゃるとおりに、住宅だけでというのはなかなか市も推しづらい部分もございます。と申しますのは、社会環境状況が変わってきておりますから、また東京都の中でも、東京都全体を見たときに、民間の賃貸住宅等でも空き家が出ていて、そこを有効活用していく政策も必要だという中では、どんどん住宅を供給していくといったようなことが、市がずっと要求していくといったことの難しさといったものを、私たち住宅政策を担当してる部署では感じてるところでございます。

そのような中で、東京都が福祉政策的なことも入れながら、いろいろとビジョンを掲げながら考えているというようなこともございますので、今は地区計画等で住宅をつくっていくというものを出している地区でございますけれども、そこの方針転換が出てきた場合には、そういったことを受けながら、相談しながら可能にしていくようなことを取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　ぜひ、そのように改善ができるものであれば、半分は地元で使わしていただけるような要望を、実現のために要望しておきます。

次に、２番の新青梅街道のこの問題は、この28年の要望して優先道路になってると、優先順位になってると皆さん言いますけれど、私はこの質問を過去何回か繰り返してます。他の議員も質問してます。そのときに、前の市長さんも、今の市長さんも、違うのは、今の市長さんってその答弁がなくなっただけなんですよ。前の市長さんの答弁を繰り返すと、狭山から清水のけやき通りまで予算をとってある。実行しますという計画がなくなっちゃったんですよ、皆さんの答弁。僕はそういう答弁というのは、おかしいと思うんですよ。皆さんが毎年議会で答弁を出してて、それが促進できなくて、今度は28年の狭山５丁目から東村山境が優先順位に格付になってますなんて、私は何年前かの尾又市長の答弁には、５丁目からけやき通りまでは予算が通りました。そこまで拡幅しますと答弁が出てるんですよ。そういう答弁をなぜ積み上げないんですか。そういうことというのを積み上げなければ――新しい議員じゃないですよ、私は。そういうことを、その小沢潔が庚申塚から58年ですよ。58年、僕が58年ですから54年です。失礼しました。54年のときに、庚申塚の拡幅と緑の復元であそこから始まった事業なんですよ。三十数年かかってんですよ。だけれど、そこは逐次、逐次拡幅して、そこまできたんですよ。ですから、尾又市長さんの時代でも、けやき通りまでって答弁もらってんですよ。私の原稿は、質問のときに。ですから、そういう都市計画道路までやるということが、今度は全くそういう答弁がなくなる。そういう積み重ねは、この議会で、市民の代表で地域の皆さんから要望を出されてお願いしてるわけですから、やはりそういう過去の答弁も十分一緒に答弁してくださいよ。今始まった質問じゃないですよ、これ。そういうことをもう少し担当者の人は、この問題認識を持たないと、みんな新しい問題になっちゃいますよ、それでは。ですから、そういう継続性のある事業は、きちっと東京都や国に要請行動しておかないと、人事異動すると、その継続はみんなぶった切れちゃうんですよ、都と国の。そうすると、また振り出しに戻るんですよ、大和の場合は。非常に無駄な、もったいない話だと私は思うんですよ。その点、どう考えますか。

○副市長（小島昇公君）　今の過去にさかのぼってのお話をいただきました。私ども、過去も考えながら前に向かって事業をしていきたいと思っておりますので、東京都に対しては機会あるごとにお話をさしていただいております。ただ、改善されないということであれば、進んでないという御理解になるでしょうから、私ども１日も早く着手されて、拡幅されるというほうに向かって進んでいきたいと思います。東京都、先ほどお話しありましたように、各セクションによって分担がはっきりしてますから、都知事にもぜひお力添えをいただくように協力をいただきたいと。

よろしくお願いします。

○８番（関田　貢君）　ぜひ、副市長、市長さん初め、そういう東京都事業については力を入れていただきたいと要望しておきます。

次に、３番、この空堀川が23から3.3メーターの幅員、延長3,900メーターの河川が、これは非常に皆さんの骨折りで、東大和の改修率が、整備率がもう80％できたと。もうちょいのところで、河川が終わるという時期に来ました。それで、終わる年度、まだわからないと言ってますが、整備率がここまできて、川の流れも、上流、東村山境から奈良橋川、庚申塚の橋を渡り、あそこは庚申南、あれは奈良橋６丁目の中間あたりまでが流れができてるのかしら、その先が飛び飛びになってくると思うんですね。そういう整備率のことについて、この完成のめどを聞くというのは酷なんですが、あとどれぐらいの年数をかければ、この100％まで到達でき

る予定を立ててるんですか、お伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君）　今後の空堀川の整備についてでございますが、この平成27年度から28年度にかけて、第七小学校の南側付近の護岸橋梁整備工事を行ってございます。また、旧芋窪街道の中砂橋の北側になりますが、そちらの新中砂橋付近の護岸橋梁整備工事も、平成29年度、30年度で予定されてございます。また、平成28年９月から平成30年にかけて、八幡通りと河川の交差部にあります東芝中橋の交差付近が、そこの護岸と橋梁整備工事が予定されてございます。そのような中で、今後それ以外で残りの未整備区間でございますが、奈良橋の６丁目の新砂の川橋下流の一部のところと、蔵敷３丁目の空堀川芝中調整池の箇所と、あと芋窪５丁目の新中砂橋上流の護岸工事が残ってございます。この３つが残ってますが、東京都に確認しましたところ、まだ時期は未定ということで、完成時期についてはちょっとまだそこまでは言えないということでございました。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　ぜひ、頑張って努力して、１日も早い完成をしていただきたいと要望しておきます。

次に、ゲリラ豪雨の台風シーズン、これ１年前も、私この質問をしまして、このマンホールのふたの状況が、ＮＨＫで台風シーズンでちょうど実験のデータをテレビで見せてもらい、非常に怖い影響が、テレビで放映されてました。こういうことが当市にあってはいけないなということで、再度、私も当市ではもうこういうマンホールの問題は全部改修は終わってるのかなという心配でしました。そして、皆さんの中では、僕が質問した当時は飛んでたふたが、平成27年度では立野を初め14カ所、改善されたという報告を聞きました。ぜひ、前向きにこういうマンホールのふたが飛んだり、吹っ飛ぶ、逆の圧の強いところというのは、もう皆さんのところはデータでわかってると思うんですね。こういうふうに下流とか、河川から遠い地域は浅瀬になってるわけですから、圧がかかるのが一番すごい、下流からの河川から見れば遠い地域が圧がかかるわけですから、そういうところのふたが飛ぶ。そういうときの学童の通路を、安全対策を十分に注意していただきたいと要望しておきます。

②としては、この家庭における雨水貯留槽とか、あるいは雨水浸透ますの設置ということについては、それぞれ各家庭が努力されてやってることで、今後ともこの補助、一部補助は24年度から行われておりますけれど、この事業は継続して、こういう事業は進めていただきたいと。

３番目に、私は一番の問題としているのは、当市は下水道事業で分流方式になっているので、宅地内と道路分の問題で道路の雨水管が今の集中豪雨、50ミリ対策で河川は改修されています。その50ミリ対策が、集中豪雨で、今100ミリ対策以上のものが降ってるとか、いろんなことが言われてます。しかし、これが、河川改修が、私がこの空堀川の問題を提案したとき、空堀川からずっと河川が、同時に奈良橋６丁目まで広がってきても解決できるのかな、素人目では河川が倍も３倍も広がれば、この雨水流は早く流れて、早くそういう水たまりが解消できるのかなと。やはりそういう問題は、やはり都市型災害ということで、低い土地のところには一定水がたまる、雨水がたまる、それが排水管で早くできない、その時間差の問題で、どうしてもこの時間差に対しては、僕は地下タンク、地下貯水槽が、この南街地区、向原、新堀地区、この３カ所は30年来、変わってないですよ。水害っていうと、必ずこの３カ所が出てきます。ですから、この３カ所の地下貯水槽を絶対、是が非でも、市長さん、これはもうつくらなきゃ、待ったなしですよ。市長さん、どう思いますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君）　ただいま御質問ございましたけれども、最近の雨の降り方と申しますのは、天気予報やニュースでも、今までに経験したことのないようなということがしょっちゅう出てくるような状況で

ございます。地球温暖化が進んでいく中で、本当に20年確率だとか、30年確率といった、なかなかそこまでの規模の降り方というのがなかったものが、頻繁に出現するような状況にございます。そのような中で、河川改修につきましては、今、関田議員おっしゃるように、時間50ミリの対応ができるようにということで、東京都のほうで鋭意整備を進めていただいてるところでございまして、大分その進捗が図られてきて、先ほどの答弁にございましたように、空堀川、東大和市の区域では護岸整備率は80％ということになっておりますが、まだ下流のほうで、この流域でそれを受け入れられない部分がございますので、50ミリの対策全てを流せるような状況にはまだなっておりません。また、たとえ50ミリになったとしましても、今降る雨というものが、時間降雨に対しまして100ミリを超えるようなものが頻発しているというような状況では、排水管だけでそれを流下させるということは、非常に厳しい状況でございます。

そこで、ただいま御指摘もございましたように、それを超えるものについては何らかの対策をとらなくてはいけないというのは、もう私どもも肝に銘じているところでございまして、庁内でもいろいろと調べまして、検討してるというようなことも行ってます。どこでどのような対策をとるのがいいのかといったようなことも検討しておりますが、何分にも規模の大きいものを設置していかないと、なかなか目に見えた効果になってこない。実は既にもう何年もかけて浸透栓をつくったり、浸透施設をつくったりしております。それだけでは、多少効果といったものは浸水の時間がおくれてくるだとか、その後、時間をかけて引いていくそのスピードも早くなってるという効果は現実として見えてるわけでございますけれども、依然、道路冠水だとかそういったことを軽減する、もっと目に見えた形で軽減していくということには、なかなか追いついていないという状況にございます。そういったこともございますので、御指摘のありましたことにつきましては、今後も検討していき、形にしていきたいということで担当部では検討しているところでございます。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　皆さんも、この雨水の貯留施設は経験がないわけじゃないんですよね。皆さんだって立野に、僕に言わせれば、あそこは前も、この１年前にも言ったんですけれど、立野地区の東公園内に区画整理事業で3,245立米の地下タンクをつくったんですね。それで、四小には5,200立方のタンクがあるんですね。こういう高台のところに、地下タンクを皆さんつくったんですよ。そして、私たちも、このつくる前から、新堀や向原や南街地区の逆流の問題、マンホールから噴いてくる雨水対策は、その当時からも問題になってるんですよ。ですから、皆さん問題意識の捉え方が違うんじゃないですか。補助金があれば、区画事業だから高台に被害がなくても、そこへ貯水槽をつくるんだよと。あるいは四中のところへ補助金が来たからつくるんだよ、しかしそこに被害があったのかといったら被害ないんだよ。そういう被害があるところの南街の大和通りなんか大変ですよ、あそこのところの特にいなげやの周辺。そして向原、カマダビルのところ、船底になってます。あそこは60センチからたまっちゃうんですよ。それで新堀地区。

それで今、私が30年間の中で、第三小学校も解消できたんですよ。それはなぜかといいますと、第三小学校は空堀川に排水管が一番近いんですよ。導水管を清掃して流れがよくなったから、あそこの三小の小学校前の、あれは４カ所と指定があったんだけど、今は新堀の第三小学校の周辺の水たまりは解消できたんです。あそこは船底ですけれど、水引きが早いんですよ。ですから、今第三小学校は、昔は第三小学校のところの水をこっちに流れてこないように塞いでくれっていう、議会の中でも皆さんお願いしたことがあるんですよ。大量に水が流れてきちゃうと。その当時は、まだくみ取りだったから、水位が高くなるとくみ取りのところへ流れてきちゃうんですよ、下水道が引かれてなかったから。だから、第三小学校っていう地域はすごい問題があったん

ですよ。そういうの皆さん、もう記憶にないでしょう。そういうのをどんどんどんどん忘れてっちゃうから。だから、そういうふうに第三小学校のそういう治水対策も、解消された歴史というのをきちっと統計的にとってないからですよ。今、統計がとってあったって、今言うように、何で立野が先にできなくちゃいけないのか、南街地区がもっと前から洪水で悩んでて、向原、新堀地区って、この３カ所はもう命題ですよ、これは何とかしなければ。

今どうですか、雨降るたんびに交通どめですよ。この間の９号台風、そこそこ私も役所から帰って、現地に向かったら南街交番のところで右折してくださいと、左折してくださいとか言われまして、もう通れないですよ。そういう水浸しを見てて、対策を講じないっておかしいですよ、金がかかっても地下貯水槽はつくってあげるべきですよ。そういう状況が、僕は村山の市を出してはいけないけれど、大南がそうだったんですよ。膝ぐらいまで、大南の周辺の住宅が困ってた。あの志々田市長さんの時代、４年で解決したんですよ。今あれほどの水は出てないんですよ。そういうことを市長さん、真剣になってこれを予算化し、これ実現してくださいよ、３カ所の１カ所でも。市長さん、どうですか。

○副市長（小島昇公君）　市長答弁でお答えをさしていただいております。必要性については、十分認識してございます。ただ、どこの場所に、どういう財源でという課題は、大きい課題がございます。要らないところに先につくったというお話がございましたけども、できるところに、まず先につくらしていただいたということで、被害の大きいところに要らないという認識は全然ございませんので、引き続き検討をしたいと思います。

以上でございます。

○８番（関田　貢君）　ぜひ、そういう地下貯留槽の必要性は、この南街地区、大和通り、あるいは向原地区、カマダビルって俗称を言ってます。あと新堀地区、この３カ所は、地下貯水槽のタンクが必要ですよ。これがないと、どんな対策を講じても浸透ますが、こういうふうに何基つくりましたって、これ効果がないからあふれてるわけでしょう。こういうふうに南街の浸透ます、59年から14基つくった、南街で、この20年度から８基つくって合計22基つくりましたと。こういう22基つくって、浸透ますが、そういうのをつくったから水位が下がりましたというデータがあるんですか。僕はないと思いますよ。ですから、そういうようなことも、ぜひ改善をするんであれば、そういう地下浸透ますをつくって、ぜひ市民の期待に応えていただくよう要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君）　以上で、関田　貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇　上　林　真佐恵　君

○議長（関田正民君）　次に、３番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔３　番　上林真佐恵君　登壇〕

○３番（上林真佐恵君）　３番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

１、市の防災対策について。

５年前の東日本大震災、ことし４月に起きた熊本地震など、繰り返し大規模な災害が起きています。関東でも、茨城県周辺などでここ数カ月、震度４から時には震度５という大きな地震が数回起きており、大規模災害に対する備えは緊急の課題となっています。８月22日の台風では、水害も発生し、土砂災害警戒のため市内に避難準備情報が発令されました。

そこで、伺います。

①８月22日の台風など、最近の災害の東大和市の被害状況と対応について。

②東大和市における災害の被害想定について。

③東大和市の防災対策について、特に子供、障害者、高齢者、外国人への対策について。

④今後の課題について。

２、小学校の特別支援教室について。

市内小学校３校にあった通級指導学級にかわり、教員が学校を巡回する「特別支援教室」が設置され、５カ月が過ぎました。特別支援教室の現状について伺います。

①教室の状況、職員配置、児童数などの現状について。

②教員や保護者の方からの意見、要望について。

③今後の課題について。

３、学童保育について。

共働き世帯の増加、また子育て中に親の介護も同時に行う「ダブルケア」をしている方の増加により、児童が安心して過ごせる放課後の居場所を整備することが今後ますます求められます。

そこで、伺います。

①放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画の進捗について。

②児童の放課後の過ごし方に対する課題について。

壇上での質問は以上です。再質問につきましては、御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

〔３　番　上林真佐恵君　降壇〕

〔市　長　尾崎保夫君　登壇〕

○市長（尾崎保夫君）　初めに、台風等による被害状況と対応についてでありますが、平成28年は７月から現在まで８月22日の台風第９号を含め、大雨洪水警報が６回発令されております。それぞれ被害状況は異なりますが、延べ件数として申し上げますと、床上浸水６件、床下浸水19件、道路冠水33件、倒木が２件、土砂崩れが１件、土砂流出１件が報告されております。また、各被害への対応につきましては、現場確認を初め土のう要請への対応、道路冠水に対するグレーチング清掃や、通行どめ対応、避難所の開設などを行い、豪雨等での被害が最小限となるように努めたところであります。

次に、災害の被害想定についてでありますが、東大和市地域防災計画では市への被害が甚大、かつ発生確率が高いと考えられる多摩直下地震を想定地震とし、被害想定を行っております。想定する被害としましては、冬の夕方、18時に地震発生の場合で、建物全壊774棟、焼失棟数2,404棟、死者80人、負傷者725人、避難所生活者１万5,301人などを被害想定としております。

次に、子供、障害者、高齢者、外国人への対応についてでありますが、災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難な方や、必要な情報が十分に得られない、または理解することが困難な方がいることを、防災対策の全ての項目において配慮し、実施していく必要があると認識しております。地域防災計画に基づく避難所管理運営マニュアルにおきましても、避難所の管理運営に当たり女性や高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対するきめ細かい配慮や、相談体制を整えることを定めております。

次に、今後の課題についてでありますが、平成24年度に地域防災計画を修正し、被害想定も見直したことにより、備蓄食料が不足していることから段階的に増強する必要があると考えております。また、避難所管理運営マニュアルの活用について、各避難所の実態に即し、かつ携帯しやすい簡易マニュアルについて、関係機関

と協議の上、作成をすることとし、活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、小学校の特別支援教室についてでありますが、市では４月から市内の全ての小学校に特別支援教室を設置し、対象となる児童へのきめ細かい支援を行っております。今後も第二小学校、第六小学校、第七小学校を拠点校として、在籍学校との連携強化を図りながら、児童一人一人の課題に応じました指導を実施してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、放課後子ども総合プランに基づく行動計画の進捗についてでありますが、国が制定しました放課後子ども総合プランに基づく当市の行動計画により、平成28年１月から市立第一小学校、第七小学校、第九小学校におきまして、月１回、放課後子ども教室と学童クラブとの連携を試行しております。平成28年９月より、この３校で実施回数をふやし、また第四小学校、第八小学校、第十小学校におきましても、平成28年度中に学童クラブとの連携を試行してまいりたいと考えております。

次に、児童の放課後の過ごし方に対する課題についてでありますが、放課後子ども総合プランは全ての就学児童が放課後等、安全安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後子ども教室及び学童クラブを計画的な整備等を進めることを目的としたものであります。今後、放課後子ども教室と学童クラブとのさらなる連携を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市　長　尾崎保夫君　降壇〕

○教育長（真如昌美君）　初めに、特別支援教室の児童数、職員配置、教室の状況についてでありますが、第二小学校を拠点とした二小グループの利用児童は51人、教員配置は５人、第六小学校を拠点とした六小グループの利用児童は40人、教員配置は５人、第七小学校を拠点校とした七小グループの利用児童は28人、教員配置は３人となっております。教室につきましては、各学校１教室を確保しておりますが、拠点校はこれまでの通級指導学級を利用できますので、４教室から５教室の利用が可能となっております。

次に、教員や保護者からの意見、要望についてでありますが、現在、保護者から教育委員会への要望等は特にございませんが、保護者会や特別支援教室巡回教員との連絡会を通じて把握に努めております。

次に、今後の課題についてでありますが、巡回指導を進めていく中で、在籍学校との連携、特別支援教育専門員や巡回指導員の活用など、具体的な事例を通してよりよい制度となるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君）　御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君）　ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす８日につきましては、会議を休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君）　御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君）　これをもって本日の会議を延会いたします。

午後　５時５２分　延会